

第百四十二回
会

参議院国土・環境委員会会議録第十七号

平成十年六月四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月二日

山崎 正昭君

補欠選任

上杉 光弘君

上杉 光弘君

六月三日

上杉 光弘君

補欠選任

上杉 光弘君

上杉 光弘君

六月四日

上杉 光弘君

補欠選任

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

建設省住宅局長 小川 忠男君

事務局側 常任委員会専門員 八島 秀雄君

説明員

環境庁企画調整局長 廣瀬 省君

環境庁保健部長 月岡 英人君

文部省初等中等教育局教科書課長 井上 明俊君

文部省学術国際局学術課長 磯田 文雄君

文部省学術国際局研究助成課長 佐々木順司君

文部省体育局長 井出 道雄君

校健康教育課長 岡島 敦子君

農林水産省畜産局長 川本 省目君

農林水産省畜産局長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 川本 省目君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

農林水産省食品流通局野菜流通課長 北村 正一君

○委員長(関根則之君) ただいまから国土・環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る六月二日、山崎正昭君が委員を辞任され、その補欠として上杉光弘君が選任されました。

また、昨日、上杉光弘君が委員を辞任され、その補欠として馳浩君が選任されました。

○委員長(関根則之君) 建築基準法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小川勝也君 民主党の小川勝也でございます。いよいよ採決をする日ということになります。大臣、住宅局長初め建設省の皆様は心から敬意を表させていただきます。

今までの質疑の中でさまざまな問題点が浮き彫りになってきたと思います。そして、建設省自身も認めているとおり完璧な法案ではありません。少しでも問題点を明らかにし、その解明の糸口をつかむべく幾つかの質問をさせていただきます。

先日の参考人の方々からは、幅広い、そして非常にためになる御意見を伺いました。そのことも踏まえながら質問させていただきます。

まず最初に、これは私が神田参考人にお伺いしたことでございますが、地震に対するおそれも全国一律ではありません。北は北海道から南は沖縄まで日本は南北に長い国土でございます。建築基準法という根幹法があつて当然でありますけれども、その建築基準法も地域によって肉づけをしたり、上乗せをしたり、あるいは少し低くしたり、さまざまな工夫がなされていくようにすることが将来的にコスト削減等に役に立つのではないかと、こんな質問をさせていただいたところ、おおむね御賛同いただけたところでございます。

今回の建築基準法改正も一部にコストをどう下げていくかということも含まれていたかと思いますが、規制と現状というのは必要十分なほどいいわけではございませんし、規制が必要なものよりも低いと安全性に問題があります。そして、規制よりも現状が高いということになりますとコスト増につながると思います。

より必要な法律、規制ということを求めまして、今回は無理でございましょうけれども、建築基準法の中に地方に合った特色を出すべく上乗せをしたり基準を下げたり、さまざまな工夫がなされることに対して、お考えと今後の準備の方向についてお話を伺いたいと思います。

○政府委員(小川忠男君) ただいまの御指摘、二つの面でお答えさせていただきたいと思っております。一つは、基準法の中にいわゆる単体規定という構造安全性の分野と、それから町づくりとの関連の集団規定というのがございます。集団規定というのは、これはまさに地域の特性、文化、風土、いろいろございます。その意味では、法律が予定している類型の中から都市計画で当てはめて運用していく。その意味では、公共団体がいろいろお考えになった上でということが必要な担保措置であらうかと思っております。

恐らく、お尋ねの問題点は集団というよりは単体規定の方だろうと思っております。これにつきましては、基本的には全国一律の基準をベースにしなから、基準法体系として四十条、四十一条という条項がございまして、条例で上乗せしないし緩和できる、気候、風土等を念頭に置きました。したがって、それをフルに活用していただければ相当程度は今先生御指摘の点はカバーできると思っております。

ただ、参考までに申し上げますと、地震でございましてか、これは確かに全国かなりばらつきが客観条件としてございまして、したがって、条例に任せるまでもなく、地震あるいは積雪について言えば、客観的に結果として求める安全性の水準は一律でございまして、バックグラウンド

の状況は違うというふうなことから法律では何種類かに分けて基準を設定してあるということですが、要はお答えとしましては、構造単体についても地震、積雪については幾つかの類型を分けて法律そのものは準備してあるというのが一つ。

かてて加えて、それをベースにした上でも四十条あるいは四十一条の条例で地域性を加味した規制は可能ということで、結果的には余り活用されていないという印象は持っておりますが、やはり先生御指摘のような背景もあるわけですから、公共団体の活用を促したいというふうに思っております。

○小川勝也君 この問題は、時あたかも別の委員会で省庁再編法案をやっておりますので、私はこの省庁再編に当たってできるだけ中央で決める仕事は少なくした方がいいのではないかとということも含めまして考えたこととございまして。都道府県という単位が小さいか大きいかわからない議論もございまして。できる限り、その地域の実情を最も把握しているところで地域の決まりを決めていけるようにしたいというふうなことを思っております。

そして次に、今回の建築コストを下げるという点でございまして、中間検査を導人するということですが、コストを上げることにつながるのではないかと懸念があります。そして、今回の法律のほかの分野で、こういう規制は不必要なので下げましたのでコストが低減になるんじゃないでしょうか、こんな点がございましてお伺いをしたいと思っております。二点、お願いします。

○政府委員(小川忠男君) 基準法とコストとの関係で言いますと、私どもの率直な気持ちとしては、建築基準を性能規定化したこと自体が、多少時間はかかると思いますが、やはりコスト削減の最大のインパクトになり得ると思っております。ただ、それとは別に、今回御審議をお願いしております中で四点が思い切った規制緩和を個別分野でやっております。

一つは、住宅の居室は今まで日照を確保しな

きやならない、したがって一〇〇%北向きはだめ、こういうふうなことでございまして、一律に日照を確保しな

め、こういうふうなことでございまして、一律に日照を確保しな

きやならない、したがって一〇〇%北向きはだめ、こういうふうなことでございまして、一律に日照を確保しな

きやならない、したがって一〇〇%北向きはだめ、こういうふうなことでございまして、一律に日照を確保しな

す。わかる範囲で結構でございますが、どの分野が特定工程になりそうかというのを教えていただきたいと思います。

○政府委員(小川忠男君) 建築物によって若干違うかと思いますが、一般的に想定されます工程としましては、一つは基礎工事、それから鉄筋コンクリートづくりの場合には配筋関係の工事、さらには木造あるいは鉄骨づくりの場合には柱と梁の接合部というポイントが中間検査の特定工程として指定されるだろうという感じでございます。

○小川勝也君 次に、私が最も懸念をしております。いわゆる行政出身の人たちだけが建築主事として働く、その部分がどうも気になって仕方がありません。そして、坪内参考人からも階段の踊り場を例にとった話をいただきました。

私がこの前局長に指摘した点というのはそこでありまして、覚えておられるかどうか分かりませんが、百二十センチです。九十センチの非常階段で踊り場を百二十センチとらなさいいけないというところで設計をしたという話です。しかしながら、例えば自治体を退職された方だったら、うちは九十センチでも前に通したことがあるよ、こんな情報を持っていきます。そこで、特定行政出身の方だったら九十センチでございまして、これは非常階段の踊り場の問題でありますけれども、さまざまな分野で少しづつそういう差が出てくるのではないかと懸念をしております。

したがって、あそここの町の設計をするならば何々さんのところに確認をとってもらった方がうまくいくよ、小幡な融通もきいてくれるよなどということがあります。それを坪内参考人はばらつきという言葉であらわしてくれました。私がこの間申し上げたこともまさにそこでございます。そうしますと、まずただでさえ民間の出身の人よりも特定行政出身の人の方が仕事をとりやすくなる、なおかつその人たちが先発業者として最初に業として働いている、そして民間の人はそういう経験や微妙なところの

指摘のとおり関係団体の御意見でありますとかまは関係者の御意見を聞きながら、技術基準や運用指針の作成に当たりましては幅広く意見を聴取いたしまして、対応に遺憾なきを期してまいりたい、かように考えております。

○福本潤一君 公明の福本潤一でございます。

今、大臣が五十年近くの大改正だということ、運用またさまざまな、五十年のひずみとは言われませんが、改訂して今後の建築確認行政をうまくスムーズにいくようにしたいということだと思います。

前回、私が質問させていただいた中で、不動産にはPL法が適用されないで建て売り住宅を中心に欠陥住宅がかなり起こっている。私も欠陥住宅の裁判はどんなのがあったのかなということ、何点か拾い出してみたら、一番新しい例で言いますと、熊本地裁で建て売り住宅を買ったところ、瑕疵担保とか不法行為裁判をやった結果、建てかえ費用、慰謝料、弁護士費用を認めたというような例とか、いろいろ欠陥住宅であるがゆえに裁判事態になっていったという事例があるようでございます。

ですので、大きな改正で総合的な対策を推進するという大臣答弁を前回いただきました。そうしますと、今回の改正で対策がどういうふうに進んでいるのかという点を、現行法と改正後というふうな違いが起るかということを含めて、建設省の対応について確認させていただきたいと思っております。

○国務大臣(瓦力君) 福本委員から先般も欠陥住宅問題につきまして御質問をちょうだいいたしました。

国民の健康、生活の基盤を脅かす大変重大な問題である、かように認識をいたしております。今回の建築基準法の改正におきましても、検査制度の実効性を高めるために民間検査機関の活用でございますとか中間検査制度の創設など、欠陥住宅問題解決に向けて措置を講じてまいるわけでござ

います。さらに、最長十年の保証を行う住宅性能保証制度等の充実など、欠陥住宅の根絶に向けた総合的な対策を推進してまいらなければならぬ、かように存じております。

戦後五十年といえますか、それなりに対応してまいりましても、いよいよ国際化でありますとかそれぞれの性能分野においてすぐれたものを開放していかなければならぬ時代でございますので、一層欠陥住宅問題につきましても意を用いてまいりたい、かように考えております。

○福本潤一君 新旧、改正前と後がどうなるかという問題、これは局長の方にもお答えいただきました。話ではございます。その前に、今回新たに柱を四本立てて改正されたということになると、さまざまな形でそういう問題が起こらないようになつていく方向だろうというふうに考えた上で、参考人の御意見とか法案を私も再度深く読んでみたところ、若干わからないところが何か所かありますので、御質問させていただきますかと思っております。

まず、建築基準適合判定資格者検定というものがあります。受験資格が二年以上の実務経験が必要というふうになっております。これは民間開放の例でございますが、民間の方が資格を取得する場合に要件が二年ということになりますと、昔お医者さんが、卒業して国家試験を通つたけれども二年間インターンというふうな形で無給の問題とかさまざまな問題が起こつて、昭和四十三年ぐらゐの大学紛争の背景にはそういう問題があったということがあります。

そうしますと、この二年間実務経験をしている間は保障がないのかという問題も含めて、これはもう少し短い方がいいんじゃないかという気もするわけです。先ほど小川委員の答弁の中に二年間は過渡的だということもお言葉も出ていました。ですので、この短縮方向も含めて、過渡的という意味も含めてお答えいただければと思います。

○政府委員(小川忠男君) 先ほど過渡的と申し上げましたのは、制度をつくってそれが定着するま

でのしばらくの間、行政出身者が大宗を占めるといふのは過渡的な現象としてある程度やむを得ないのかなという意味で実は使わせていただいたわけでございます。

実務経験が二年間というのは、長い短いいろんな議論はあろうかと思いますが、一つには現在建築主事の資格もやはり二年間の実務経験をベースにしているということとの制度の突合性の問題といふのも一つございます。それからもう一つは、自分で設計することではなくて、全く関係のない方が設計をされた、しかもいろんな種類の構造があり用途があり規模があるわけですから、そういうものに対してきちつと審査をしていくという意味では、単に設計ができるという能力とはちよつと違った能力なんだろうと思っております。その意味では、先ほど若干申し上げたと思いますが、初めて行政が専管的にやっていた分野を民間に開放するといふこともございまして、やはりどちらかといえば制度はきちつと構成するという方向に枠組みの基本的考え方を置かせていただきたいと思っております。

御指摘の点は、運用後十年とか二十年というタイムで見たときの反省点としていろいろ出てきたときにいろんな組上りのり得る議論だとは思いますが、当面はどちらかといえば厳格な方向で枠組みをつくるという方向でやらせていただければというふうに思います。

○福本潤一君 十年後二十年後を念頭に置いて今考えておるといふお返事がありました。

前回の参考人の御意見を伺っている中で思ったんですが、今回三段階のチェックというものが始まる。最初建てるときに建築確認をまず受ける必要がある。そして施工主が工事を始める、中間検査が行われる、最後にまた最終チェックがある。トリプルチェックという三段階があるということでございます。建て売り住宅等を考えてみますと、建築段階は全然見えないことではございませんが、上がったものを外側から見ただけで購入するということになりますので、その間の

チェックが全然見えない。したがって、買った後住んだときにさまざまな問題を生じることがあるだろうと思っております。

今回、そういう三段階の時期にトリプルチェックすると同時に、チェックする人という立場で考えますと三人の人がおる。施工主、建築士といふのが、建築主事がある。だから、三つの主体者が建築物をチェックするということになると、多いがゆえにいいという面と、多いがゆえに若干無責任になるという面があるかと思っております。

現行法での建築確認を各県で見ても、ざらる法という言い方は大げさでございますが、十三都市建設法という表があります。そうすると、大阪は検査済み証交付を受けているのが一三・七％と一番低い。広島が七五・八％と一番高い。七五・八％違法、法を守っているところは七五・八％いるというところは、何ば高い広島でも二五％ぐらゐは法を守っていない違法状態だというのが現状の話でございます。

ですので、こういう形で法律を違法していないのが普通の状態、半分ぐらゐはもう無理な状態といふので進んでいる中で中間検査をすると、確かにもう一回チェックがふえたなというようなこともありますが、と同時に建築確認する側が三者に分かれていっている形よりも、僕らから見るとむしろ同一人物がその建築物に責任を持つ。例えば、一級建築士なら一級建築士がその建物に責任を最初から完全に責任を持ってやるという方が、三者に分かれてやるよりはこれはまたいい面もあるかと。

ただ現行では、ゼネコンに頼んで、ゼネコンの会社に雇われている立場の建築士がやる場合は、これは談合と言われないです、癒着とも言いませんけれども、ゼネコンと一緒に建築をやるという形でチェックすることができないという中で考えますと、建築士の立場を強化するという方向性も一方あるかと、不法建築、欠陥住宅のときには要するに、前回は議員立法でやらせていただい

た、市川さん、建設省のOBで元国土庁の事務次官の方でしたけれども、一緒にやらせていただいた中に、建築士事務所を独立させる。前回、建築の仕方に二種類あるというのを局長は答えられました。一たん建築士に頼んで、その頼んだ住宅を建築士が責任を持って見積もりして一番安い費用と。見積もりをした上で一番安いところを選ぶかどうかは施主の判断、あとは全部建築士が確認する、それで行政の側にチェックを受けるという形が一つある。

そうでない場合は、一級建築士というのが会社の側にいて、会社の中に登録はしているけれどもその人は名目だけで、実質はほとんど機能しないまま会社として設計もして最後は印鑑だけばつと押す資格というような形になっている面があるというのを考えますと、二年以上の実務というのを十年後二十年後ひよつとしたら、これは建設省のお考えは何にねらいがあるかなというのを若干考えさせてもらおうと、一つは試験ができる。試験が新しくできるということになると、建設省の立場は強くなる。

私は文部省におりましたので、共通一次試験の後、文部省がかなり力量が強くなった。学者の方は試験もできない、できないという二次試験で若干ということですから、だから試験というのは強力だというのがありまして、それが本当のねらいかなとかいろいろ僕らも考えるんです。二年以上にすることによって建築士さんを強くする方向がもう一方ありながら、それをしていまま試験をする。それで、二年というのは過渡期的。過渡的の意味がいろいろあるようですけれども、ひよつとしたらこの二年は本来の十年後二十年後を目指した大局のもとで建築士をそういう形でやるような方向に持っていく前のものじゃないかなろうか。

そういう意見をちらつと伺ったことがあるもので、そこは十年後二十年後の体系の中のワンスアップでこれをとりあえずやったというふうに考えてもよろしいのかどうかをお伺いしたいと思

ます。

○政府委員(小川忠男君) 若干不足だったかと思えますが、十年二十年というのは、実務経験が二年をどうするということに限定されるというよりは、十年もたてば制度全体は一回洗い直してみる、点検してみようという節目だろうというほどの意味で、十年あるいは二十年というチームで見ればいろんな検討する議論があるのかもしれないというふうなことを申し上げてございまして、確たるスケジュール的なものとして申し上げたわけではないということを確認的にお答えさせていただきます。

それから、もう一つ、明快なお答えになるかどうかわかりませんが、建築物といういろんな意味での複合体、しかも長い間使するというものをきちつと監理するということには、やはり設計の段階、施工の段階、完成した段階という時期的な意味における段階と、それからだれが責任を持つのかというときに、私自身の言葉で言いますと、内部監査みたいなものと外部検査というものと、それがうまく複合的に機能するということが必要だろうと思ひます。

その意味では、自己規律の問題として、設計をされた建築士の責任というものは当然今まで以上にきちつと明快な形で担っていただきたいと思ひます。施工者には当然施工者の義務があると、それから外部からの新しいチェック体制というふうなものも補完的に設けたいということの中で中間検査制度を設けると同時に、今いろいろ御指摘ございました設計者による工事監理というものも、千載一遇の時期でございますので、若干少し運用に甘かった点があるかと思ひますので、その辺のところはきちつとした形で体制の締め直しといひますか再構築をしたいと思っております。

○福本潤一君 きょうはもう採決の日ですからあれですが、私も余り裏を勘ぐるタイプではないので素直なタイプですが、文部省の共通一次のときも、共通一次にしたら受験戦争がこれで緩和されるというところに、ぼつと共通一次、新しい受験

体制をやるよと言つたら、急に何か受験戦争がおさまるような錯覚にとらわれた高校の人たちがぼつと乗つちやつた。我々が見たら、どう見てもこれはもつと激化するぞ、共通一次になったらこういうところが見抜けないまま変化していったということがあります。

再度お伺いしますが、民間導入、これは規制緩和だよ、非常にいいよと言われる制度ですね。ただ、民間の人に聞いたら、若干これに入る気持ちがない。この前、参考人から来られた鹿島建設の方も乗る気はない。乗る気はない理由もさまざまあるんでしようけれども、官と競争してやれるような民間が委託業務をして経営は成り立たないというふうな形もあります。制度はできても現実には運用できるのかという中で今回の法案改正が進んでおるといふことがあります。

とすると、細かい話もいろいろ聞きたいと思つておるわけですが、それ以上に、これで民間が成り立つ形で、大いに入ってくださいという気持ちでおられるのか、いや、これは次のステップのワン段階だから、民間もこの二年以上の実務がありますから、二年たつたらまたちよつとした方針変更をされますかという二年間ということか。

これはもちろん実務経験の二年ですけれども、建設省は案外、民間は余り入っていない段階を経て次のステップに行こうとしておられるんじゃないかという勘ぐりをちよつとしてみたいと思ひますので、その点、民間は大いに入ってもらいたいのかどうか、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員(小川忠男君) いろんな意味で非常に素直に制度をつくつたつもりでございますが、それから、民間に対する期待でございますが、多少時間がかかることが仮にあるにしても、やはり行く先々を考えたときにはきちつとした形で民間が進出していただきたいと思ひますし、進出した上できちつとしたマーケットが形成されるということを将来の行政の理念型として念頭に置いていろいろな努力をさせていただきたいと思ひま

す。

○福本潤一君 では、民間が入るときに入りやすい体系で今後考えていかれるという流れだと思ひます。

そのときに、官と民という形で分かれたときに、では官はもう既にその資格がある人がおる、官の人はもう過去の経験も実務もある。民の人が乗り出したときに、建物も新しい事務所を用意しなければいけない。一方は市役所の中でやるというふうな形でさまざまなハンディがあるとありますが、手数料の関係も含めてどういう形でそのハンディを民の人が乗れる体制に持っていくこととされているか、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員(小川忠男君) 手数料については二つあると思ひます。

一つは、現在の行政がいただいております手数料が未来永劫このままでいいのかという基本的な問題点が一つございまして。これについては、若干時間がかかることは覚悟はしておりますが、もう少し応益的な負担関係というものは明快にすべきであるという基本的な考え方を持っております。

それから民間の料金については、これは民間でございまして、非常に理想的なことを申し上げれば、最後はそれはマーケットの需給関係によって決めればいい話である、市場によって価格とサービスの対応関係が決まるというのは一つの基本形だと思ひます。ただ、しばらくの間は多少行政とのバランスもございましてのいろいろなチェックは必要かと思ひますが、基本は民間のマーケットが決めることだという感じを持っております。

ただ、むしろ民間でございまして、私どもが本心に懸念しておることを率直に申し上げますと、恐らくもうかるところでしか出てこない、逆説的な言い方をしますと。もうかる対象地域でもうかる物件しかやらないということの方がむしろ現実の民間のビヘービアなのかなという感じがいたします。ですから、話があつちへ行つたりこつちへ行つたりして恐縮でございますが、やはり行

政はそういう場合にも備えた上での補完的な役割は長い間せざるを得ないだろうという感じがいたします。

ただ、いずれにせよ長い目で見たときには、くどいようですが、建築物をきつと評価する、監理するという仕事、ビジネスというのは、基準法の確認検査だけではなくて、やはり日本の建築物をめぐるいろんなマーケットが成熟してくればそういう専門的な能力、評価、客観性を必要とする分野というのは恐らくマーケットが自然に生み出してくるだろうというふうな感じも行政としては持っております。

○福本潤二君 民の目的は利潤追求でありますし、公、官の目的はやはりすべての国民の奉仕者としてやっておるわけですから利潤追求とは違う。そういう大きな体系は違う中で、これから行政の中で民の人が乗れるような形で、意見もよく聞いた上で対応していただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○緒方靖夫君 具体的な問題になるべく多く質問したいと思っておりますので、端的に簡潔にお願いいたします。

まず、欠陥住宅問題と中間検査の問題なんですけれども、中間検査の導入、これは欠陥住宅を防止する対策として非常に期待があると思うんです。しかし、この改正案を見ますと、検査の対象は特定行政庁の指定にゆだねられて、欠陥住宅防止になるかどうか、そういう疑問も出されております。法制化を図った建設省として、特にどんなものについて中間検査を行うことを期待しているのか、戸建ての住宅が含まれるのか、お尋ねします。

○政府委員(小川忠男君) 二つあると思います。

一つは、やはり極めて特殊な大規模な建築物、これが一つ。それからもう一つは、建て売り、分譲等々を念頭に置いて、粗製乱造ということに対応するために戸建てを含んで指定するという二つの流れがあるかと思えます。

○緒方靖夫君 欠陥住宅問題では非常に相談を受

けるわけですが、雨漏りや壁の剝離とか、あるいは床の傾斜とか建具の取りつけの問題、そういう苦情が多いわけです。住宅の中間検査でこうした問題というのは防止できるんですか。

○政府委員(小川忠男君) 原因にもよると思いますが、常識的な意味における雨漏りが中間検査で一〇〇％確認できるかと言われると、私は非常に難しいと思います。

○緒方靖夫君 そうすると、こういう問題というのは建築基準法の以前の瑕疵の問題、そういうことに当たるということで、建築基準法ではチェックしにくいという問題になりますか。

○政府委員(小川忠男君) 建築基準法の中間検査という一回限りの検査で確認するのはなかなか難しいと思います。ただ、事後的に見えた場合、その原因が設計いかんによるのか、工事の施工不良であるのかということでも事後的に責任追及をする体系というのはいずれ得ると思います、基準法の問題として。

ただ、一般的に言えば民事上の問題として、瑕疵担保の問題として解決される領域かなという感じがいたします。

○緒方靖夫君 建築基準法では非常に大きな限界があるという、そういう答弁だと思います。それで、柱とりの結合や基礎、土台など構造上の重要な問題、これは建築基準法の問題です。しかし、戸建て住宅などの四号建築物は建築士が設計どおりの施工を確認していれば単体の相当部分の検査項目が除かれる、こういうことです。

局長は前回の御答弁の中で、マスプロ的な住宅建設が一般化する中で問題が発生してきたと、そういう答弁をされました。ハウスメーカー住宅は、社内の建築士が工事監理をしているから中間検査をしても構造強度などは検査されないのではありませんか、こういうことが懸念されるわけですが、建築士の確認が常に正しい、そういうことが言えるんですか。

○政府委員(小川忠男君) 建築士といえどもミスをするのは人間ですからあり得ると思います。

ただ、御指摘の点は、きちっとした建築物になるかどうかというのを一つのシステムだけで一〇〇％鑑定するのは私は不可能だと思います。

したがって、内部検査体制、これが自己規律の問題としてきちっとするよう制度をうまく構築していく。設計士が工事監理をきちっとやる、またやらざるを得ないような体制をつくり上げるというのが一つ。それから、外部から中間検査という形で外部チェックの体制をとる。やはりアプローチの仕方は単一ではあり得なくて、二つ、三つというふうなものをつまみかき合わせるというのが現実的だし、それでしか完璧な方法はない得ないだろうと思っております。

○緒方靖夫君 建築士に虚偽あるいは誤りがあったとき、その対処はどういうものですか。

○政府委員(小川忠男君) 誤り、ミスの程度によって異なりますが、極めて悪質な場合には免許停止、それから極めて簡単な場合には口頭注意、いろんな態様に応じてそれぞれの対応があると思います。

○緒方靖夫君 そういうミスが見つかった、あるいは虚偽が見つかった、それによって建築士が処罰される。程度によりいろいろあるかもしれませんが、そういうことがあっても結局欠陥住宅をつかまされて泣かされるのは庶民ということになるわけです。

建築基準法の体系というのは施主、設計者、施工者、工事監理者がそれぞれの責任を果たす、そういうことが前提でつくられている、それが仕組みです。そうすると、そういう法律で違反があれば処罰されるということで適正な業務の執行が担保できるということになっていると思うんですが、これも、違反の摘発というのはこの間の答弁でも、平成八年ですか、一万六千件というお話がありました。氷山の一角です。

関係者がすべてプロである場合ならばそういうことでいいかもしれませんが、お互いさまということかもしれません。しかし、一般住宅の注文者は建築についてはいくらかの素人なわけです。そう

すると、建築基準法で整合性がとれていても、それが確保されていても、結局は消費者行政の立場からいうと大きな問題が起こる、そういうことが起こり得ると思うんです。

そうすると、今局長はこの審議ですから建築基準法の担当者として答弁されているけれども、私は国民に責任を持つ住宅行政の担当者、その立場からこういう問題に対してどういう対応をされるのか、それをお尋ねしたいと思えます。

○政府委員(小川忠男君) 消費者行政あるいは住宅の購入者は一般的には常に素人であるということとは、やはり行政を組み立てるときには大前提として念頭に置かなければいけないと思えます。

欠陥住宅問題、これを消費者行政的な面から光を当てた場合に、今回お願いしております中間検査制度とかあるいは中間検査の導入を契機にして設計士による工事監理のもう一回きりとした体制の立て直しを図りたいと申し上げましたが、そういうこととあわせて、中長期的と言いますが、ございますが、次のステップの課題としては、基準法で一步踏み出した分野については基準法だけでは対応できない領域というのは残っていると思います。残っている分野についてはやはり政策テーマの一つであるという問題意識は持っております。

○緒方靖夫君 今言われた問題意識というのは私は非常に大事だと思うんです。この間も町づくりの問題でも建築基準法で大きな限界がある、そのことも述べましたし、やはり欠陥住宅の問題でもそういう問題がある。ですから、そこをどう埋めていくか、それが多くの国民にとって切実な願いであり要求なんだということを、このことを私は述べておきたいと思えます。

それで次に、私は連橋建築物の設計制度の問題について質問したいんですけれども、この問題、実は狭い道路への過重な自動車交通の負荷がかかるおそれがあるとか、あるいは余裕容積率の金銭的な取引問題、こういうことが発生して都市計画制度が根本から脅かされるといういろいろな問題を

生んでいると思うんです。そういう点で私は、具体的トラブルとかよく相談を受ける問題、そういうのを例に出しながら質問したいと思うんです。

連棟建築物の設計制度の認定は、特定行政庁の公告と事務所での関係図書の閲覧ということになっていきます。しかし、この閲覧というのは、その土地で実質的な容積率の制限はどうなっているのか、隣接地との容積率のやりとりの条件がどうなっているかということなどこれでわかるのかどうか、これがやっぱり大きな問題だと思うんです。こうしたことは宅建業法の重要事項説明で義務づけられるのか、その点をお尋ねいたします。

○政府委員(小川忠男君) 連棟建築物設計制度の運用によって、結果として容積率が隣の建物に移転するという現象が生ずることは御指摘のとおりでございます。それは台帳といえますが市役所での縦覧ですとか、あるいは別途建築物について台帳をきっちり整備したいというふうに申し上げたと思いますが、そういうものを見ることによって何%の容積率が移転しているということが判明するような体制制というのは準備したいと思っております。それから、当然のことでございますが、そういう事例については宅建業法におきます重要事項説明に省令改正をして加えたいと思っております。

○緒方靖夫君 非常に重要な答弁だと思えます。ぜひそういう方向で、わからないとそれがトラブルの大きな原因になっているので、やっぱりそういう方向に踏み出していただきたい、このことを要望しておきたいと思えます。

それから、現状では今私が指摘したような問題、容積率がどうなるかということは一一般には知りようがないわけです。そうすると、特にこの制度で容積率を上乗せしてつくられたマンションの場合に非常に大きな危惧があるわけです。実際に大きな問題が起こっております。例えば、容積率の上乗せに関する契約の期限が建築物の存続期間中などとなっていると、建てかえのときにはそれまで上乗せされていた部分が現状の容

積率よりも小さいものしかつくりたいということになるわけです。そうすると、建てかえのときにびつくりされる方が大勢おられるわけです。マンションの購入者がこの制度や容積率の上乗せについての契約内容の意味を十分理解している、これはまず期待できません。そうした問題が生じないようにする対策、これはどういうものがありますか。

○政府委員(小川忠男君) 基本的には先ほど御説明したことに尽きると思えます。要は台帳がきちっと整備され、宅建業法の取引の際には重要事項説明としてその事項が指摘されるということが基本だろうと思えます。恐らくそれ以上の手だてというのは、制度的には非常に考えにくいと私は思います。

○緒方靖夫君 建てかえの際に現状の延べ面積を確保できない、これは各地で起こっている問題、トラブルの一番大きな問題の一つだろうと思うんです。これまでも建築確認の敷地の一部を分譲の共有地から除外して販売するという事例もあつて、重要事項説明だけではこうした問題を防げない、こういうことが実証されてきたと思うんです。

先ほど、欠陥住宅の問題の際にも指摘していましたが、欠陥住宅の問題の際にも指摘していただければならないというののは先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。ただ、いわゆる瑕疵担保みたいな形で、一般的にはユーザは素人でございますから、幾ら努力をしても素人としては見抜けないというのにはやむを得ないところだと思えます。

そういうふうなときに、消費者行政的な観点から

いろいろな体系を整備するというのにはやるべきだと思えますが、例えば今問題になっているような容積率が移転しているあるいはないということについては、恐らくこれは素人であっても、台帳整備が行われ、重要事項説明に加えられるということであるならば、これは個人の責任領域の問題だろうと思えます。

○緒方靖夫君 確かにそういうことになるかもしれませんが、制度上は、しかし、現状としてはそれが広く知られていない。そこで起こる問題、それからびつくりする問題、そういう現状がある。その辺の目線をうんと下げていただいて、そういう立場から国民が本当に住宅でトラブルが起こらない、そういうことが少なくなる、そういう行政を進めていただきたい、そのことをお願いしたいと思えます。

最後になりますけれども、今回の改正によって従来の仕様規定から性能規定にということになって、その点で中小建設業者の不安、これは非常に強いものがあるんです。自分たちの仕事がかえらなくなっちゃうのか。輸入住宅がどんどんある、あるいは大手のハウスメーカーがどんどんいる、あるいは性能規定でやってくる、そうすると自分たちの仕事はどうなっていくんだろうという不安が非常に強いわけです。

局長も、町場の工務店がいい仕事をしている、信用される仕事をしているという話もされました。私はその点でこの問題は非常に大事な問題なんです、これから起こり得る問題についての必要な情報開示とかあるいは対策とか、その点は建設省としてきちっとした対応をしていただきたいと思うわけですけれども、その点での対策、お考えを伺います。

○政府委員(小川忠男君) 確かに性能規定化すれば、技術は今まで以上に目まぐるしく開発されると思えます。その意味では、きちっとした形で一つには類型化すれば、仕様規定に切りかえていって大工、工務店さんでもわかりやすくするという方法もあるでしょうし、あるいは性能規定のまま

でも情報の伝達といえますか、周知徹底ということとは業行政的な観点からもきちっとした形でやるべきだと思えます。

それから、そういうものを使いこなせるような形にするために、行政としては個々の大工さん、工務店に対していうわけにはまいりませんが、いろんな意味での中小の団体もありますので、団体の役回りかなという感じは持っております。

○緒方靖夫君 終わります。

○泉信也君 今回の基準法の改正については、従来に増しているような形で民間の活力を使う、あるいはこれまでの問題点を整理してこういう意味では一つの進歩だということふうに思っております。

今までの御質問の中にももう既にかんがりの御議論がございましたので、若干重複はあるかもしれませんが、できるだけ避けてお尋ねをいたしたいと思えます。

中間検査の導入について、先日の参考人のお話の中にも幾つかの御指摘がございました。問題住宅ができればそれはトータルな意味で国民経済的なマイナスにもなるので、それを防ぐためにもこういうシステムが重要であるということの御指摘もございました。しかし一方では、この特定工程というものがどういうふうな設定されるのか、特定工程はできるだけ少なくすべきではないか。それは先ほどの御質問にもございましたように、工事がストップするとかいろんな意味でコストアップにつながる可能性もあるということ、このような御指摘が坪内参考人からも出たところでございますが、この点はどういうふうな考えでしようか。

○政府委員(小川忠男君) どの程度のテンポでどの程度の広がりです。特定工程を指定するかというのは、一つには行政側の実力の問題がございます。実力という意味は先生もおっしゃられましたように、工事を中断させる効果を持つものから、その辺のマイナス面との兼ね合いということだと

思います。

ただ、基本的な大きな流れの中で申し上げますと、基準法の最大のウィークポイントというのはペーパーチェックであった、したがって実物そのものに対して監査が入らないということがございまして、大きな流れからすれば中間検査制度というものは、私も前からすれば一歩大きく前進したという印象を持っております。

ただ運用につきましましては、一つには、繰り返し議論がございまして、欠陥住宅問題にある種の有効なカードとして運用するという面もございまして、それから、阪神・淡路なんかを念頭に置いて、特殊な大規模建築物に対して絶対大丈夫なような体制を完備するという点もございまして、そういうことをあれやこれや考えながらやらせていたのだと思います。

○泉信也君　そこでもう一つ、大きな建設会社ではいわゆるISO9001という品質管理システムを導入して自分たちでやっておる。したがって、こういうこの中間検査の導入というものが逆に民間の自主努力を阻害すると言つとちよつと言い過ぎですけれども、自主努力の信頼性に疑問を持った結果、いたずらに行政の作業をふやすというふうなことになる、結果的には合理化につながらないんじゃないか。

ですから、これは大きな企業、こういう監理システムを導入してきちんとやるところと、中小企業の場合に若干差を設けていかなきゃならないというふうに思ふんですが、そうした行政上のかじ取りが今回の法改正でもできる余地があるんじゃないか。

○政府委員(小川忠男君)　まず、前座の方でございまして、一つの方法だけで完璧にというのは難しいと思います。その意味では、設計士による内部検査、施工監理というものをきちんとすることとをやる一方で、第三者が外部から検査をするという二本立てに事柄はなるんだろうと思います。

そのときに、制度としてA社、B社、C社に

よってというのは現実には非常に難しいと思います。ただ、建物の属性ですとかそういうものによつて指定をするしないという形でいろんな現実を目配りすることは行政運用の機微としてあり得るのかなという感じはいたします。

ただ、くどいようですが、大企業だからあるいは中小企業だから、A社だからB社だからというのは基本的には行政としてはあり得ないスタンスだと思います。

○泉信也君　確かに、局長のお答えのとおりのは私は否定するものじゃありませんけれども、そういう自主監理のシステムを構築していつておる企業、そういうものはそれなりの評価をして、できるだけ自主努力をさらに向上させるような対応を考えていただくことが必要なんではないかということだけとりあえず申し上げておきます。

それから、今回の性能規定化に關してでございますが、今の三十八条でもこのような性能規定的な運用が行われておる。ただ、現場の方々の声を聞きますと、費用が高い、時間がかかる、こんな声がありまして、この三十八条の運用をもつと効果的にするために、今のこのような短期間でやる、コストを下げるというふうな御努力をやつていただく必要があるかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(小川忠男君)　現在の三十八条認定の運用を、弾力化と言つと語弊がございまして、強化することによつてかなりの程度の運用ができるというのは事実だと思います。

ただ、性能規定化と三十八条認定の恐らく基本的な違いというのは、三十八条というのは言うなれば基準と検証方法がないブラックボックスのところまで一件審査をするということだと思ひます。性能規定化の場合には、目指すべき性能水準が数値基準ではつきりしている、それで検証方法もはつきりしている。したがって、企業からすれば、三十八条認定で、申請をしてみなければ結果がどう出るかわからないということに対して、これをクリアすればOKだという水準があらかじめ

はつきりしている。これは企業にとつて研究開発投資を投入する場合に、結果がわからないものに投入するというのが水準がはつきりしている、検証方法もはつきりしているという場合には取り組み方も違ふし、コストも当然に違つてくると思ひます。

その意味では、単に原則と例外を逆転させたというだけではなくて、企業の個々のビヘイビアからすれば百八十度局面が違つた世界が広がるという感じは持つております。

○泉信也君　それから、今回の検査機関が民間に開放される、このことについては先ほど来幾つか御質問がございましてけれども、特定行政庁に報告義務があるということが実質的な二重チェックにならないかという心配を私はするので、その点はいかがですか。

○政府委員(小川忠男君)　確かに行政に対する報告義務はございまして、これはあくまでみずから確認検査した概要を行政に報告する、それだけの話でございまして、それをベースにして行政が再度点検する、チェックするということだけの詳細なデータでもございせんし、行政側にそれをやるつもりはない。

本当に必要なあるならば、単なる報告ではなくて、行政権の監督権の発動として一件書類をもう一回取り直すとかということをする方がいいわけですから、報告そのものは極めて事務的なものだと理解しております。

○泉信也君　この民間機関が過渡的な段階で、建設省出身者とか特定行政庁出身者を中心にして動き出すということとは、これはやむを得ないと私は思つております。

そこで、時間とともに本間に民間の機関に対応していただくように育てていただかなきゃならぬ。その際に、先ほど局長が答弁もなさいましたけれども、いわゆる検査の費用の問題がどうしても私は気になるわけでして、今の費用を比べますと、かなり官民、官民と申しますか米國、英國に比べても日本は非常に安い状態でやつていただい

ておる。恐らく諸外國の例に倣う程度の費用がかかるということになりますと、大分ギャップのある中でスタートをする。先ほどの御答弁で官側が応益的な負担をやつていただくことだと、そういうお話がございました。これは実態的にどうやってその格差を埋めていけるのか。

逆に言いますと、民間側の検査費用というのを何か官側でチェックされる、あるメルクマールでこの程度でよろしいでしょうというようなことを指導されるというようなことはあるんじゃないか。

○政府委員(小川忠男君)　サービスといいますか、料金水準そのものは恐らく基本的には各自がそれぞれマーケットの状況を見ながら設定すればいい、行政が高い安いと言ふ事柄では本来的にはないと思ひます。ないと思ひますが、制度の立ち上げしばらくはいろんな意味で御相談させていただくということもやむを得ないと思つております。

ただ、高い安いということなんです、それは恐らくサービス水準との見合いだろうと思ひます。要するに、二週間三週間かかるものが一日か二日となったときに、仮に料金が二倍でも安いと感ずる方もいるでしょうし、あるいは膨大な資料がフロッピー一枚でということにメリットを感ずる企業もあるでしょうし、その辺のところは、民間である以上は仮に高く見えてもサービスに見合ったそれなりの価格ということですから、単純に一件当たり幾らということでは比べれば、現在の行政の料金というのはかなり低い相場だと思ひます。

これについては、さつき申し上げましたように、長い目で見ればきちつとした応益体系は編成すべきだと思ひますが、しばらくの間は行政はちよつと安いということでの店開きが始まるということだと思ひます。

○泉信也君　できるだけ早く民間の方々が本当に力を発揮できるような、いいサービスができるような仕組みを持つていただきたいと思います。

す。

最後に、違うことをお尋ねしますが、建築審議会ですか、これは牛とか豚とかと言つては悪いのでしようけれども、畜舎の關係に対する建築基準法の適用みたいなものがどの程度になるのか。私が北海道でお尋ねしました話では、大変厳しく適用されて、人間が住むのか牛が住むのかわからないようなものができて、その費用負担で業の経営が難しいという、極端な例だと思ひますが、そういうことを伝え聞いたわけですか。こういうものに対して、運用上は当然差があると思ひますが、どんな今対応をしておられるかだけ教えてくださいます。

○政府委員(小川忠男君) 突然なので、詳しい正確なところはお答え申しかねるのでございますが、畜舎等については規制が極めて大幅に緩和されたという報告は受けております。したがひまして、ひとところ言われたように、牛にも人権があるというわけではございませぬけれども、いろんなあれやこれややつていたのが極めて最小限の規制しか残つていないという程度に緩和されているはずでございます。

詳しい話は、また後刻御報告させていただきますと思ひます。

○泉信也君 終わります。

○山崎力君 最後の質問になりましたので、長い間でもないんですが、この問題をやってきました。私なりの結論を先に申し上げますと、方向性としてはいいのかなという気がしております。ただ、これが、大臣のお言葉ではございしますが、本当の建築基準法の抜本改正なのかなというところ、これが抜本なんだという気もしております。

そういうところから見て、一、二お尋ねしたいわけですが、前の何人かの委員の先生からも出ていましたけれども、要するに不良建築物、そういったものをどう防ぐかという意味でどうしたらいいんだらう、特に建て売り住宅の場合の例がよく出ております。設計ミスなのか施工ミスなのか、あるいは悪意のある手抜きなのか単なる施工

不良なのか、そういったことに対してある程度悪質なもの、それから技術の未熟なものはこういうた業界から出ていってもらうということによつて、品質を確保するという考え方が私はもう少しあつていいんじゃないかなという気がしております。

その点、例えばこういうことまでやるようじゃけしからぬというような基準というんですか、そういうものを統一する程度全国的にやる必要があるんじゃないか。あるいは会社、個人の業者でもいいんですが、そういうものに對して行政上もう少しきびきとした排除の方策がないのかというふうな思つておりますが、その点についていかがでしょうか。

○政府委員(小川忠男君) 手抜きとか設計あるいは施工のミスといつても、事の輕重はおのずからあると思ひます。したがひまして、例えば中間検査制度を導入するといったときにも、どういふ点が検査のポイントになるのかというところは体系的に全部を網羅するといふわけにはいかないと思ひますが、きちつとした形である程度チェックポイントを整理して皆さんにお示しした方がいと思ひます。そういう極めて重要なところに対して極めて悪質な違反があつたという場合は、単なる輕微なところでミスがあつたという場合は、恐らく処分の体系が違うことはしかるべきだと思ひます。

現段階でのいろんな処分のあり方について申し上げますと、私自身率直に申し上げてかなり甘しいというのが現状だと思ひます。その意味では、今回の建築基準法の施行、さらには設計士、建築士によります工事監理の再構築というものと軌を一にして、処分体系、行政処分のあり方についてもう一度点検させていただきたいというふうな思つております。

○山崎力君 本当に悪質になればこれは刑事罰の対象にもなるわけですが、刑事罰と行政罰との關係をどうするか、それから実際に行政罰のところの運用をどうするか。その運用主体が司法と違ひまして、実際にそれを運用する者が、まさか一々

建設省の役人が行くわけでもないし、それじゃ県なのか市町村なのか、そのときの教育レベルが同じなのかどうなのか。これは問題が山積みだらうと思ふんです、実際にやろうとすれば。

つけ加えて言えば、いろいろ台帳の整備その他もあるんですが、これも本当にきちつとして、全国的にある程度の比率で七割とか八割の建物まで全部わかるような台帳を整備するといふのは、これはもう膨大な作業量が必要になつてくる。そういった意味では、制度はいいんだけど実際にどうそれを運用していくか、運用するデータをどう整えるか、これは極めて私は将来的にも何年か計画できちつきちつとやつていかないと、単なる絵にかいたもちになる法案ではないかというふうな危惧しておるわけでございます。

その点はこれだけにいたしまして、次の問題で伺ひたいのは、この問題でよく出てくるのが建ぺい率、容積率あるいは用途指定という問題ですが、このところのところがどうもはつきり見えてこない。先ほどのお言葉で言えば、単体規制といふことに関しては非常にいいわけでしょう、この問題では。ところが、もう一つの集団規制のバックグラウンドにある良好な町づくりをどうするかといふことになりまして、これは大臣のお言葉にもありましたけれども、地方の特色を生かしてとか、地方の中心、自治の形で言う都市計画をどうするかとか、町づくりプランをどうするかとか、そういった話になつてきて、建築基準法という国が定めた建築基準をやることであるが、それがなぜか、どちらかというと都市計画法というのがあるんでしようけれども、国のレベルでない部分で大幅に影響を受けてくるということが、どうもその關係がよく私には見えてこない部分がありま

す。

端的な例で申し上げますと、ある自治体が、我が町づくりはこうするんだということで容積率、建ぺい率を大幅に緩和して、駅前の集中市街地をつくらうということが何の理由でできるのかできないのかということが見えてこないわけですが、

その辺のところを含めて、集団規制と単体規制、これが今回の改正でどういう意味を持っているのか。

あわせて、その辺にひつかかってくるのが、税制が物すごく影響してくると思ふんです。簡単に言えば、私の考え方からいけば、建ぺい率の規制を税制でやつてもいいんじゃないか。要するに、この地域は建ぺい率五〇%まではこの比率でかける、ところが七〇%のところには比率を上げて税金を多く払つてもらふ、八〇%以上は認めない、こゝういふことだつて将来の町づくりには關係してくるのではないだらうか。

それから、何度も繰り返すけれども、良好な住宅地を破壊したのは、パブルのときもありましたけれども、相続税による良好な宅地の分割化といふのはこれはもう目に見えてくるわけです。全国各地であるわけです。

そういった点での税制の問題も含めたお考えをお聞かせ願ひばと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) 基準法と地方公共団体とののかかわり、あるいは町づくりと基準法とののかかわりといふふうなことから申し上げたいと思ひますが、今回の改正は、どちらかといえば基準法の中でもいゆる集団規定、都市計画と絡む集団規定のところについては、連棟建築物關係を別にすればほとんど改正の手を加えておりません。単体と総則的な手続等々が中心になつております。

基準法で集団規定についても幾つかの用途等々について法律で類型を決めております。ただ、その当ては、どれを選んでどう決めるかは公共団体が都市計画の手続で決めになるということでございますので、これは常に都市計画をめぐつていろんな議論が実は行われるわけでございます。現行でも、中央集権的に過ぎるんじゃないかという議論もございします。市町村に権限をおろせという御意見もございします。一方で、おろし過ぎたら何となく変なことをやつていふんじゃないかという御意見もございします。これは、どの制度をつくる場

合でも国と地方との兼ね合いをどうするかというふうなことだろうと思います。

したがって、結果的に言えば、制度論を離れますと、やはり国はある程度いろんな御意見を聞き、御指導するようない立場かと思ひます。最終的には市町村の権限だというのが法制であるならば、市町村議会に対しては市町村の住民に対して市町村行政が責任をとるべき問題だと思います。

それから、税でございますが、いろんな意味で住宅あるいは建築物等を税で、私もからも税制のお願いをしたということもございまして、いろんなかわりがあるかと思ひます。ただ、建ぺい率、容積率を税によって多少操作するという点について申し上げますと、例えば固定資産税一つとっても、やはり担保能力を外形的に把握した上で課税しているという固定資産税の基本的性格からして、建ぺい率操作のために固定資産税を使うとかあるいは住民税を使うというのは、ちょっと何かハードルが少し高いところがあるのかなと。私自身、税のプロじゃございませんので断定的なこととは申し上げにくいんですが、今までの常識的な運用からすると、税ではちょっと限界があるかなというふうな感じがいたします。

ただ、いずれにせよ、住宅あるいは建築物をめぐって税制が大きな役回りを演じている、これは御指摘のとおりだと思います。その意味では、税との論議の折り合いがつく限りいろんな意味で工夫させていただければと思っております。

○山崎力君 今のお答えが端的に示しておられると思うんですが、要するに建築基準法というものがいわゆる単体規制の法律と同時に集団規制の法律でもある。今回の改正は単体規制を主にやっておられるということが基本的に押さえられたと思うんです。

そうしてまいりますと、今確かにそういった阪神大震災等の問題とかいろいろの問題で単体の問題もありますけれども、ここで私の言いたいところ

ろは、その流れでくるとわかると思うんですが、今一番我が国が考えなければいけないというのは、ちゃんとしたそういう建造物をつくるという単体の問題ではなくてその集合体たる町づくりをどうするか、その中に建築基準法がどう当てはまるのか、現実には町づくりの中で建ぺい率あるいは容積率等、そのこととどういう町になるかということが極めて大きな影響を現実には及ぼしているということだろうと思ひます。

そのところを、これは最後に大臣の方からの御答弁もいただければと思ひますけれども、市町村にそれを任せるのか、それともどこまで国が関与するのか。現実には用途指定という都市計画というところの絡みと、都市計画法との絡みと建築基準法との絡みがどうなっているのかということがなかなか見えてこない。私のにわか勉強だということもあると思うんですが、その関係がどうも見えてこない。

都市計画で勝手に、勝手にと言うとおかしいんですけども、それなりに都市計画をつくる、用途指定をする、それでそのところにこういう用途にしたときに、こういうものがその場合に建つであろうというのが建築基準法になってくるわけなんです。これは鶏と卵で、都市計画があるからこういう建物をつくらなければならないのか、こういう建物が建つものだからこういう都市計画にしようとするのか、これはぐるぐる行ったり来たりする問題です。

それが、私自身今回の議案を考えていくときに、これは本当に建築基準法の抜本改正をするとしたら都市計画法との関係をもう少しつきりさせて、こういう町づくりを国としては考えているんだ、その具体策については市町村にこういうところは独自でやっていただきたい、国としてはガイドラインとして建築に關して町づくりに關してこういう法律をつくりました、その辺のところをはつきり示すことが、私はまさに年月を経た後の抜本改正じゃないのかなという気がしているわけですが、その辺の感想も含めまして大臣及び局

長から答弁を願ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(小川忠男君) 市町村との政治的なかわり以前の問題として、若干事務的な意味で私からお答えさせていただきたいと思ひます。

今回の基準法は、先ほど申し上げましたように単体と総則的な手続中心でございます。ただ、集団規定のあり方については時間を少しいただきたいと思ひます。思ひますという意味は、先ほど来何回かお答えしておりますように、基準法が成立した後、これを円滑に運用するに恐らく組織のエネルギーが相当食われると思ひます。それをある程度見届けた上で、これは基本的には先生おっしゃいますように都市計画制度のあり方との検討と行ったり来たりでございますが、私どもとしては集団規定のあり方についても次のステップの総点検の態勢に入るのかなというふうな感じでございます。

いずれにせよ、都市計画と集団規定のあり方について検討を加えるという時期が早晩来るだろうと思ひます。

○国務大臣(瓦力君) 最後に機会を与えていただきましたありがとうございます。

今局長から答弁がございましたが、いわゆる建築物の安全性の確保という問題と町づくりという問題を含めながら御質問でございまして、要するに行がられるということが基本でございます。地方公共団体におきまして的確な運用がなされることは重要であるということ、阪神・淡路で明らかにもなりましたように、建築物の安全性が全国にわたりました確保されるようなことは国として責務の一つでもあると、かように考えるわけでございます。法の運用に当たりまして積極的な必要の助言、指導を行ってまいることが当然だと思ひます。

なお、局長がお答えになりましたように、町づくり等に関する問題をあわせて考えますとお研究される余地というものを御指摘いただいておりますので、局長の答弁にあるように検討を加えながら研究しながら、また委員会においてお話しになることに相なろうと、こういうぐあいに考えるものでございまして、ありがたうございました。

○委員長(関根則之君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○緒方靖夫君 私は、日本共産党を代表して、建築基準法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

第一は、民間の指定確認検査機関による建築確認検査制度の導入についてであります。

建築確認検査の体制の拡充は必要であり、そのために行政の適切な監督のもとに公正中立な民間機関の力を活用することを一切否定するものではありません。しかし、改正案では公正中立の保障が十分ではなく、大手建設業者やハウスメーカーの息のかかった確認検査機関が生まれることが予想されます。こうした機関に建築物の検査を任せ検査結果について行政がチェックする仕組みもない制度では、検査に対する信頼性を確保できません。

民間確認の導入では、町づくりの上で是正が必要な建築物について自治体が知らないまま建築確認がなされることになり、着工以前に地域住民との調整や自治体の指導をする機会が奪われるおそれがあります。また、建築確認に際して法的には義務づけられていない現地調査は民間確認ではほとんど行われないことが予想され、現地を知らない民間機関によって確認がなされることになり、これまで以上に違反建築がふえるおそれもあります。

建築行為は町づくりや周辺環境に大きな影響を及ぼすものであり、純然たる技術基準への適合だけで工事が許される法体系は根本的に改める必要があります。

第二は、中間検査制度の問題です。

中間検査制度の創設には賛成ですが、改正案では検査の対象を特定行政庁に任せており、これでは一般住宅の中間検査が適切に行われるかどうか疑問です。特に、型式部材等製造業者に認定されると思われるハウスメーカーの住宅やマンションでは、社内の建築士による工事監理に任せられ、中間検査の対象項目が大幅に除外されます。これら重層下請構造で建設されるものこそ不良施工の可能性が大きいものであり、それに有効に働かない中間検査では欠陥住宅の問題の根絶になりません。

第三は、単体規定の性能基準化の問題です。建築の自由度の拡大、建築の多様化につながる性能規定化の方向は是認されますが、基準の内容や適用条件、算定基礎などが一切明らかにされないまま賛成するわけにはいきません。また、性能規定化が公平に活用されるためには認定型式や大臣が認定した構造方法の内容、それらの認定根拠などの情報が公開される必要があります。改正案にはその保障がなく、大手建設業者や住宅メーカーなどが一方的に有利になり、消費者や中小建設業者が不利な条件に追い込まれるおそれがあります。

第四に、採光、日照、地下居室などの規定の廃止・緩和は、住宅などの環境を悪化させるおそれがあり、反対です。本当に必要な規制の緩和は、条件を明示した例外規定や状況に応じた特例許可で対応すべきです。

第五は、連棟建築物設計制度です。用途地域における容積率の指定は、道路幅員による容積率制度の存在を前提としたものであり、それを骨抜きにすれば都市の過密を招きかねません。特に、幅の狭い道路に過大な自動車交通量となるおそれを否定できません。

特に重大なことは、余裕容積率の金銭的な取引が一般化することです。容積率がそれ自体として経済的価値を持つ私権の対象となれば、都市計画制度を根柢から揺るがすことになりかねず、極めて重大な問題です。また、容積率の相互移動につ

いての情報公開は保障されておらず、土地の取引にトラブルを招くおそれがあります。特に、質問で指摘したとおり、この制度を利用したマンション建設については、将来の建てかえに際して新たに深刻な問題を引き起こすことが必至です。それを防止する有効な手段でもないままこの制度を創設することは、無責任と言わざるを得ません。

以上、本改正案は、方向として肯定できる面はありますが、建築基準制度の大きな転換にもかかわらず、それに伴う問題を解決する手だてが十分に講じられておらず、かえって国民の生命、健康及び財産の保護に支障をもたらすおそれ強いものです。

以上を指摘し、反対討論を終わります。

○委員長(関根則之君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

建築基準法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(関根則之君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

小川君から発言を求められておりますので、これを許します。小川勝也君。

○小川勝也君 私は、ただいま可決されました建築基準法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明、社会民主党・護国連合、自由党、新党さきがけ及び改革クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、建築規制について、その実効性の確保が必ずしも十分ではなかった実情に堪がみ、今

回の法改正を契機に、地方公共団体が十分な執行体制の整備と本法の的確な執行を図れるよう、適切な支援を行い、その実効性を一層確保するよう努めること。

二、指定確認検査機関及び確認検査員については、民間開放の趣旨に十分沿った育成を図ること。さらに、中間検査の対象の拡大について、その実施状況を勘案しつつ、できるだけ早期に、充実強化を図ること。

三、国民の健康を保護することが法律の重要な目的であることにかんがみ、いわゆるシックハウス問題に関し積極的に取り組み、関連業界の自主的対応を促進するなどの対策を講じるとともに、必要に応じ、法令上の措置についても検討すること。

四、建築基準の性能規定化により、従来の仕様規定によつて建築する中小建設業者が不利にならないよう、性能規定に関する情報の速やかな開示及び周知、中小建設業者の技術力向上に対する支援など特段の措置を講じること。

五、連棟建築物設計制度の適用に当たっては、特定行政庁等が、十分な説明を当事者に対して行うとともに、当該土地の購入者等が、本制度が適用されていることを容易に知ることができるよう適切な措置を講じ、当該土地の権利関係で問題が生じないよう十分配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長(関根則之君) ただいま小川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(関根則之君) 全会一致と認めます。よつて、小川君提出の附帯決議案は全会一致を

もつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、瓦建設大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。瓦建設大臣。

○国務大臣(瓦力君) 建築基準法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま可決されましたことを深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいま議決になりました附帯決議の趣旨を十分に尊重してまいります。

ここに、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。どうもありがとうございます。(拍手)

○委員長(関根則之君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(関根則之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時三十六分休憩

午後一時開会

○委員長(関根則之君) ただいまから国土・環境委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、瀬谷英行君、泉信也君及び奥村展三君が委員を辞任され、その補欠として青木新次君、田村秀昭君及び堂本暁子君が選任されました。

○委員長(関根則之君) 国土整備及び環境保全等に関する調査を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○馳浩君 自由民主党の馳浩です。

きょうは、環境ホルモン問題につきまして、全般にわたり質問させていただきます。

委員の皆様方には、ことしの一月一日付の環境新聞で環境ホルモン問題につきまして特集されておりまして、参考にしていただきながら、また折に触れてこの問題を国民の皆さんにお知らせいただきしたいと思います。この資料を配付させていただきますことを了解いただきましてありがとうございます。

今ではもう環境ホルモンという言葉は流行語に近くなりまして、連日、新聞、テレビ等で報道されておきまして、国民の皆さんは実感がどうなのか分からないということでの不安、心配があります。国会におきましては、この参議院の国土・環境委員会が、本場に本格的に環境ホルモン問題について議論しようじゃないかということで、場を設けていただいたことに大変感謝いたします。

まず、環境庁に、この環境ホルモンをどのように定義しておられるのかということで御質問させていただきますかと思ひます。

○説明員(廣瀬省吾) 内分泌攪乱化学物質、いわゆる環境ホルモンは、平成十年五月に専門家の意見を聞きつつ取りまとめた環境ホルモン戦略計画によると、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を意味すると理解しております。

○馳浩君 この正常なホルモン作用に影響を与えるという内分泌攪乱作用には、確認されております女性ホルモン関係以外の内分泌攪乱作用も含むのでしょうか。含むとして、どんな内分泌攪乱作用が疑われているのか教えてください。

○説明員(廣瀬省吾) 環境ホルモンは、化学物質が動物の体内に取り込まれた場合に正常なホルモン作用に影響を与えるというふうに考えておりますが、環境ホルモンにより影響を受けるホルモン作用として、先生のおっしゃるように、女性ホルモン、エストロゲンが中心であります。

以外にも、男性ホルモン、アンドロジェン、甲状腺ホルモン等が影響を受けることがあることが判明しております。

○馳浩君 どのぐらいの量でどの程度の影響があるかということがわからないから、そしてどういう化学物質が対象になるかということもまだ十分ではないから、ここにまさしく国民の不安があると思っております。

そこで、報道によりまして、環境庁は六十七の化学物質を環境ホルモンと認定しておられるようでありまして、科学的知見が出ていない物質も多くあると聞きますから、六十七という数字は認定できるようなものではないと思ひますが、いかがでしょうか。あわせて、六十七という数字は何を根拠に出してきたものでしょうか。

○説明員(廣瀬省吾) 環境庁において、平成九年三月に専門家から成る外因性内分泌攪乱化学物質問題に関する研究班というのを設置しまして、そのときに、外国それから国内の科学的文献等のレビュー結果、今後の課題を取りまとめた中間報告というのを同年七月に公表しております。

そして、その国内、国外の文献の中で疑われる物質あるいは群として気になるものがございますが、それが約七十として挙げられているということと、その数が報道等で扱われているものというふうに理解しております。

そして、先生のおっしゃったように、今後の調査研究の過程でさらにふえていくことが予想される、また今後の調査研究の推進によつて攪乱作用の強弱あるいはその有無が一層明らかになってくるものというふうに考えております。

○馳浩君 それでは、その環境ホルモンとして認識されている中でどのようなものがあるのか。化学物質の名前を言っていたとしても余り私もよくわかりませんので、どういふような物質、製品、薬品等に使われているか、そして環境ホルモンとして疑われている代表的なものをちょっと、恐らく私たちの身近にあるものでしょうから、教えてください。

○説明員(廣瀬省吾) 環境ホルモンにはどんなものがあるかということなんですが、一番最初の人への影響の例として、米国で一九六〇年代から一九七〇年代までに流産の防止等の目的で治療に用いられた合成エストロゲンであるジェニールスチルベストロールという薬について、使用した妊婦から生まれた女の子に腫瘍が多いことが確認されている、つまりがんが起きないような年齢の女の子に起きてきたということ、それを調べてその薬が投与されていたということが一つございます。

それから、野生生物の例としては、もう皆さん御存じだと思いますが、米国で一九八〇年代にフロリダの湖で化学会社の事故の後にワニの数の減少、ベニスの奇形等が生じた、これは流出したDDT等の有機塩素系農薬が影響している可能性が強いという言い方で出されております。

それから我が国の例としては、海岸にすむ巻き貝のイボニシの雌に雄の生殖器を持つものが見つかつて、この現象の原因が有機性化合物であるというふうに確認されております。

以上のように、具体的事象の中に起こつたものの、原因的に調べようとしてその生体内にあるものを調べる化学物質が出てくるという言い方のところまでのことでございますが、科学的メカニズムについてはまだ十分にわかっていないところがございます。

○馳浩君 化学物質ばかりではなくて、実は植物でも問題になっていて聞いております。植物が作り出す天然の物質が、これがいわゆる環境ホルモンの働きをするのではないかと。いわゆる植物エストロゲンでありますか、これについて環境庁の認識をお伺いしたいと思います。

どのぐらいあつて、どの程度の内分泌攪乱作用力があると言われているのでしょうか。

○説明員(廣瀬省吾) 人工の化学物質以外にも植物が作り出す天然の物質の中に、動物に摂取されるとエストロジェンの合成や代謝に影響をもたらし、エストロゲン類似作用と抗エストロジェン

ン作用を及ぼす可能性のあるものが少なくとも二十種類あると知られております。これらを植物エストロゲンと呼んでおります。

そして、人の体内での吸収、代謝機構や健康への影響、内分泌攪乱化学物質と共存した場合の影響については急速に研究が進められているという状況です。そして、内分泌攪乱物質による影響を検討する場合に、植物エストロゲンについてもあわせて検討する必要があるというふうに考えております。

○馳浩君 具体的に質問させていただきますが、消費者が大変関心を持っている環境ホルモンと言われる化学物質にビスフェノールAがあります。ビスフェノールAはポリカーボネート、今後PCと呼ばれるいただきますが、これの原料です。PCとはドイツの会社が開発したプラスチックで、透明でかたく、耐衝撃性にすぐれ、カメラのボディ、CD、自動車部品、食器、哺乳瓶などに使われております。

問題となつていのがPC製の食器、哺乳瓶です。つまり、PC製の食器、哺乳瓶からビスフェノールAが溶け出しているという問題が生じており、特にPC製食器を学校給食に使っている自治体があることに苦慮しているということでもあります。全国の公立小中学校でPC製食器を使う学校は九四年現在で全体の一六・八%の五千二百四十校にも及んでおります。

まず、厚生省に伺いますが、横浜国立大学環境科学研究センターが昨年九月に行つたPC製哺乳瓶六銘柄の実験結果を踏まえて、厚生省の行った実験結果について教えてください。そして、この結果をどう評価しているのか伺いたいと思ひます。

新聞報道によりまして、厚生省食品化学課は、この程度なら健康への影響はないとか、厚生省食品衛生調査会の毒性、器具・容器包装合同部会では、確かにビスフェノールAは溶出するが、その量は極めて微量、今すぐに結論を出すほどの緊急性はないと述べたと報道されておりますが、改め

てこの評価の意味もお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小野昭雄君) 民間の機関紙によりまして、先生御指摘のように、横浜国大におきましてポリカーボネート製の哺乳瓶から溶出するビスフェノールAを定容いたしましたところ、二十六度Cの水を用いた場合にはビスフェノールAは検出をされなかつたわけでありまして、九十五度Cの熱湯を入れました一晩置いて室温まで冷ました場合に三・一から五・五ppbのビスフェノールAを測定したとされております。

一方、国立医薬品食品衛生研究所の試験によりまして、ポリカーボネート製の哺乳瓶からのビスフェノールAの溶出につきましては、未洗浄の場合三・九ppbでございますが、これは洗浄いたしますと大幅に減少いたしますが、また五分間煮沸いたしました場合には溶出限度〇・五ppb以下であつたと報告をされております。

横浜国大のデータあるいは国立衛研の試験結果も含めまして、直近までの諸外国を含めた科学的なデータにつきまして食品衛生調査会の御意見を伺つたところでございます。その伺ひました結果、ビスフェノールAの作用は女性ホルモンの千分の一から一万分の一と報告をされていふこと、あるいは哺乳瓶等から溶出いたします量は極めて限られたものであるといったことなどから、現段階におきまして知見におきましては使用禁止等の措置を講じる必要はないものというふうな報告をされておまして、私もそのように認識をいたしております。

いずれにいたしましても、今後、知見の収集等には当然努めて、さまざまな角度から検討を加えてまいりたいと考えております。

○馳浩君 ことし一月に発表されましたミズーリ大学のフレデリック・ボン・サール博士の論文によりまして、ビスフェノールAを体重一グラム当たり二ppbと二十ppb妊娠中の雌のマウスに投与する、二ppbを投与すると生まれてきたマウスの副睾丸のサイズが縮小する、二十ppbでは精子の生産性を著しく低下させ、対照より約二

〇%減少するという論文が出されております。

このことから、人間の胎児、胎児の段階ということでは絞りたいと思ひますが、どんな影響があるかわからないのではないのでしょうか。同じ哺乳類として注意すべきと思うのが当然であると思ひます。それを考えますと、厚生省の評価も胎児に影響を与える可能性は否定できず、特に妊婦はPC製の食器の使用は控えるべきかという見解が表明されてしかるべきではないかと思ひますが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(小野昭雄君) 御指摘のビスフェノールAを妊娠中のマウスに一週間投与いたしました結果、生まれてきた雄のマウスへの影響を見た試験のために別途同様の試験が実施をされていふうふう聞いております。

一方、いわゆる環境ホルモンによりまして胎児を含む健康への影響を調査するに当たりましては、化学物質を妊娠させた動物に与えるのではなくて、投与しつつ妊娠をさせ、子供及び孫までの影響を観察するという二世代繁殖試験が現在国際的に最も適当であるというふうに言われております。

ビスフェノールAの二世代繁殖試験につきましては、米政府がこれを実施したしております。高用量で体重減少のみが見られたというふうな報告をされております。他方、ポリカーボネート樹脂からのビスフェノールAの溶出量は、先ほど申し上げましたように極めて限られた量でございます。

以上のような状況から、現段階の知見におきましては先ほど申し上げましたように使用禁止等の措置を講じる必要はないと考えておりますが、さらに御指摘の報告あるいは最新の科学的な知見も踏まえまして、厚生省といたしましては二世代繁殖試験を実施すべく今検討いたしてるところでございます。

○馳浩君 引き続き、ビスフェノールAについて質問いたします。

厚生省は、PC製の食器、哺乳瓶について、新品だけでなく何十回も使用した製品でビスフェノールA溶出実験をやっているのでしょうか。さらに重要なのは、哺乳瓶について、水ではなくて油分を含んでいる粉ミルクでの溶出実験をやっているのでしょうか。もしやっていないのならば、その実験を早急にやっていたら、その情報を公開していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小野昭雄君) ポリカーボネート製の食器を対象にいたしまして、国立医薬品食品衛生研究所におきまして、同一の容器に繰り返し溶出試験を行った場合におきまして溶出量の変化、あるいは油にかわるものといったしましてノルマルヘプタンを用いた場合の溶出量等について試験を行ったところでございます。

その結果、繰り返し試験を行った場合には、二回目以降の溶出量は大きく低下することが報告をされております。また、九十五度Cの水の場合の溶出が十九・〇から二十六・三ppbであるのに対して、ノルマルヘプタンを溶媒として用いた場合には二十八・八から三十九・一ppbと報告をされておまして、溶出量は多少高くなるわけでございますが、その程度はさほど大きくないものと考えております。

これらのデータにつきましては既に公表されていふところでございますが、厚生省といたしましては、種々の条件下におきましてビスフェノールAの溶出量につきまして今後ともその調査研究を進めまして、調査結果を公表してまいりたいと考えております。

○馳浩君 こういう御答弁が今の現状だと思ひますが、我々は化学物質のおかげで大変恩恵を受けております。化学物質なしでは現在の生活は維持できない、ならば化学物質のリスクと便益を勘案しながら化学物質を使用していくしか道はありません。そのために、正確な情報の公開と情報の共有というリスクコミュニケーションが不可欠であると思ひます。

さらに、もう一歩進んで言うならば、行政のサイドは科学的知見が確立されるまでは情報を提供しないとの態度は改めて、疑わしい場合は、確実な科学的知見はないが危険性が否定できないとの情報を公表し、消費者にその化学物質を使用するか否かの選択をさせるようにすべきではないでしょうか。

これは表示の問題になつてくるのでありますが、こういう消費者サイドに立つた情報公開が不可欠であり、予防原則からいっても重要と思ひます。さらに、企業サイドから見てもマスコミの情報で自主規制を迫られることもなくなるわけで、企業サイドからも歓迎されると思ひますが、この点を大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(大木浩君) 先ほどからお話がございますように、環境ホルモンというのが大変世間の耳目を集めてはおりますけれども、明確な科学的な知見が十分には得られていないということでありまして、動物につきましてはかなりいろいろな現象が実際にあらわれておりますが、ではそれが人体に対してどういふ影響を与えるかということになると、正直申し上げましてまだ非常に限られた資料しかない。

ただ、例えば母親を通じての胎児に対する影響というふうなのは、これはもし仮にあるとすれば次の世代、三世代とだんだんにつながっていく話でありますから、これはよほど慎重にいろいろ予防といひますか、対策を考えなきゃいけない。ただし、これについてでさえまだ十分には得られておりませんけれども、ただいまお話をございましたように、危険だやというところについての情報公開ということが非常に大切と思ひます。

ということでございますので、私も環境庁におきましては環境ホルモン戦略計画というふうなのを立てまして、これは日本国内ばかりでなく外国の機関とも協力しあひて情報を集めていふこと、今おっしゃいましたように疑わしきにつきましてはできるだけ情報を公開する、そういう方針でこれからもひとつ政府としての責任を

果たしてまいりたいというふうに考えております。

○馳浩君 個人的ではありますが、私の家には生後五カ月の子供がおりまして、この環境ホルモンの問題が出てまいりまして、実は女房が哺乳瓶等々PC製と書いてあるものを全部捨てちゃったんです。いやいやそこまでするのもいいのと思ひながらも、やはり我々一般国民の見方というのはそうなのかなと。それで今はガラス製のものを使っておるわけでありまして。恐らくこういったことは全国のお家庭でも少なからず行われておるのではないかなという不安を私は覚えます。

通産省の方にお伺いしたいのですが、報道によりますと、PC製品の製造を中止したメーカーも出てきております。この点を確認しておられるでしょうか。さらには、過度の報道により売れ行きが極度に悪くなり自主規制をさせられた企業が出てきている事態をどう考えているのでしょうか。どんな対策を検討しているのでしょうか。

○政府委員(水谷四郎君) お答え申し上げます。今御指摘のように、本年の四月十二日、PC製品のメーカー二社が同製品の生産中止を決めたという内容の報道があったことはよく承知をいたしております。本件につきましては、当省から当該メーカーに対しまして事実関係を確認いたしました。

それによりまして、今回問題となりましたPC製の子供用食器でございますが、いずれも食品衛生法による材質基準値を超えたビスフェノールAが検出されたため、行政当局から、具体的には府であるとか市でございますが、回収命令を受けて対応したものと。

現状でございますけれども、二社のうち一社は他のPC製品を現在も継続して製造販売しており、もう一社は取引先からの注文がなく、現在は製造を中止している。いずれにしても、二社とも学校給食用の食器は製造していない、こういった事実関係を確認しております。

お尋ねの影響と対応でございますけれども、地

方によりましては、学校給食用食器にPC製品導入を見合わせる、または安全性について調査を開始する、こういった動きが出てくることは承知をいたしております。ただ、これらの動きはこの春から始まったという感じでございます。PC製品全体の需給へ大きな影響を与えるということまでは、現時点では顕著な事例はあらわれていない状況でございます。

しかしながら、通産省といたしましては、今後ともPC製品への影響に関する情報収集を引き続き行っていくとするとともに、環境ホルモン問題についての国全体の対応状況を踏まえながら必要な対策を講じてまいり所存であります。

なお、業界の動きでございますけれども、PC製食器等のメーカーで構成しておりますプラスチック日用品工業組合、これは百七十六社の全国組合でございますが、ここが、問屋、小売業者、教育委員会、こういったところを対象にPC製品の安全性と環境ホルモンについての説明会を開催いたしました。原材料の供給者でございます樹脂メーカーとの間で会合を開きまして、原材料納入の品質保証体制のあり方について話し合いを行っております。

さらに、組合内部に委員会を設置しまして、環境ホルモンに関する情報の収集及びメーカーとしての対応の検討を開始する等の体制をとった、こういった状況でございます。

○馳浩君 我々消費者は、危ないのかなと思うと買わなきゃいいわけなんです。選べばいいわけですから。ところが、メーカーは死活問題であります。これはやっぱり早急な対応を今後とも引き続き私は通産省にはお願いしたいと思ひます。

次に、文部省、厚生省に伺いたいと思ひます。先ほども申し上げましたが、PC製品を使う公立の小中学校の数は新聞でわかっておりますが、まず文部省さんに、幼稚園の数はどうなのか、それから厚生省管轄の保育所の数はどうなのか、それぞれ伺いたいと思ひます。あわせて、学校や幼稚園、保育所等から問い合わせが来た場合に、つ

まりPC製食器は大丈夫なのというふうに問い合わせて来た場合にどのような対応をとっているのか、これも教えていただきたいと思ひます。

○説明員(佐々木順司君) 公立の小中学校におきまして使用状況は、先ほど委員から御指摘のあったとおりでございます。

幼稚園につきましては、私ども、食器等の詳細につきましては実は調査を実施いたしております。そのため、ポリカーボネート製の食器の利用状況につきましては私ども承知をしていないところでございます。

それから、後段の方のお話もあわせてここでお答えをさせていただきたいと思ひますが、都道府県等から照会があった場合でございます。

御案内のとおり、学校給食法におきましてはどのような材質の食器を使うかということについては特段の規定はいたしておりません。各学校で基準を満たしているものについてお選びいただくということになってございます。

本件につきましては、私ども、現段階といたしましては教育委員会等に対しまして正確な情報をお伝えするというのがまず必要というふうに考えております。

都道府県の学校給食の担当者につきましては、一つは、食器の安全性につきましては食品衛生法で基準が決まっております。厚生省は専門家の御意見もお聞きした結果、現段階における知見においては使用禁止等の措置を講ずる必要はないとの御見解であるということ。それから他方、環境ホルモンが人体に与えます影響のメカニズム等々につきましては科学的に未解明な点も多いというところから、政府では環境庁、厚生省、科技庁等々が協力して研究を推進しているということをお伝えいたしまして、私どもとしましては、今後とも関係省庁と密接な連携を図りながら情報の収集に努めまして、都道府県教育委員会等に対しまして適宜必要な情報を提供していきたいというふうに考えております。

教育委員会には、こうした情報、あるいはさまざま

な動向等を把握しつつ適切に対処してほしいというお願いをしているところでございます。

○政府委員(小野昭雄君) 保育所についてのお尋ねでございますが、平成十年の四月時点におきまして、七つの道府県、指定都市の二百四十二カ所の保育所につきまして使用している食器の材質を調査いたしましたところ、十二カ所、五%の保育所で食器として使用していることが判明したところでございます。

それから、ポリカーボネート等のプラスチックの安全性につきましては、先ほど来申し上げておりますように、現時点では使用禁止等の措置を講ずる必要はないという専門家の慎重な御検討の結果があるわけでございますので、保育所におきましてポリカーボネート製品の使用を直ちに使用禁止にする必要はないというふうに認識いたしております。

先ほど来御答弁申し上げておりますように、極めて新しい問題でもございますし、世界でも各種の知見の集積が図られておりますので、そういった成果を専門家に御検討いただきながら適宜適切な措置を講じますとともに、保育所だけではございませんが、国民の皆さんに的確な情報を提供していくということに対応してまいりたいと考えております。

○馳浩君 お母さん方にとれば、胎児の段階、乳幼児の段階で影響を受けたら大変ではないかというふうなことの心配で、学校というよりもこういう保育所、幼稚園での不安というのはとりわけ大きいと思ひます。

文部省がおっしゃる通りに、PC製品の食器を使う幼稚園の数がわからないというのは、結局、学校給食法の対象が義務教育諸学校だからであります。幼稚園の給食の管理運営については国はどうしているのでしょうか。

もし国として十分に管理していく制度がないのなら、給食の安全面に関して幼稚園児と児童生徒を区別する必要はなく、学校給食法の改正なども視野に入れて、幼稚園での給食の安全管理も国

は責任を負うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○説明員(佐々木順司君) 委員御指摘のとおり、学校給食法によります学校給食は義務教育諸学校を対象としているところでございますが、幼稚園も含めました給食につきましては、安全面というのは園児、児童生徒、区別はないわけでございます。

私どもとしては、これまで各種の通知等におきまして、幼稚園で給食を行う場合には義務教育諸学校におきまして学校給食に準じて行うよう指導をしてきていたところでございます。例えば平成八年度の〇一五七によります食中毒事件を契機として平成九年度に定めまして学校給食衛生管理の基準でございますが、これにつきましては、幼稚園を含めまして衛生管理について種々お願いをしているところでございます。

私ども、今後とも幼稚園を含めまして適切な給食が実施されますように、情報提供なり指導等に力を入れてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○馳浩君 幼稚園、保育所での給食の管理ということに関しては、この環境ホルモン問題のみならず一昨年来は〇一五七の問題もありまして、こういった問題でも何らかのしつかりした法的措置あるいは管理体制が、国として責任を持てるものがあつた方がいいんじゃないかという声もあるわけでありまして、この点については改めて質問させていただきたいと思ひますので、ちょっと問題意識を持つておいていただきたいと思います。

次に、このビスフェノールAというのは、実は虫歯を削った後の溝などに埋める充てん剤からも溶出するのではないかと問題となつております。私の同僚で参議院に日本歯科医師会会長の中原爽先生という方がいらつしやいます。実は、私、きょうこの質問をするので聞いてまいりました。伺いますと、報道で環境ホルモンが出るんじゃないかと疑われているのが充てん剤のシーラン

ト、これは乳歯の虫歯予防に使っているそうでありまして。それからコンボジットレジン、これはプラスチックの詰め物などで使っている充てん剤だそうでありまして。要は、この充てん剤の中にビスフェノールAが成分として含まれているのかというのが一つの問題。それから、それが口の中ですから、例えばそれはだ液で溶け出しているとか、あるいは治療の最中に溶け出しているんじゃないかという不安が出ておつて、テレビ報道を私も拝見いたしました。疑わしいという声も出ております。

そんなことを言われると私は歯医者にも行けなくなつてしまふんですけれども。この辺の国民に対する情報開示がどの程度されているのか。中原先生にお伺いすると、日本ではそういったことは全くないんだと、歯医者さんたちにはちゃんと徹底しているんだというふうには言われますが、我々治療を受ける国民は、報道だけを見るとやっぱり不安が大きい。

この点に関しまして、これは厚生省にどういふふうに認識しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(中西明典君) 御指摘の歯科充てん剤であるコンボジットレジン、それからフィッシュシーラント、これらにつきましては成分としてビスフェノールAそのものは使用されておられません。それを原料として合成されましたビスGMAが使用されているというふうに承知しております。

フィッシュシーラントからのビスフェノールAの溶出に関しましては、スペインの研究者の報告によりまして、一九九六年に溶出した旨の報告がなされたわけでございますが、その後実施されましたアメリカ、それから我が国の研究者による複数の研究報告におきましては、ビスフェノールAの溶出は認められないという報告がなされていると承知しております。それからコンボジットレジンにつきましても、本年のドイツの研究者による研究において、ビスフェノールAの溶出は認

められないという旨の報告がなされておると承知しております。

私どもとしては、こうした情報をさらに集積しまして、都道府県、保健所等を通じて国民に情報提供できるよう検討してまいりたいと考えております。

○馳浩君 何度も申し上げますが、私の同僚の中原爽日本歯科医師会会長は全くないと断言しておりましたので、その点はお伝えしておきたいと思ひます。

それから、五月十五日、この新聞広告は皆さんも目にされたと思ひます。(資料を示す) 私も大好きなのでありますが、カップめんです。私はカップめんを食うといつても女房に怒られるのでありますけれども。環境庁はこの環境ホルモン六十七種類の中にスチレンダイマー、スチレントリマーを入れておるわけでありまして、この広告では、「スチレンダイマー」「スチレントリマー」が人間の内分泌を攪乱するというエストロゲン様作用(環境ホルモン作用)の実証例はなく、とはつきり書いてあるんです。環境庁が環境ホルモンとして認定しておられるこのスチレンダイマー、スチレントリマーとカップめん、日本即席食品工業協会が新聞で出しているんですが、全くこれは事実がぶつかつていっているわけです。こんな矛盾はないわけでありまして。

この公告について、これは厚生省さんに先にお伺いしますが、この正確性は認識しておられるんですか。そして、環境庁はこんなことを書かせておいていいんですかという疑問なんです。この二点、まず厚生省さんからお伺いします。

○政府委員(小野昭雄君) 先生が今お示しになりました日本即席食品工業協会が五月の中旬に新聞各紙に出しました広告につきましては、環境ホルモンの定義が国際的にも議論されているところでありまして、まだ確たるものが定まっていなくて、またカップラーメン容器からの溶出を分析したとしても、科学的には検出できる限度があることから溶出がゼロであることは証明できないこと

などから、科学的に極めて厳格に言えば言葉足らずの点があるというふうに考えております。

○説明員(廣瀬省君) 環境庁が六十七の物質のリストに掲げた理由でございますが、スチレンダイマー及びトリマーは、これらの物質の混合物の投与によるラットを用いた動物実験において性成熟の早期化が観察されるという研究報告がございます。そういうことのために、疑われる物質の中に入れてこれからきちんと調査をしようという考え方が出されているわけでございます。

指摘の意見広告における実験の手法及び結果の詳細について気にしていることがございまして、この実験が具体的にそれがきちんと証明できる手法なのかどうか。それから、その結果のとり方とこの手法については、私の方の調べた結果では、まだ学会等でも発表していないというふうなものというふうに聞いておりまして、その辺のところを大変心配しております。

それから、ホルモン攪乱作用の先ほど申しました強さ、それからありなしの問題を判定するためOECDが三月に仕事を始めております。私たちの方ではそういうところに参加をしていくわけでございますが、それは関係省庁と合わせてその手法の確立を図つてオーソライズされる世界をつくっていくというのが緊急の事態というふうに理解しております。

そして、こういう広告が出たのに環境庁は黙っているのかという御質問かと思ひますが、環境庁は今言ったようにきちんとした手法を早く確立することが一番先というふうに思つておりまして、そこに努力をまいりたい。それが確立した形でこの問題について問題があれば、そのとききちつと指摘をまいりたいというふうに思つております。そういう形で、とりあえず今のところは手法をきちんとすることの問題というふうに思つております。

それから、先ほど厚生省も申しておりましたが、いろんな意味であまいいな形の文章であるというふうに思つております。

○馳浩君 これは日本即席食品工業協会も不安が多いんだと思います。だって、もしかしら環境ホルモンがカップめんから溶け出すかもしれないというふうな報道があつて以降、物すごい買い控え、食べ控え、ちなみに私は好きですから週に一回は食べておりますけれども、あるんです。

ですから、私はこの広告がいかぬじゃないかと言っているんじゃないかと、厚生省さんも環境庁さんも、そしてこの日本即席食品工業協会の皆さんもやっぱりひびき合せて、その手法がどうなのかとおっしゃいましたけれども、それについてもすり合わせというところと、消費者が不安でありますから。

この意見広告を読みますと、カップめんに熱湯を注いでも出てこないと言いますが、カップめんは熱湯を注いでめんだけを食するんじゃないかとスーブも我々は飲むわけですから、スープ、油分等が入った状態でどうかという点を要は知りたいたいわけなんです。ですから、そういう点も含めまして調査研究の仕方というのをお互いに情報交換しながらやって、大丈夫なら大丈夫で、それじゃ意見広告出してくださいという、これが筋だと思ふんです。

私は、その点についてはこの広告が悪いと言っている人ではなくて、この広告が出ているという現状は、これは恐らくメーカーの皆さんの不安がある、より以上に消費者の不安があるということの事実でありますから、その点行政としての対応をお互いにひびきをすり合わせてやっていただきたいというのが私の要望であります。

次に移ります。

可塑剤として広く使われているフタル酸エステルも問題になっております。フタル酸エステルは塩化ビニル樹脂を柔らかくするために添加される可塑剤ですが、特に塩化ビニル樹脂のおもちゃを乳幼児が口にするところから問題となっておりまして、これはうちの子供もいつも口に入れております。このフタル酸エステルがおもちゃ、さら

にイギリスの事例では食品から溶出していると報告されております。この点を危惧してドイツ政府は業者が販売自粛等を要請しているとの新聞報道もあります。

そこで質問ですが、厚生省はこれら乳幼児のおもちゃでのフタル酸エステルの溶出実験をやっているのでしょうか。さらに、ビスフェノールA同様のものな認識を持ち、どんな対応策を実施、検討しておられるのか、教えてください。

○政府委員(小野昭雄君) フタル酸エステルのおもちゃからの溶出量あるいは食品中の含有量につきましては、厚生省として試験を行ってはおりませんが、カナダあるいはイギリス等におきまして実施されました試験成績をもとにいたしまして食品衛生調査会において検討していただいたところでございます。また、WHOを中心とした国際化学物質安全計画の報告書によりますと、フタル酸エステルにつきましては環境中に広く存在をいたしておりまして、大気等からの暴露の方が食品等からの暴露の方よりも多いというふうに報告をされております。

厚生省といたしましては、フタル酸エステルの人への暴露につきまして、御指摘のございましたおもちゃからの溶出あるいは食品中の含有量を含めまして、今後種々の観点から必要な調査あるいは研究を行い、専門家の御意見も伺ってまいりたいと考えております。

○馳浩君 この点について調査を進めておられるということなので結構なのですが、厚生省は一部避妊薬について体内で環境ホルモンに変化する可能性があるので製造元に安全性の調査をするよう行政指導をしているということでもあります。フタル酸エステルについても引き続き調査、そしてその調査に基づく指導等をお願いしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

有機すず化合物について質問させていただきます。巻き貝のイボニシの雌に対して雄の性徴、これ

はインボセックスと言うものでありますが、不可逆的に誘導することで知られているのがトリブチルすず、TBTであります。そして、有機すず化合物は広く船底の塗料として使用されておりますが、日本はそのTBTのうちトリブチルすずオキシド、TBT Oと言うものであります。これについては化学物質審査法で第一種特定化学物質に指定して、製造並びに輸入、使用に対して許可制をとっており、原則製造禁止という厳しい行政の規制監視下に置かれております。そのほかのTBTの十三種類とトリフェニルすず、TPT Tと言うものであります。この七種類は第二種特定化学物質とされており、必要に応じて製造、輸入が禁止されているというところであります。

そこで質問ですが、TBT O以外は省庁の使用自衛指導、企業の自主規制にゆだねられておりますが、環境ホルモン問題の踏まえるならば、化学物質審査法の第二十六条第四項、五項を適用して製造等の制限をする等の処置をすべきではないでしょうか。

さらに、自主規制により代替品を使用しているとも聞いておりますが、通産省はこの代替品に何を使っているのかという報告を受けているのでしょうか。その情報を公開すべきと考えますが、いかがでしょうか。

ちなみに、これは私の友達からいただいたコメントであります。社団法人日本塗料工業会としてのコメントです。

有機すず類は昨年四月から使っていない。現在海水中から検出されるのは外国から入ってくる船舶に塗られているからではないか。代替品については各社企業秘密で公表していないと思う。詳しくは造船研究協会に聞いてほしい。

造船研究協会のコメントです。

代替品についてはどこでどういうものを使っているか明らかにされていない。亜酸化銅に何かまぜていると思う。各企業とも代替塗料と言うだけで公表していない。そういう義務がない。現在協会で委員会を持っており、各メーカーで使っ

いると思われるものの環境試験を行っている。生物に影響を与える濃度や毒性を調査し、基準を定めていこうというものである。四種類の化学物質を対象に調査中であるが、それが何なのかはまだ公表できない。来年三月以降に報告書を出す予定ということでもあります。

大きく言いますと、先ほど申し上げた二点につきまして通産省さんの御見解をいただきたいと思ひます。

○政府委員(作田順治君) ただいま先生の御指摘のとおり、TBT O、トリブチルすずオキシドでございますが、このTBT O以外のTBT、トリブチルすずは十三種類ございます。それから、TPT、トリフェニルすずは七種類ございます。この十三種及び七種は第二種特定化学物質として指定されまして、その製造、輸入につきましては事前に通商産業大臣に届け出ることが義務づけられております。

同項に基づき、船底塗料向けの有機すずの化合物でございますが、この製造、輸入の事前届け出は平成九年以降行われておりません。したがって、通産省としては、現在我が国におきましては同年以降これらの物質の製造、輸入はないというところを確認しておりますので、新たに特段の規制を講ずる必要はない、このように判断しております。

それから、有機すずの代替品は一体何なのか。現在、有機すず系の船底塗料は業界が生産、使用の自衛を行っております。代替品としては今先生御指摘のありました亜酸化銅系の塗料が広く使用されております。さらに、耐久性及びコストの面でよりよい船底塗料を供給すべく各塗料メーカーが確かに鋭意現在努力しているところでございます。

なお、その代替品に関する情報の流通につきましては、少なくとも亜酸化銅系が広く使われているというところは業界でよく知られておりまして、十分そういった情報は流通している、このように認識しております。

○馳浩君 その代替物質の話なんです、重酸化銅系というふうにおっしゃいましたけれども、それがどんなものかということ把握しておられませんか。その義務がないというのがこの造船研究協会のコメントでありますから、義務がないのであるならば報告しなくてもいいということになりますね。では、報告しなくてもいいんですか。そして、この重酸化銅系というものは生態に影響はないのでしょいかという私の質問の趣旨なんです。また、人体に影響があつてから規制が入つては遅いのではないかと指摘であります。

○政府委員(作田頼治君) 先生がおっしゃるようにも新しい化学物質が開発されましたら、これは化学法の対象になりますので事前に十分なる審査をいたしまして、それで安全性を確認して初めて製造等が開始されるということでございます。そういった意味で、新たな物質の開発については十分私どもとしては法的には担保されている、このように考えておるところでございます。

○馳浩君 いや、新たな物質は調査されると言いますが、環境ホルモンについての調査がまだ恐らく十分じゃないはずで、それを考えれば、今のうちからこれは公表しなきゃいけないんじゃないですかということなんです。

では、環境ホルモンについての事前の調査というのはされるわけですか、されないんでしょう。

○政府委員(作田頼治君) 環境ホルモンの効果があるかどうかにつきましては、実は先ほどから何回も御説明してありますように、環境ホルモンの効果を測定する技術方法が必ずしも十分確定してないということでございますので、私どもといたしましてはこういった環境ホルモンの試験研究、その手法を鋭意開発することに努力している、こういった状況でございます。

○馳浩君 そうなんです。だから、そのためにも今回補正予算で予算が組まれているところでありますし、早く補正を通していただきたいのであります。だからこそ、事前に代替物質についての報告も

やつぱり通産省としては把握しておいていただきたいというのが私の希望であります。私は、これ以上は同じような答弁なので突つ込みませんが、そういう問題意識を持つていただきたいということです。

関連して、日本でも有機すず化合物を規制しても海外で規制されなければ、外国船が日本の領海を通過しますし、寄港する以上、日本だけの規制は効果が半減いたします。

そこで、運輸省を中心として、国連の国際海事機関の海洋環境保護委員会でも有機すず化合物の全面使用禁止を訴え、法的拘束力のある国際協定の実現を目指していると聞いております。大変素晴らしいことで、大いに頑張つていただきたいと思いますが、現在どういう状況下にあるのか教えてください。

○説明員(北村正一君) 有機すず化合物を使用いたしました船舶の船底塗料の使用につきまして、運輸省は、国内における使用自粛を進めるとともに、今御指摘ありましたように国際海事機関において世界的な使用禁止を訴えてきたところでございます。

国際海事機関では、我が国の提案を受けまして、平成八年七月に開催されました海洋環境保護委員会におきまして有機すず系船底塗料の世界的な規制に向けた作業を開始することが決定されました。さらに、本年三月に開催されました海洋環境保護委員会におきまして、そのための本格的な議論が開始されたところでございます。

この三月の会合におきまして、我が国は改めて有機すず系船底塗料の早期全面禁止が必要である旨主張したところ、一部の国から、全面禁止のためには代替塗料の開発が必要であり、これが前提条件となるという旨の意見はございましたけれども、多数の国が基本的に有機すず系船底塗料の全面禁止を支持していることが確認され、本件の検討をさらに進めることが合意されております。

本年十一月に開催予定でございます次回海洋環境保護委員会では、本件が集中的に議論される

ということになっておりまして、全面禁止のための法的な枠組み、タイムスケジュールなどが検討される予定になっておりますが、我が国はこれらの検討に積極的に参加いたしまして、有機すず系船底塗料の世界的な全面禁止の早期実現を図りたいと考えているところでございます。

○馳浩君 運輸省のリーダ的な役割を期待したいと思つています。

それから、ことしの四月一日から開かれました日本水産学会で、複数の環境ホルモンの相乗作用効果が指摘されました。一種類の化学物質だけじゃなくて複数の化学物質、これは環境ホルモンとして複数合わせると相乗効果があつて人体に影響がある、生体に影響があるのではないかと指摘が日本水産学会からなされたわけでありまして、環境庁として、この指摘に対して認識をどのようにしておられますか。

○説明員(廣瀬省君) 本年四月に開催されました日本水産学会で、九州大学の研究者から、トリブチルスズとPCBをメダカに同時投与したものと単独投与群と比較した場合、産卵頻度や産卵数が低下する、つまり複数の方が低下するという報告がされております。

環境中には複数の内分必攪乱物質が共存しているというふうなことを考えておりますので、人や野生生物への影響の発生の可能性を考えるに当たってはこうした複合影響にも十分留意するということでは仕事をしたいというふうな思つております。

○馳浩君 続きまして、違つた観点から質問したいと思つています。

私は自由民主党の環境ホルモン問題小委員会委員長を務めておりまして、勉強会のように横浜市立大学の井口泰泉先生に来ていただきました。環境ホルモンと命名された方でありまして、

要望をお聞きしましたら、何よりも人、すなわち研究者の確保を要望されておられました。第一に環境ホルモン問題を専門に行う人材の養成、第二に医学界を初めとした関係研究者との協力体制

の確立、恐らくここには環境ホルモン学会の設立も含まれていると思つています。この二点を大変主張しておられました。環境ホルモンに関する研究者というのは少ないんだそうです。各省庁の研究会なんか井口先生は何か所も参加しているようでありまして、おっしゃるには、いや馳さん、研究しておる私がおつても助手とかが十分な手当てがなされておらなければ、一人で研究するわけじゃないんですよ。そういう点からも大変政府に御協力いただきたいというような要望でありました。

そこで、まず人材の養成についてはポストドクを十分に利用すべきと思つています。文部省さんはこの点について何とか知恵を絞つていただきたいと思つていますが、いかがでしょうか。もう一つは環境庁に、いわゆる研究情報の一元化、国際的な協力体制を構築するときに日本としての受け皿、そういう意味で環境ホルモン学会の立ち上げについて環境庁はいかに考えておられるのか、この二点をお願いいたします。

○説明員(井上明俊君) 御説明を申し上げます。環境ホルモンにつきましては、大学等におきまして従来からさまざまな種類の基礎的な研究が行われてきているところでございます。

先生御指摘の、大学等において環境ホルモンに関する研究を推進するためにポストドクターを活用するというところにつきましては、現在、日本学術振興会の特別研究員が幾つかの大学、例えば愛媛大学等におきましてその研究に従事しているという例が見られるところでございます。ポストドクターなど若手研究者は、環境問題を初めとするさまざまな新しい課題を解決していく上で大変重要な役割を果たすものというふうなことを考えておりまして、今後とも、ポストドクター等一万人支援計画のもとに、若手研究者の育成確保のために施策の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○説明員(廣瀬省君) 先生の御指摘のとおり、学者が少なくということで大変悩んでおります。環

環境ホルモン研究というのは幅広い分野の人が参加するということでございます。生物の関係から入っていただかなきゃいけない、魚類関係の人も入っていただかなきゃいけない、それからNGOの方で生物学的に観察をするような人、生態の動きを観察するような人も必要ということですから幅広い形になります。そういうことで、今まで関係を持った先生方に御相談をまいりまして、来週中にも学会が設立するという方向が見出されたようでございます。

そして、その問題を含めて、具体的にまとも役をする場所もなければいけません。今言ったように、スタッフの少ないところではできないということもございますので、この問題では国立環境研究所で関連の研究設備の整備も含めて研究体制を充実するという形で、現在補正にもお願いしているわけでございますが、ある程度まとも役的な形の仕事をしたいということでも考えております。

そして、今文部省からも話がありましたが、大学その他の学術研究機関の関連する研究活動ということで、今回科学技術庁から応援をいただいております。全体的に集まって、私たち、省庁の壁と言われていますが、省庁の壁を超えた学者の集まりをうまく醸成できればというふうに思っております。そういう意味で、今回できる学会に大変期待をしているところでございます。

○馳浩君 環境ホルモンの問題は日本だけではなく、世界的な問題でありまして、環境問題に国境はないということでもあります。

大臣にお願いしたいのは、きのうでしたか、橋本総理が核廃絶についてのフォーラムをぜひ日本が主導でやりたい。私は、むしろCOP3で議長を務められた大木環境庁長官ならば、環境ホルモンについての国際フォーラムを日本がやり出す金を出しますと、研究者は確かに今おっしゃったように少ないかもしれないけれども、日本がリーダー的にやりますと。恐らく日本の産業界もこの化学物質の取り扱いについて、環境ホルモンとい

う問題が出てくると大変なこれは頭の痛い問題だと思ふんです。ならば、私は国際フォーラムを日本で行っていただきたいと思ふます。これについて何かコメントがありますか、大臣。

○国務大臣(大木浩君) 環境ホルモンにつきましては、部分的にはアメリカとかイギリスで研究という面では進んでいるところもあるんですが、先ほど申し上げましたけれども、人間に対する影響ということになると正直申し上げましてはつきりしたものはまだ十分に得られていないというところでございますので、環境ホルモン戦略計画、こういうものを今環境庁の方でつくっております。これでも国内ばかりではなくて国際的にもできるだけ勉強させていただきたいということですから、また将来、いろいろな国際会議というものを含めてひとつ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○馳浩君 先般のさきがけの党大会でも環境の党に生まれ変わると、すばらしいことだと思ふます。

政府としても環境問題、日本が本当に、とりわけアジア地域のリーダーシップをとる必要性があると思ふますので、ぜひ国際フォーラムをするにしても早く手を挙げて、欧米の研究者を呼んでやっていただきたいと思ふます。そのために今般の補正予算でもたっぶりついておるわけでありますから、研究施設整備ばかりじゃなくて、そういった点での人的交流を私はお願いしたいと思ふます。

最後の質問に移ります。

環境庁から出ておりますPRTTR、環境汚染物質排出・移動登録制度、これを数年中に法制化するということでもありますけれども、このPRTTRの法制化について環境庁にお伺いしたいと思ふます。非常にすばらしいことでありまして、OECDの勧告にもこたえるものであります。私は支持します。しかし、法制化に向けて心配な点もありますので質問します。

まず、対象化学物質に環境ホルモンは含まれる

予定でしょうか。さらに、対象化学物質の量の報告は企業に義務づけるのでしょうか。義務づける場合でも、例外的に企業秘密という観点から報告義務を免除する場合があるのでしょうか。環境庁のお考えをお願いいたします。

○説明員(廣瀬省吾君) PRTTRの制度に当たっては、潜在的に有害なものを含む多様な有害性を持つ化学物質を対象にするというふうに考えておりまして、環境ホルモン作用についても対象物質を選ぶ上で重要な観点となり得ると思っております。

報告の義務づけについては、一般にデータの一貫性や報告の公平性の確保という観点から必要なものと考えております。報告情報に企業秘密に該当する情報が含まれる可能性、その場合の取り扱いの問題については今後さらに検討を進めてまいりたい。

なお、環境庁において全国でPRTTRのセミナーを開催しました。昨年来進めてきたPRTTRのパイロット事業の中間報告の説明を行ってまいりました。国民の意見を伺っているところでございます。こうした各方面の意見を踏まえつつ、今後我が国にふさわしいPRTTRの制度のあり方について、法制度も含めて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○馳浩君 報道によりますと、通産省も同じようにPRTTRについて法制化を進めているんです。大臣、COP3のときに日本の温暖化ガス削減について政府内で言われているのは環境庁と通産省の対立、お互いに突っ立つてなかなか削減幅が決められなかったという報道をされております。今回、このPRTTRの法制化についても通産省の方からも法制化の動きが出ています。今御答弁いただきましたように、環境庁としても十分やっております。私は、これは早く、今の段階から、お互いの担当する行政分野は違うのとお互いに法律をつくるということについては私は指摘はしたくありませんが、出てきた内容が、同じものが二つ出てくる、あるいは両方何か段階が違うよ

うなものが出てくると、これは恐らく産業界にとってもまた不幸なことだと思ふます。

これ最後の質問ですが、まず通産省の方に法制化の方向をお聞きしたいと思ふますし、それから最後に大臣、COP3の二の舞を起さないためにも通産大臣ともこの点についてのすり合わせはしておいていただきたい、その方向性、強い決意を大臣にお聞きして私の質問を終わります。

○政府委員(作田順治君) PRTTRにつきましては、現在、通産省におきましても化学品審議会の広範な化学物質の総合管理のあり方の審議の中で、法制化も含めて導入のあり方を検討しております。関係する範囲が大変広がっておりますので、環境庁初め関係方面とも十分調整した上で今後検討を進めてまいりたい、このように考えております。

○馳浩君 はい、わかりました。よろしく願ひします。

○国務大臣(大木浩君) 通産省も環境庁としても法制化ということを当然に頭に置いていろいろと勉強しておりますが、これは実際問題のところ、単に日本ばかりじゃなくて、むしろ私は国際的にそういうものをきちんとしませんとなかなか実際に目的を達せないと思っております。

それで、PRTTRにつきましてはたまたまアメリカとかオランダ等ではかなり既に実施しております。それから、特にOECDの方で非常に今包括的な研究をいたしておりますので、そういったものも例にとりながら、通産省初め関係省庁とも協力しながらきちんと日本としても対応できるような体制というものを、法制化の問題を含めて推進させていただきたいと考えております。

○馳浩君 どうもありがとうございます。

○小川勝也君 民主党の小川勝也でございます。馳委員長に引き続きまして、環境ホルモンの問題を質問させていただきますと思っております。

前回の一般質疑のときにも質問させていただきました。そして、きょうの馳委員の質問の中にもありましたように、この問題は結論からいいます

と、今の時点では、各省連絡をとりながら研究を十二分にやってほしい、そして研究の中から得られたデータをもとにさまざまな規制その他実際の行動に移ってほしい、ここに集約をされることだと思ひます。

私も馳委員と同じように小さな子供を持つておりまして、何かの御縁でこの問題に関心を持つてゐるんだなというふうな思つております。先ほど御紹介がありましたように、余りにも有象無象のデータが国民あるいは小さい子供を持つてお母さんに流れてきていますので、さまざまな過度な反応も出てきております。

例えば、私の子供はもうそろそろ幼稚園に入る年齢でございますけれども、先ほど話題になりましたPC容器を給食に使つてゐる幼稚園には入れないというお母さんが相当数出てきてゐる。特に、これから妊娠をする、あるいはしているお母さんにとってはこれは想像を絶するナールパスな問題になり得ているのだと思つております。しかしながら、これは研究として知見が大事なものでありますから、データがそろつてからでないといふ策がでないことは十二分に承知しております。そんな中で私の考えを申し上げたいと思ひます。

私も本を読んだり国内の雑誌なんかにも目を通しました。そうしますと、結論として言えるのは、さまざまな環境ホルモンという物質がこの世の中に存在をしてゐる。そして、それは我々の体内に間違いなく入つてゐる。妊娠中の女性とか小さな子供には影響がある物質が相当数存在してゐる、今の法体系や規制の中で言うと、後でつくられるべき基準値を超えて摂取してゐる例もある。今現在の特徴などに、あるいは目に見えない問題点となつて苦しんでおられる方もいるであろうし、これからまたふえてくるであろう、そんなふうな思つております。

きょうはいろいろな省の方に来ていただいて大変恐縮でございますけれども、ざつと問題点をお伺ひしていききたいと思つております。

まず、その前に、環境ホルモンの中にいわゆるダイオキシン類も含まれてゐるわけでございまして、最初にコプラナーPCBの問題についてお伺ひをしたいと思います。

これは我が党の竹村委員が再三にわたつて環境庁にたゞしきた問題でもあります。そして、先般、五月の末でございましょうか、新聞各紙がいろいろ報道をしております。このコプラナーPCBというのは、ダイオキシン類、いわゆる2・3・7・8などに比しますと毒性がかなり低い。しかしながら、この日本列島を含めまして自然界にたくさん存在をしておりますので、量的に摂取してゐる量が物すごく多いと計算されてゐます。

これはうがつた見方ですけれども、例えばダイオキシンの基準値があります。ダイオキシン類だけで計算しますと基準値以下の摂取量というデータが出てくる。しかしながら、このコプラナーPCBの用量も換算してデータに合わせますと基準値を超えてしまふ、だからこれを調査できなかつたんではないかといううがつた見方もできるわけでございます。

このコプラナーPCBについて、現況を大臣にお伺ひしたいと思います。

○政府委員(岡田康彦君) これまでの取り組みの状況でございますので、事務的に御説明させていただきます。

コプラナーPCBにつきましては、おっしゃるやうに環境中の残留濃度等のデータが不足してゐるというところで、私どもも問題意識を持つておりまして、実は平成二年度から調査を開始してゐるわけでございます。いかにも地点が少なかつたというところで、平成八年度から全国三十五地点におきまして底質と生物を対象に実態調査を実施してきております。

しかしながら、今御指摘のやうな問題もございまして、平成十年度は大気、土壌につきましても対象を拡大いたしまして、環境汚染や発生源についての調査を進めていく予定といたしてゐるところでございます。その結果を踏まえて、先ほど御

指摘のございましたWHOの取り組み等々とあわせて対策を検討してまいりたいと思つております。

○小川勝也君 先ほど触れましたけれども、データが確立されておらない、そして対策も講じられていないのかかわらずに皆さんの情報をはたらんをしてあります。私のもとにも、週刊現代、アエラ、週刊文春あるいはその他の週刊誌の記事があります。

そして、先ほど話題になりましたこの問題の第一人者でございまして井口泰泉先生が環境ホルモンの名前を最初つけて、少しでも国民に関心を持つてもらおうというところで、さまざまな講演や著書で、あるいは週刊誌の文章の中でこのことを訴えてまいりました。今お伺ひをしますと、逆の行動をとつておられるというふうな聞いております。それは何かといひますと、危険だ、猛毒だといふことがひとり歩きをして自分の真意が必ずしも伝わらない、そんなふうな言われております。これを解決する方法は、きちんとしたデータを出して、これ以上は危険だ、これ以下は大丈夫だ、今食べてゐるものは大丈夫ですといふことを言う以外には私はないと思ひます。

この週刊現代の記事を見ますと、魚介類、牛乳、野菜その他、我々が食べるものがすべて環境ホルモンの汚染されているというふうな書かれてゐます。知らないで見た人は、もうすべて危ないんだなというふうな思つてしまふのは当然のことだと思ひます。ましてや小さい子供に毎日牛乳を飲ませているお母さんがいたとしたら、子供には牛乳は飲ませられないというふうな思つてしまふと思ひます。

順次お伺ひをしたいと思います。

そんな中で、これはダイオキシンのことでありますけれども、我々が摂取する中でダイオキシンが最も多いとされているのは魚介類であります。さまざまなデータがある中で、例えば人は一日百六十三ピコグラムのダイオキシンを摂取するといふデータがありますが、その中の百五ピコグラム

を占めるのは魚介類だと言われております。そして、週刊誌等のデータによつても魚は危ない、このやうなふうな書かれております。

この魚を所管する官庁がこれを黙つて見過ごしてゐることに關しまして私は大きな怒りを覚えるのであります。先日は、ダイオキシンが例えば農薬から出る、廃棄物処理場から出る、それを運ぶのは河川なので、河川局長しつかりしろという質問を私はさせていただきまして、きょうはその魚をつかさどる役所の方に聞いていただきたいと思ひます。

魚を食べましようというポスターが張つてあるのを見たことがあります。この安全性が証明されなければ、魚を食べると言われても食べられないわけでございます。当然、私の地元北海道にもたくさん漁業関係者がおります。このことにとつてはどのような対策を講じているのか、そして各省との連携はどうなのか、これからの見通しも含めまして水産庁にお伺ひをしたいと思います。

○説明員(川本省自君) ダイオキシン類による魚介類の汚染に対する御質問でございます。

ダイオキシン類につきましては、廃棄物焼却場等を主な発生源とする有害物質でございますが、極めて微量で害を及ぼす物質であることから社会的関心も非常に高く、水産庁におきましては平成二年度以降、全国の主要な漁場の魚介類について調査を行つてゐるところでございます。

また昨年、ダイオキシン類によりまして環境、人及び食物への影響の実態等に関する調査の方法、内容に關し、専門的、技術的な立場から情報交換を行うとともに、調査方法の整合を図る等総合的観点からの助言を行うために、環境庁及び厚生省が事務局となりまして、農林水産省及び労働省が協力してダイオキシン類総合調査検討会を設置したほか、関係四省庁によりまして平成九年度の科学技術振興調整費緊急研究枠を利用いたしましたダイオキシン類汚染に関する緊急研究を実施したところでございます。

ダイオキシンにつきましましては、いまだ広範囲よ

り検出されていることから、今後も引き続き魚介類の汚染状況を監視するとともに、魚介類への蓄積、移行の解明を行っていくことが必要だろうというふうな考えを述べておられ、今年度より新たに有害物質汚染影響評価調査事業を開始したとして、魚介類汚染実態の把握や、汚染機構の解明のための調査研究を行っているところでございます。

○小川勝也君 先ほど委員の質問の中で、有機すず化合物とPCB類との相乗効果によって特別な反応が出るというお話がありました。

海というのはいわば環境ホルモンのカクテルであります。我々のはかり知れないさまざまなこととおおむね三倍の魚介類を摂取しているとも言われております。そんな中で、環境ホルモン、ダイオキシン類がたまっている場所は脂肪分であるということからかんがみまして、さまざまな対策を早急にとつていただきます、海を汚すやつは許さない、そんな覚悟で臨んでいただきたいと思っております。

次に、農水省にお伺いをいたします。同じお話でございます。

肉、野菜、牛乳、特に牛乳に関しては人間の環境ホルモンのリレーの中では母乳からというのが一番危険なわけでありまして、もし牛が汚染されているとすれば、我々が飲んでる牛乳というのは牛の乳でありまして、これは高濃度で非常に危ないわけでありまして、これはさまざまな因果関係が言われております。廃棄物処理場から吐き出される煙から、ダイオキシンあるいはさまざまなものが草地や畑に降ってわく。そしてその草を食べた牛が高濃度のダイオキシンを含んだ牛乳を産出する、こんな問題も言われております。そして食肉についても同じことが言えるわけでございます。

この食品の安全のことでございますけれども、農水省にお伺いをしてみたいと思いますが、担当者に来ておりますでしょうか。

○説明員(井出雄雄君) 畜産物を含めまして食品の安全性を確保することにつきましては極めて重要な課題であると農林省といたしましても認識いたしております。従来から厚生省、環境庁等の関係機関と連携しまして食品の安全性の確保に努めてきたところでございます。

最近、今お尋ねのように畜産物等につきまして環境ホルモンの問題について関心が高まっておりますので、全般的な取り組みはもちろんです。また畜産局内にもこのダイオキシン、環境ホルモンの問題についての連絡会議を設けて検討を開始することといたしております。

今後とも、厚生省等との連携を一層密にして適切に対応してまいりたい、かように考えております。

○説明員(岡島敦子君) 野菜など食品の安全性を確保することは大変重要な問題というふうな考えを述べておられます。ダイオキシンの問題につきましまして、特に野菜につきましましては最近ごみの焼却場の近くで生産された野菜からダイオキシンが検出されたといったような話もございまして、私も重要な問題ということで取り組んでおります。

農林水産省の中に環境ホルモン・ダイオキシン問題連絡会議というものを設けて検討を行うこととしております。厚生省等の関係機関との連携を一層密にして適切な対応に努めてまいりたいというふうな考えを述べております。

○小川勝也君 このお話を水産庁にいたしましたら、魚がとれた段階は水産庁だけれども、食卓に上るときは厚生省だ、こんな話でございまして。これは縦割り行政の弊害がいろいろ出てくるなと思ひまして、冒頭申し上げたようにさまざまな連携を密に、そして早急にとつていただく必要があると思っております。

この週刊現代には、アジ×××、オレンジ×××、カップめん×××、カニ×××など出ています。これを見た読者は何と思うか、非常に心配なのであります。

厚生省にお伺いをいたします。食品全体の安全

ということにしまして、このダイオキシン、環境ホルモンにしましてはさまざまな観点からデータをつけて安全性を評価してほしいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小野昭雄君) 確かに報道されております記事の中には私どもも科学的にいかがかなという記事も見えております。

ただ、大変残念ではございますが、私も食品衛生調査会等の御意見を伺ひましているいろいろホームページ等へ掲載しているわけでございますが、なかなかお取り上げをいただけないという残念なところもございまして。

いずれにいたしましても、私も厚生省といたしましては平成四年度から実施をいたしておりますし、それからダイオキシン類の摂取推計というのをもいたしております。これはマーケットバスケット調査というので平成八年度に実施をいたしました。コプラナーPCBを含めまして一日の摂取量が六ピコグラムというレベルになっておりますので、TDIの見直しの議論がございまして、私も、現在私どもが一応の目安としております十ピコに比べますとかなり低いレベルであるというふうな考えを述べております。

○小川勝也君 ここにあるデータでは十ピコグラムを超えるというふうになっておりますけれども、それはいいというふうになっておりますけれども、それはいいというふうにして、先ほどの話に続きまして、特に問題点となるのは、一般の大人の人は大丈夫である、子供を残す必要のない人は大丈夫である、しかしながら、胎児、乳児、子供そして妊婦の方、この人たちにだけは正直なことを僕は伝える必要があると思ひます。過度にナーバスになっている部分もあると思ひます。

そんな中で、廃棄物の処理場をめぐる報道もまたいろいろ出てきております。二点お伺いをしたいと思います。一点は、大阪の方でいろいろな話があったに聞いておりますが、私は別なルートから話を聞きました。それは、廃棄物処理場のダイオキシン検査をするときに、小さな町であります

すと、町長さんや村長さんあるいは市長さんが恣意的に、ビニールは外してやっておくと、それで調査結果を出せということをやったという方から直接聞いております。そして、なぜそれが証明されるかといふと、ばらつきが物すごく激しかったといふんです。調査結果の。その検査の信頼性が低いといふのは、私はもう半ば明らかにしていると思ひます。だから、再度検査をしろとは言えませんが、検査の信頼性が低かった問題。

そして、あるいは産業廃棄物の処分場から流れ出る水の中に環境ホルモンが一般の河川の数十倍入っていたとか、そういう報道がなされております。そのことをあわせて厚生省にお伺いをしたいと思います。

○政府委員(小野昭雄君) ダイオキシン類の濃度測定におきましては、通常の維持管理状態と異なる条件で測定が行われたという例がありまして、私もそれといたしましては極めて遺憾なことと考えております。本件にしましては、厚生省が関係者に対して書面で調査を依頼いたしまして、その結果については先般公表申し上げたところでございます。

私もそれといたしましては、昨年八月に廃棄物処理法施行規則の改正を行ひまして、施設の維持管理基準におきましてダイオキシン類の濃度の測定を義務づけました。さらに、燃焼ガスの温度等についても連続的に測定し記録することを義務づけたところでございます。

また、廃棄物処理法におきまして、都道府県知事は設置者に対して報告の徴収の権限を与えられておりますので、ダイオキシン類の濃度の測定時の燃焼温度等とあわせて、測定日前後の運転記録についても報告を求めるとによりまして、測定が通常の維持管理状態で行われたか否かを確かめることができるわけでございます。こういったことで、測定の信頼性を高めてまいりたいと考えております。

次に、最終処分場の関係の御質問でございます

が、厚生省におきましては今申し上げましたように、排ガス中のダイオキシン類の濃度につきましてこれまでも調査を行っているところでございますが、我が国の総排出量の八割から九割が廃棄物の焼却施設から出ているというふうなことも言われているわけでございます。

このようなことから、廃棄物処理施設に関しまして信頼性あるいは安全性の向上を図りますために、昨年の八月に廃棄物処理法施行規則等を改正いたしまして、焼却施設からのダイオキシン類の排出を削減するための諸基準を明確化したところでございます。最終処分場につきましても、この六月中旬に構造基準及び維持管理基準を強化あるいは明確化することとしたところがございます。それからまた、廃棄物処理施設から排出されます物質等につきましては、施設設置者が維持管理基準に従って排ガスや排水の検査を行っておりまして、その結果は都道府県等が報告徴収により把握しているところでございます。

厚生省におきましては、廃棄物の適正な処理が行われますように、今後ともダイオキシン類等につきましては知見の集積を図りますとともに、適正な処理がなされますよう都道府県を通じて指導してまいりたいと考えております。

○小川勝也君 山に不法に投棄する人はこれは悪いわけでございますけれども、例えば山に廃棄されるプラスチックから環境ホルモンが流出するという問題もございまして。先ほどポリカーボネートの話が出てまいりました。しかしながら、この環境ホルモンに関係するプラスチックというのはポリカーボネートだけではありません。さまざまなものがございます。

そんな中で、これからいろいろな検査をしていただきます。製造中止にするような物質も出てくるんである。そして場合によっては乾電池のように回収を義務づけるものも出てくるであろう。その辺を含めまして、あるいは先ほど聴委員も心配しておられましたが、この物質は危ないから製造中止だ、私は、そういった場合の企業への

対策を含めまして、通産省にお伺いをしたいと思っております。

○政府委員(作田頼治君) 通産省におきましては、厚生省との共管法でございます。化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、いわゆる化審法でございますが、これに基づきまして、新しい化学物質につきましては、その製造、輸入に当たって事前に自然条件下におきます分解性あるいはまた生体濃縮性及び人の慢性毒性の有無にかかわる審査を行ひまして、また既存の化学物質につきましても、国が同様の観点から安全性の点検を行うことにより、それぞれの結果に基づきまして、必要に応じ回収措置を含む必要な措置を講ずることとしております。

御指摘のさまざまな環境ホルモン物質、とりわけビスフェノール等につきましては、確かに環境ホルモンの疑いは指摘されておりますけれども、本問題に関しましては国際的にも多くの科学的な不確実性が指摘されておりました。現在、通産省といたしましては、国際的な枠組みの中で、科学的な知見の集積及び環境ホルモン効果の有無を判定するためのさまざまな試験法の開発に積極的に取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございます。

○国務大臣(大木浩君) 今、化審法に基づいていろいろとまた調査をするというお話がございまして、たけれども、正直申し上げまして、私は今のいろいろ議論になっております環境ホルモンについての科学的な知見というものは、もうこの省が一生懸命やりました。今の時点でははっきりわからないうというものがいっぱいあると思うんです。

ですから、それをどうするかということでありまして、先ほどもちよと申し上げましたけれども、例えば母親から胎児とか、そういう問題についてはもうよほど慎重に、きつい規制をいいます。か取り組みをしないといけないと思ひますが、例えば一般の成人に対してどれだけの影響があるんだという事になりますと、これはもう正確な値というのは当分出てこないんじゃないか、正直申

し上げますが、ということでありまして、これはいろいろと今の段階ではこういうことだからある程度は気をつけてもらいたい、こういう言い方をせざるを得ないと思うんです。

それをどういう形で皆様方にお伝えするかということでございますが、私の方でもダイオキシン類総合調査検討会というところで、ダイオキシンを含めた環境ホルモンについて各省庁と今鋭意検討をしておりますので、今の科学的な知見の収集もそうでありまして、同時に、これをどうやって国民に伝えるか、その辺についてもひとつ知恵を絞りたいというふうに考えております。

○小川勝也君 私は、今の長官のお言葉は逆だと思ひます。例えば、言葉は悪いですが、母体や環境ホルモンに被曝をして胎児にどのような影響があるかというの、これは大変わかりにくいわけですが、それは孫の代までどのような影響が出るかというところからかかるといふような影響がから、プラスチックから環境ホルモンが溶け出すかどうかという方が判定が早いわけですが、これは早く見つけて、一定の基準以上の危険なものは僕は製造を中止してもらいたい、このように思ひます。

そして、ごみを投げる人がいけないわけですが、けれども、現実問題として、処分場から溶け出した環境ホルモンが地中を通して川を通じて海に來て、それを食べた魚から我々はたくさん摂取している、こんな事実もあるわけでございます。

そして、今長官からもお話がございました、今できることははっきり言って研究するしかないと思ひます。そして、今回の補正予算でたくさんのお金が使われたので喜んでおりましたら、先日お申し上げました、センターという箱をつくるんだそうです。箱をつくるのはそれは大事かもしれないけれども、一刻の猶予もない問題だと思ひます。水俣病やカネミ油症訴訟の問題、そして薬害エイズの問題など、本当に教訓としていのか、そんなふうに出ておられます。きょうはいまじくも縦割り行政の弊害の一端も

のぞかせていただきました。今、時あたかも省庁再編の論議をしております。何省が何省がということじゃありません。日本の国がどういふふうになるのか、そしてそこに住む国民が幸せでいられるのか、健康でいられるのか、そんなことをやっていたらだいたいと思ひます。

環境庁が中心となつて各省が連携を密にして、この問題の研究が合理的に進みますように要望して、質問を終わらせていただきます。

○岡崎トミ子君 民主党の岡崎トミ子でございます。先週、五月三十日の新聞記事によりまして、WHOの欧州地域事務局専門家会議が開かれて、ダイオキシンの基準値が強化されたことが出ておりました。大人一人一日耐容摂取量、TDIをこれまでの体重一キログラム当たり十ピコグラムから半分以下の一ないし四ピコグラムとすることに合意したというところでございました。

私たちも驚きを持ってこの記事を見たわけなんです。従来、厚生省はTDIで十ピコ、環境庁は健康リスク評価指標として五ピコと二つの数値があつて、大変私にはわかりにくいというふうな思つておりました。これは決して専門家あるいは研究者のための数字ではなくて、国民がそのことがわかるということが大変大事だということに思つております。

このことも含めて、WHOの検討結果について、厚生省、環境庁ともどのように受け取られて対応されるんでしょうか。

○国務大臣(大木浩君) WHOの方が新しい数値を出したという情報は私も持つております。ただこの詳細な資料はまだ全部到着しないし読み終えておりませんので、正直申しますが、これはただいま勉強させていただいております。

ただ、示されました例えばTDIの数値でも、一つのものについて一ないし四という数字が出ております。かなり幅のある数字が出ておりますから、これはどういった意味でそういった幅があるのかといった点も含めて、いずれにいたし

まして一段と強化しようということでございいますから、その基礎となった知見というものも十分勉強させていただきまして、これから日本側としても前向きに対応しなきゃいけない、そういうふう感じております。

○政府委員(小野昭雄君) W H Oの欧州事務局とI P C Sが今先生御指摘になりましたような耐容一日摂取量といたしまして、コプラナーP C Bを含めまして一から四という提案をされているわけでございます。

今、環境庁長官からお話がありましたように、通常T D Iというのは一定の数値で示されるわけですが、幅のある数値で示されるというこの意味等を含めまして、今後専門家間で最終的な確認をした上でW H Oとしては正式に公表するといふふうに伺っております。

私どもとしては、会議に専門家、行政官も参加されたところでございまして、その出席者からの報告を求めまして、今後事務局から公表されます詳細な会議内容も踏まえまして、関係いたします生活環境審議会あるいは食品衛生調査会等におきまして専門家の意見をお伺いしながら、必要に応じましてT D Iの見直しというのを図ってまいりたいと思っております。例えば関連する廃棄物処理施設等の諸基準についても検討が必要になつてくると考えております。

○岡崎トミ子君 大気汚染防止法あるいは廃掃法、これも大変関係してくるだろうというふうに思っております。今のお話でも、欧米に比べて日本は、大気ということだけでも濃度が一けた高い、そして魚介類も摂取という意味では大変高いということもありますので、関係諸法令あるいはダイオキシン規制対策についてもぜひとも見直していただきたいというふうに思っております。速やかな対応をお願いいたします。

次に、前回、五月十二日の委員会でお話をしました結果について伺いたいと思いますが、豊能郡の美化センターについてでございます。

汚染状況の把握についてなんですが、南側だけ

ではなくて北側も行っていない、北側の土壌調査についても的確に把握すべきであるとして幾つか問題点を指摘いたしました。この点について、検討委員会の委員の方々に意見照会をした上で必要ならば調査をやる、こういうお答えをいただきましたが、結果を御報告いただきたいと思っております。

○政府委員(渡辺好明君) 先日以降の動きということでございませうけれども、まず私どもの方では国会での審議の模様を詳細に現場に伝えました。それから、そのとき申し上げました各委員への意見照会、これは実はまだ集約が終わっておりません。したがって、途上にあるというふうに申し上げていいと思います。

それから同時に、大阪府におきましてダイオキシン対策を強化するというところで、先生から御指摘がございました北側の調査のことも視野に入れて検討をこれから行う、強化をするというふうに承知いたしました。

私どもの方でも、けさ方もそうでした、きのうも調査の重要性についてはお伝えをしたところでございます。

○岡崎トミ子君 土壌撤去も大事なんですが、全体は状況把握だということに思っております。また、住民の不安と要望が大変強いということを踏まえて、どうやせひこれをやっていただきたいというふうに思っております。

加えて伺いたいと思いますが、もしこの検討委員会ですら十分にやらないというふうな事になった場合には、ぜひ環境庁は主体となって単独でもやっていただきたい、このように思っています。今年度の廃棄物処理施設周辺環境の調査の予算を環境庁としては大幅に増加したというふうに聞いておりますので、そのモニタリングのポイントとして位置づけてフォローしていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 基本論から立ち上げて申しわけないんですけども、汚染状況の調査と

か対策は汚染原因者がやること、やはりこれが基本でございます。

ただ、今先生がおっしゃったような事態がもし仮にということではございまして、私どももまたまた五カ年計画をやるということになっておりますので、これは二つの条件があるわけでございます。一つは地元自治体から要望があるというところ、それから、この調査自身が大阪府において取り上げるというふうな御要望があれば状況に応じていろいろなことをやっていきたいと思っております。あくまでも基本はやはり地元でやっていただくということだろうと思っております。

○岡崎トミ子君 それでは、その後押しはぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、大阪府が先週、土壌撤去の方法を具体的に示しました。大変よかったと思う一方で、厚生省はやはりこれを支援していくべきだということに考えました。

先月の中旬に施設組合から、自力では困難だと財政的な支援を厚生省に要請しているということでございます。ガイドラインという規制の不徹底さが今回の汚染につながったというふうに思っておりますので、こういうことからいまして、また住民の健康被害の危険を一日も早く解消するために、速やかに土壌撤去について財政的な支援をすべきだと思っております。厚生省の御検討をお願いしたいと思います。

○政府委員(小野昭雄君) 先生よく御存じだと思いますが、一般廃棄物の処理というのは市町村の固有事務とされておまして、ごみの処理及びそれに伴って生じた問題につきましては市町村が責任を持って対処すべきものと考えられるわけでございますけれども、豊能郡の美化センター周辺の汚染土壌の入れかえにつきましては、そういう観点から申しますと、基本的には施設組合が実施すべきものと考えております。

汚染土壌の入れかえに關します費用負担につきましては、入れかえを必要とする汚染土壌の範囲

に關する科学的知見の集積あるいは土壌汚染が何によって引き起こされたものであるのか等の点を踏まえまして、引き続き関係者の間で議論していただくべき問題であるというふうに認識をいたしていただくところでございます。

○岡崎トミ子君 大阪府では、予算的法的裏づけあるいは制度上の問題が残されているにもかかわらず土壌撤去を速やかに決断したということなんです。ですから、そういう意味でも厚生省はこの姿勢をぜひまねていただきたいなというふうに思っています。速やかな決断をお願いしたいというふうに思っております。

もう一つ関連して伺っております、健康調査についてです。

繰り返し厚生省の方もおっしゃっておりますように、ダイオキシンの問題、化学物質の汚染については不明な点が非常に多いわけです。発生源の解明、汚染の状況、人体への影響を明らかにするために、能勢町を初めとして全国で大変不安に思っております。希望するところという方々に対して健康調査を国として行う必要があるのではないかと思いますが、これはいかがでしょうか。

○政府委員(小野昭雄君) ダイオキシンが人体に及ぼします健康影響につきましては、何度も御答弁申し上げておりますように、いまだはっきりしていない。したがって、健康診断をやるというにしても、どういう健康指標を用いて評価をすればいいかといったことがまだ未解明な部分が多々ございまして、私どもとしては健康影響の評価に關します調査研究を推進する必要があると考えております。このために、平成九年度には、母乳中のダイオキシン濃度の調査研究の対象人員をふやす等、調査内容を拡充いたしますとともに、血液等の人体汚染に關する調査研究にも着手したところでございまして、平成十年度におきましても引き続きこれらの調査研究を推進してまいりたいと考えているわけでありまして、なお、これらの調査研究の推進に当たりまして

は、被験者等の協力が必要不可欠でございます。私も厚生省として行います調査研究に対しまして地方自治体等から参加の意向が示された場合には、調査対象の選定に当たって配慮してまいりたいと考えているところでございます。

○岡崎トミ子 けさの新聞でも、毛髪からダイオキシンが検出されたということが報道されておりました。これから要望が高まると思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、環境庁長官に伺います。

循環型社会の構築に向けて一層の取り組みと、また有害物質の発生をできるだけ低減するという観点から伺いたいと思います。

「廃棄物に係る環境負荷低減対策の在り方について」の中環審の第一次答申が出されましたが、これを踏まえてどのような施策を進めていけるのか、お伺いいたします。

○国務大臣(大木浩吉) この循環型社会の構築というものは、これはまさに昨年のあの京都の地球温暖化防止のときにも、そういったような構想というものはどうしても考えていかないと、いかな環境問題というのは解決できないという議論がございました。今お話のございました、昨年十一月月だったと思いますが、中環審の方でそういった循環型の社会形成のための対策をまたいろいろと検討しろということでございます。

正直申し上げまして、私どもの方も引き続き中央環境審議会の方でいろいろ勉強をお願いしておるんですが、循環型社会の構築ということになりますと、これは仮に一つのビジョンをつくるということになってもなかなかいろいろ議論があるし、また逆にビジョンができて、それを実際に実行するための手だてがきちつとできておりませんと空のお経に終わってしまうということでございます。

今のところは、中環審等での御検討と並行して、そういったものを実現するための方策というのは考えております。先般できました再生資源利用促進法あるいは容器包装リサイクル法、あるいは

は家電リサイクル法等々、これはどちらかというと通産がおつくりになっているのが多いんですけども、こういったものも一つの手段、言うなれば一部の手段ということでございます。

全体の構想というふうなことににつきましてはいろいろ議論はしておりますけれども、余りにも話が大きいですからまだ途中の段階にあるとしか申し上げられないわけでございます。既に指摘もいただいておりますので、これから、これからはひとつそういうことも考えて、特に例えば地球温暖化の防止というふうなことになりますと、あるいは最近非常に問題になっております我々の身の周りの環境問題の処理になりますと、理念としての循環型社会の構築というのはどうしてもそれが中心になるものでございますから、大きな問題でございますけれども引き続き鋭意検討してまいりたいというふうに考えております。

○岡崎トミ子 きのうの報道でも、東芝名古屋工場で環境基準の一万五千六百倍という大変信じられない高濃度のトリクロロエチレンを検出したというふうなありまして、また有害な物質について国民の不安が増大しております。日本全体で有害物質は大体二万トン排出されているということですから、ぜひとも早急な緊急取り組みをお願いしたい、そして結果を出していただきたいというふうに思います。

次に、通産省に伺います。

製造物中の有害物質について、消費者や廃棄物処理業者の注意を促したり、あるいは適切な処理を喚起するためにも、製品の素材に含まれております有害物質の内容を表示するというシステムが必要だというふうに思いますが、通産省としてはいかがお考えでしょうか。既に内容表示を進める取り組みを始めているというふうな聞きかじりますが、その判断基準、また循環型社会を構築するという観点から、どのような方針をおとりにいたしますでしょうか。

○政府委員(並木徹君) お答え申し上げます。委員御指摘のように、今後循環型経済社会を構築していくということは極めて重要でございます。そのためには、環境への負荷の少ない製品の利用でございますとか、あるいはリサイクル、エネルギーの利用の効率化などの実現を今後進めていく必要があると考えておるところでございます。

このような社会の実現を図るためには、規制的措置でございますとかあるいは助成措置、あるいは事業者、国民の積極的な取り組みの支援など、多様な政策手法を適切に組み合わせながらこれを進めていく必要があると考えてございますけれども、委員御指摘の例えは表示の問題等々につきましては、再生資源利用促進法に基づく表示の義務づけでございますとか、あるいは省エネルギー法に基づきますエネルギー消費効率の表示の義務づけなどを進めておるところでございます。

委員御指摘の有害物質に係る問題につきましては、私も、私も通産省といたしましては、関係省庁と連携を図りながら、こういった科学的知見の蓄積を踏まえながら今後さらに検討を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○岡崎トミ子 次に厚生省に伺います。

廃掃法の改正で、不法投棄や違法な廃棄物の処理について、その防止、規制、罰則などが改善されたと思いますが、これですべてが有効になるとは考えられません。香川県の豊島の問題では、指導監督権を持つ県が対応を怠ったということが明らかになっております。また、公害調整委員会での調停に時間がかかりまして汚染物質の除去がなかなか進まないという反省も踏まえて、厚生省としても苦情処理、救済機関を幾重にもシステム化する必要があるというふうに思います。

都道府県の廃棄物担当者の数が少ないという悲鳴も聞かれています。こういう現状から検討を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小野昭雄君) 廃棄物の処理に関しましては、先生御存じのように、各地でさまざまな紛争が起きたりトラブルが起きているわけでございます。その適正な処理を推進するということが

は、まさに一般国民の皆さんの生活あるいは産業界の産業活動というものを維持していくために不可欠でございます。そういった観点からさまざまな問題のリストアップをいたしまして、昨年、廃棄物処理法を改正いたしましたところでございます。

現在、それに基づきます政令、省令を順次出してまいりまして、私もといたしましては、この改正廃掃法の施行を円滑に推進することがまず第一というふうに考えております。その過程でいろいろ問題があれば、またそれらの問題についても鋭意検討してまいりたいと考えております。

○岡崎トミ子 次に、緊急かつ重要な問題といたしまして、吉野川の第十堰建設計画について建設省に伺いたいと思います。

この計画は、学識経験者らで組織いたします二十一世紀環境委員会が行った環境NGOのアンケート調査によりまして、むだだとして緊急に中止、廃止すべき公共事業を挙げられておりましたら二百ありましたが、そのうち多い順から百選びまして、百のうちのワーストファイブにランクされました。大臣、御存じでしょうか。——そうですか。

おとといの六月二日、公共事業をチェックする議員の会の主催で、徳島から見えられた住民やNGOも参加しまして第十堰に係る問題について建設省と話し合いを持ちました。おとといの話し合いでは建設省側から明確な回答が得られませんでした。この問題は持ち越しになって話し合いは継続となっているんです。ところが、きのうのこと、突然にダム審議会が八日、来週の月曜日に開かれるという記者発表がされました。しかも、今回の審議会は結論を出すとも言われているんです。そのことが一言もその会議では言われませんでした。権威のある審議会の開催が五日前に突然に決まるということは考えられません。きのうまで発表を控えていたことは何か悪質な意図さを感じられるんですけれども、住民の人たちも大変怒りを持っております。継続なんです、大臣。これ

は継続しようというふうにあるんです。
そこでまず、その審議会の進め方、公共事業についての住民の意見を十分取り入れるべきとすると大臣はおっしゃってきいておりましたけれども、建設省としての方針を伺いたいと思います。

○国務大臣(尾田栄章君) 岡崎委員から御質問の吉野川第十堰の問題でございますが、委員御承知のとおり、ダム、堰等の事業につきましては平成七年七月にダム等事業審議委員会を執行いたしました地域の見解を的確に聴取するよう努めてきたところでございます。

また、平成九年には河川法が改正されました。新たに河川整備計画につきまして関係住民の意見を反映させる措置を規定したところでございまして、よって、新しい河川法の手続にのっとりまして、ダムでございますとか堰等の建設につきましては関係住民の意見をよく聞き計画に反映させてまいり、こういう方針で取り組みをさせていたしております。

○岡崎トミ子君 そうしますと、おとこの話し合いの中で継続になっている、来週月曜日にダム審議会で結論は出されませんか。

○政府委員(尾田栄章君) 先生よく御承知いたしておりますとおり、このダム等事業審議委員会は全国のいろんな事業について行っておるわけでございまして、この審議委員会はすべてそれぞれ審議委員会の独自性のもとに自主的な運営を図っていただいております。そういう意味合いで、六月八日に予定をされております第十三回の委員会という御討議になるかというの、これは委員会でお決めいただくことになる、そういうふうな理解をいたしております。

そして、先ほど二日の公共事業チェックを実現する議員の会で、第十三回の委員会が開かれるというところについて説明がなかったというおしかりをいただきましたが、この審議委員会を開くということにつきましては六月三日に事務局の方で発表されたものでございます。事前にそういうことについてお話をすることができなかったという点

については、ぜひ御理解をいただければと存じます。

○岡崎トミ子君 今までこのダム審議委員会の行政委員の人たちが過半数を占めていた、第三者機関とはとても思えないという状況で、過去十二回の審議もほとんど建設省側の説明が中心の運営で、公平な審議がなされていないというふうに住民の側もNGOも受け取っているわけなんです。

そうしますと、住民の、NGOの皆さんたちの意見がどういうふうな反映されていくのかというのが大変心配ですので、このダム審議委員会の冒頭にはNGOとの話し合いをぜひ報告していただきたい、そして広範で客観的な議論の場としての審議会に投げかけていただきたい。投げかけていただきますか。

○政府委員(尾田栄章君) 吉野川の第十堰建設事業審議委員会につきましては、既に平成七年十月二日に第一回の審議委員会を開きまして、五月八日まで十二回の審議委員会を開いております。そして、この間、この審議委員会とは別に平成八年十月六日、平成九年六月二十一日また六月二十八日と三回にわたって公聴会を開くとともに、専門学者によりまして評価報告会というのも二回にわたって開かれておるところでございます。そういう意味合いで、独善的に運営されたということではないというふうな考えております。

そしてまた、今先生から御指摘がございました公共事業チェックを実現する議員の会におきまして配付されました資料等につきましては、この審議委員の方々にお渡しをいたしまして、その取り扱いについては先ほど申しましたが、審議委員会がそれぞれ自主的な形で運営をされておるわけでございますので、審議委員会の方でその取り扱いについて判断がなされるものと考えております。

○岡崎トミ子君 冒頭でお伝えいただけるといいですね。そのことだけいいんです。
○政府委員(尾田栄章君) 何をですか。
○岡崎トミ子君 この間の話し合いを。そのこと

だけでいいんです。

○政府委員(尾田栄章君) 先ほど申しましたが、その議員の会でも出されました資料等につきましては審議委員の先生方にお渡しをさせていただきますというところでございます。

○岡崎トミ子君 よろしくお願いをいたしたいと思っております。

この第十堰というのは、江戸時代から二百四十五年間取水障害を起こしたことは一度もないんです。それから洪水という面でも、流域全体の堤防の補強というのは大変必要なわけですが、二百四十五年間第十堰の堤防が決壊したというのは一度もないんです。そして、今まで利根川だとか長良川だとか環境が悪くなっているいろいろな例があつて心配なことがたくさんあるわけなんですけれども、ぜひともそういうことも踏まえてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後に大臣に伺いたいと思いますが、これは徳島新聞、NHK、四国放送などマスコミの世論調査の結果なんです。ここに出ておりますのは、可動堰建設反対がほとんどふえていて、今年一月にはついに過半数を超えた。現地にほど近い人ほど反対の比率が高い中で事業が強引に進められているということについてはどのようにお考えでしようか、大臣。

○政府委員(尾田栄章君) まずアンケート調査についての技術的な見解を私の方から述べさせていただきます。その後大臣の方からお答えをさせていただきます。

今先生から御指摘のアンケート結果でございますが、それぞれ対象範囲はいろいろございまして、マスメディアが意識調査をされました結果については私も存じております。九五年六月のデータにつきましては四二％の方が反対、九七年一月では三五％、九八年では五二％という数字については承知をいたしておりますが、このアンケート調査そのものがどういう形でなされたか、その詳細を承知しておるわけでもございませんので、その結果そのものについてとやかく申す立場

にはないわけでございます。

一方、徳島県を初め徳島市、鳴門市、あるいは関係の七町におきまして、それぞれ県議会あるいは市町村議会におきまして賛成、促進の意見書の採択をいただいております、そういう事実もございまして、そういう中でこの問題をどう考えていくかというところを考慮しております。

○岡崎トミ子君 おとこの会では愛知大学の武田先生が、住民の合意形成こそがこの事業を進める大前提であるというふうにおっしゃっておいりました。話し合いは継続になっていて、審議会のあり方も課題になっていたはずなんです。八日のダム審議会でも結論が出るようなことがあれば、信義にもとる行為と言わなければなりません。

吉野川の第十堰建設事業審議委員会では、自然環境への影響や洪水による堰上げなど、事業の推進派と反対派の間で意見が対立をするという極めて重要な争点について十分議論が尽くされていらないです。十三回目でも、もう十分に公聴会も開いた、そして何となくというふうに思っているらしいやうですけれども、自然環境の問題については環境調査委員会の報告に対して質問をするにとどまっている。可動堰が環境への影響が非常に大きいという最新の科学的知見を持った専門家の意見を聞く機会が設けられていない。こういう状況で最終判断が下されるのであれば、建設省がダム審議会を設置した当初の目的であります事業の再評価を行ったとは認めがたいんです。

どうぞこの審議委員会、結論を急がずに、重要な課題として、最新の科学的知見を有した研究者や自然保護団体の意見の聴取も含めて、徹底的に議論をした上で事業の可否を判断すべきだということに思っております。

大臣、こういうことを踏まえて慎重に対処することを求めたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(尾田栄章君) 委員から御意見を賜ったわけでありまして、冒頭私から、新しい河川法の手続にのっとりまして関係住民の意見をよく聞き計

画に反映させてまいりたい、かように申し上げさせていたしましたが、また、河川局長から経緯等についてお話しをいたしました、吉野川第十堰建設事業審議委員会が設置されまして、たび重なる議論を展開いたしておるわけでございまして、メンバーの諸先生を見ましても、偏った先生方と、こう思わないわけでございまして。

建設省といたしましては、審議委員会の審議の状況を見守ってまいることが今は重要なことである、こう思っておりますので、私はこの審議の状況を見守りながら吉野川の第十堰建設事業につきまして取り組んでまいりたい、かように考えるものでございまして。

○岡崎トミ子君 終わります。

○福本潤一君 公明の福本潤一でございます。

今までさまざまな形でダイオキシンの、環境ホルモンについて質問させていただきましたが、地元松山、私の住んでおるところでございますが、松山の方で産廃の処理場のかなり大きいがあるというところで、私も四国の豊島の問題ありましたので行っていました。今回はそちらの方の話を最初に若干させていただければと思います。

豊島の方は五十万トンの自動車の廃棄物ということで、香川の地元住民に大変大きな被害を与えています、五トンだけは実験的に溶鉱炉で処理するという形でダイオキシンに対応しています、今一回行ってまいりましたのは中山川流域でございまして、道前、道後という二つの地域にまたがる川でございまして。

最初に建設省の方にお伺いしたいんですけれども、中山川ダムの上流域で産廃物が大量に処分されております。見上げると一つの谷が埋まる状態になっている。

〔委員長退席、理事上野公成君着席〕

それで、東京のごみが所沢あたり、埼玉に行っていると思いますが、埼玉に行くごみの大体八割が埼玉からまた次のところへと、中国地方の方からも含めて、四国にはかなり自由な農地、谷、山がいっぱいありますので、大量に処分されてお

ます。フェリーで大量に中国地方からも四国の東予港へ入って、中山川流域の一つの谷が埋まるぐらゐの状態になっております。

その中山川へ上水道の用途もあるダムをつくらうとされておるということですが、建設省として、ダム完成後の水利利用に問題はないかどうかを含めてどのように現在把握しておるかを最初に伺います。

○政府委員〔尾田栄章君〕 ただいま先生御指摘の中山川ダムでございますが、これは平成八年度に建設に着手をいたしまして、現在、地質調査等を行っております、そういう段階のダムでございます。

このダムの上流に御指摘のとおり産廃の処理場がございまして、この処理場から出てくる水と申します、これに関連して水質調査が行われておるところでございます。

まず、愛媛県環境局の方で処理場からの流出水の水質調査というのを平成二年度より実施をいたしております、中山川そのものにつきましましては、愛媛県の土木サイドで昭和六十三年よりダムサイト予定地もひっくりめまして九地点で毎年水質の調査を実施しておるという状況にござい

ます。そして、これまでの調査結果によりまして、流出水の水質につきましては、砒素あるいは亜鉛というふうなものにつきましてはそれぞれ排出基準あるいは環境基準というものに対してはおおむね満足しておるのではないかとというふうにお考えしております。

ただ、実際、これからダムの建設に向けての調査を進める中で、この川の水質の問題については十分対応を考えてまいりたいと考えております。

○福本潤一君 鉛、砒素に關しても問題ないと言っておりますが、その谷の、大規模な産廃処理場と言っているけれども、ほかの焼却炉で焼いたフライアッシュとボトムアッシュという底に残った灰、ドイツの方では完全保管して地下に完全処理できるまで保存しておくようなものも含め

てフェリーで来て、毎日のように、やはり愛媛にも高速ができると遠距離まで行って、その谷近くへ行っているところからばんばん捨てて。それで谷が埋まっていって、地元の人によれば七、八十メートルぐらゐ高くなっているという話です。かなり産廃が四国に行っている。現地在元愛媛にあったので、私も非常に気になっております。

川の方は、合流地点で、上流から流れている水が一方からはもう茶色い異様なにおいの水、一方からは清水、清流溪谷というところから出たきれいな水が合流後は中山川として、ダムができる。そこで上水を使おうという形になります。

これは、環境基準で言う、例えば鉛とか砒素、今後上水の原水になりますね、その砒素の環境基準は幾らぐらゐで、今現在の値がどれぐらゐなのかというのを教えてもらえますか。

○政府委員〔渡辺好明君〕 多少技術的な点にわたるわけですが、現在水を採取しておりますのは、処分場の排水そのものと排水口直下の沢水でございます。したがって、ここで適用されます観測の技術手法は排水基準に準拠したものでございまして、その手法で分析をしております。その手法によりまして、鉛、砒素については検出限界を超えておりますので、厳密に言いますと、そのところが環境基準と今先生がおっしゃいました数字に比べてどうかというのは言及ができません。

したがって、私も今県にお勧めをしておりますのは、環境基準としての測定を行うのであるならば、公用水域の中で一定の水と処理水の混合状態が保たれたときに行う環境基準としての測定方法でやってほしい。その上で鉛や砒素についても環境基準をクリアしているのかどうか、これを確認したいということ指導しているところでございます。

なお、もう一言申し上げますならば、県が私どもの事務としてやっております環境基準の調査、これは中山川の下流の落合というところでございますけれども、そこではちなみに環境基準も完全

にすべての項目クリアをいたしております。

○福本潤一君 水質データ絡みの話は厳密な調査等学者も含めてやる必要があるぐらゐ地元の人には不安がっているという指摘にとどめますけれども、この容量ですね、大きさ、どの程度の申請をして産廃業者がやっておられるのか、外からは高い塀でほとんど中が見えないという状態なわけ

です。その産廃地から出てくる汚い水だけ見て不安がっているという状態が続いているようでございますので、産廃業として申請している埋め立ての容量とか、あと、処理する廃棄物は何を捨てておるか。要するに、フェリーで来たのをトラックで運んでは捨てておるわけですから、今後何年かたつたときに、豊島と同じように、ここへ何が埋まっていたんだ、ダイオキシンも発生しておるような気がするというような状態で、調査もできないという状態ですので、その種類。

そして、松山市内の焼却場、これは日本で初めてダイオキシンが発生した松山ですから、焼却場はかなり早い段階でいい焼却場にもう既にかえております。これはダイオキシンや何かにも対応していると思っておりますけれども、焼却灰も運ばれているというところで、松山市内の焼却場からの焼却灰の一日あたりの量、これをきちんと教えていただければ。

〔理事上野公成君退席、委員長着席〕

○政府委員〔小野昭雄君〕 御指摘の最終処分場についてでございますが、産業廃棄物の安定型最終処分場及び管理型最終処分場が併設されているものでございます。それぞれ最終処分容量は、安定型最終処分場が約百七万立米、それから管理型最終処分場が六十五万立米でございます。

なお、処分されております廃棄物の種類でございますが、安定型最終処分場では廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず並びに瓦れきが処分をされておりまして、管理型最終処分場では一般廃棄物並びに産業廃棄物であります燃え殻、汚泥、鉅屑及びダスト類が処分をされてい

るわけでございます。

そのうち、松山市内から搬入されます焼却灰の搬入量でございますが、平成九年度で見ますと六千八百トンということでございます。

○福本潤一君 一日ですか。

○政府委員(小野昭雄君) 平成九年度の実績ということで申し上げますが、平成九年度の実績ということで申し上げます。

○福本潤一君 これだけの大量な廃棄物が、大きさも百七万立米ということでございますので、トラックで何往復もしながらあそこへ捨てられていくんだなということです。

今、種類を燃え殻とか汚泥とか言われましたけれども、これは業として届けておるものですか、現実には捨てているのをきちんと調査した上でのご話ですか。

○政府委員(小野昭雄君) 処分場としての届けがなされている中で、こういうものを処分するということで届けがなされている内容を申し上げました。

○福本潤一君 じゃ、これは実態調査という形で出てきたものじゃないんです。例えばここへダイオキシンのものになるようなものが入っているかどうか、それはこの言い方だけではわからないので、実態調査かどうかをもう一回。

○政府委員(小野昭雄君) 届け出られているものと同時に、平成八年度の埋め立て廃棄物の種類及び年間搬入量というのが届けられておりまして、それと合わせますと今申し上げたような廃棄物であるということでございます。

○福本潤一君 要するに、産廃業者として届け出にこういう形を書きますね。それで県が見たら書類はできます。ただ、現実には捨てているものがこういうものかどうかを確認した上で答えていただいているのかどうかを確認したいわけなんです。○政府委員(小野昭雄君) 平成八年度の埋め立て廃棄物の種類と年間搬入量が報告されておりました、その中に、燃え殻、汚泥、鉍滓、ダスト類、ガラスくず、一般廃棄物等の届け出がなされているわけでございます。それを今申し上げたわけ

であります。

○福本潤一君 じゃ、平成八年の実績の報告をしていただいたということでございますね。

高い塀があつて、ただ出てくる水だけしか見えない状態で、ごみが大量に、富士山がそこへでさ上るような形になっているという状態です。今まで埼玉の所沢の話をかなりさせていただきまして、中坊さんの言葉で言うと、よくここまでほつといたなというのが、私も現実に行つてみて、地元とはいえちよつと離れた山奥の中にあつたという驚きで、今回確認させていただきました。

地元の県会議員が立入調査をさせてくれと言つたところ、業者の方は県の方で許可を得たらしいです。業者の方は、立ち入りは許可できる法律がないからそれは許可しませんということに進んでおるわけですが、全然中が見えぬブラックボックスになっておる地域住民にとっては、せめて県会議員ぐらい立入調査しないと、何が捨てられているのか、届け出しかないまま汚い水を見ているという状況です。これは法律的に何か対応して立入検査できるような方法はありませんか。

○政府委員(小野昭雄君) 立入検査につきましては、法に基づきまして県の職員がきちんと立ち入つて点検をするということでございますし、関係住民の皆さん方につきましては、改正されました廃棄物処理法に基づきまして処分場の設置者に対して記録の閲覧を求めることができまして、そういうことで御確認をいただくことになろうと思ひます。

○福本潤一君 現状では記録の閲覧にとどまるというところのようでございます。記録の閲覧をしていてもわからなかったのが埼玉の所沢の現状でしたので、所沢の話に戻しますと、寝る前は平地だった五十メートル四方ぐらいの土地が、朝起きたら建設廃棄物でごみの富士山になっている。きょうの新聞にかなり私から見ると強烈なデータが報告されています。きのうからテレビを見ている、かなりダイオキシンのデータがさまざま

な形で発表されています。先ほどの民主の方が、WHOでは一日に許容する摂取量が体重一キログラム当たり十ピコグラムから、一から四ピコグラムになった。これも国際的に見て一つの大きな前進でございます。さらには、大阪で二万三千ピコとか、名古屋で東芝から、これはダイオキシンじゃなくてトリクロロエチレンですけども、一万六千倍というデータも出たところに、きょうは、血液から高濃度ダイオキシンという摂南大学の宮田先生が発表されたデータが出ています。

それを見ますと、埼玉の所沢の人が血液一グラムの中に、血液ですから、これは環境の大気とかいうよりも体に取り込んだ後の血液の中のダイオキシンということですから、かなりこれは生々しいデータなわけですけども、あの所沢で平均一グラム当たり八・二ピコグラムという単位で出てくる。多い人で二十九ピコグラムだった。それがきょうの茨城の新利根町にあるごみ焼却場周辺の成人の住民を対象にしたときは、何と四百六十ピコグラムの女性、男性で二百ピコグラム、女性で百四十ピコグラムというデータが出てきておるわけなんです。要するに、平均の二十倍以上の値が体内から出ているということなんです。

と同時に、一グラムで一万人が亡くなるというダイオキシン、自然界に本来存在しないダイオキシンがこれだけ大量なデータが出ているということになりますと、今後環境庁としてもかなりきちんとした対応をしていかなければならない。

今まで学者の学説で、ベトナムでダイオキシンが百八十ピコグラム投下されていて、日本もそれと同等だと言つていましたけれども、こういうデータが出てきたり、大阪の土壌の二万三千ピコグラムというデータが出てきたら、いや、ベトナム戦争のダイオキシンを超えているんじゃないだろうか不安になるようなデータなんです。

ですので、こういうデータになったときに、国際基準といいますが、ドイツはドイツで一つの基準をダイオキシンに対して設けています。日本に

世界の七割の焼却炉が現在集中しておるわけなんです。野焼きも日本人は平気だけれども、ドイツ人は野焼きしているのを見ると、ダイオキシンを製造しておると言うとか、いや本当に極端にすごいらしいです。それだから焼却炉というのがほとんどないわけなんです。焼くとも、あちらでは化学兵器を使つていた経験とか、化学・製薬工場が爆発して近所でダイオキシンの生々しい被害を受けていますから、対応がきちんとしておるわけなんです。そういう国際的に見た厳しい基準にそろそろ変えることを考えないと、いや日本はダイオキシン汚染先進国ですよと笑つておれない段階にだんだん来ておるのではないかとというのがこのデータを見た私の実感です。

特に、日本のデータは、先ほどさまざまなデータが出てくると言つておりましたけれども、所沢で大変大変だと思つていたら、ほんと今度大阪の方で二万三千倍とか、東芝で一万六千倍とかいうようなデータが出るといふことになりました。データはかなりごまかすというのか、偽造とは言いませんけれども、塩ビをのけて全部やるとか、そういう形でつくり方をしたデータが市町村とか焼却場のところからは出てきません。

というのは、ダイオキシン一検体をはかるのに五十万円ぐらいは普通です。一週間ぐらいかかるんです。なおかつ、日本では三十カ所しか調査する民間機関がないんです。それなのに、あんなに大量にデータを出せと言つたら、全国各焼却場から集まつて、厚生省がばつと発表する。本当にきちんとやつておるのか。数字はそのまま書いた数字で報告できますけれども、その検査たるや、サリンのときにサティアンというのがありますけれども、猛毒ガスをやつた、あれの二・五、六倍の毒をやる実験ですから、それはそれで微量です。それから大変なところ。そういうような背景があつて、深刻な状態になっている。そろそろそういう基準を本格的に国際基準に合

水俣病のときには、有害物質じゃないから人体に与える影響はまだまだ安心ですよ、動物では実験でこれだけの大変なことですからということはありましたけれども、ダイオキシンに関しては

だから、薬害エイズと同じように、もしこれを
認知したら責任をとらなきゃいけないという形で、

確かに、環境庁は、予算委員会で我々の質問に対して誠実に答えていただきましたし、かなり予算も補正予算でつけておるようでございます。厚

という。まだはっきりした状況でないときに横浜市は対応せざるを得なかった。

失礼ですから、まだ取り入れていなかったときにそういう情報が出てきている。環境ホルモン自体日本では一年前から使われた用語ですから、まだまだこれからダイオキシンとは違って研究を進めていかれると思います。

そして相模原は、もう既にこれはいかぬということ、二、三日前に、使っていたPC容器を廃止する、かえるという決断を下した。

確かに「メス化する自然」や何かを読みますと、物すごく危険が迫っているなという形に感じます。要するに、世の中全体が女性化した自然という形で雌化している。これは人体で言うたら、アメリカのようにそれこそ男性はホモ化して中性化し、女性はやや早熟になって、その組み合わせから子供が生まれないわけですから、それがだんだん続いていく。

だから、出だしが、動物の世界でワニが絶滅しかかっているような話を人間に当てはめて書いています。今は子供がだんだん少なくなっている、少子化と言っていますけれども、出だしが最近子供が生まれなくなったねという話で話が始まるわけです。どうしてだろうねという話から、だんだん二十年ぐらいたったときに、いや本当に生まれる子供がなくなつたね、ゼロになつたね、これは大変だ、男性の精子が減っているというので対応策を必死で頑張ろうとしたら、精子が二千万以下になつたときには生殖しないと言われてますから、今ですら、データによっては五十歳以上の元氣な方の一〇〇当たり一億三千ぐらいある精子が二十歳以下の人は六千万以下になつていいます。何らかの影響を受けているのは間違いないわけでしょう。瀬戸内海でもカキが減つていいますかそういうような話はいっぱい聞きますから、聞いている話が何か世相と合っているし、自分でも実感されるというような話が出ています。かなり深刻な影響を与えておるわけです。

そういうときに、このPC容器に対して、具体的にそれが出ているとなつたら、それはお母さん方は不安がります。おばあさんや何かとは、うち

は子孫が絶えるんじゃないかという話まで言い始めていますし、お母さん方は、うちの子供は子供が生まれぬようになるんじゃないかという話まで会話に出てきています。

ある意味では過剰な報道という感じもあるのかもしれないけれども、ダイオキシンのときは逆に全然報道してくれなかった。立川先生がNHKと組んで三月月に一回ぐらいつつとNHKでダイオキシンをやっていた。ぼつりつとやっていたも、かなり頻りにやっていたなと思うんですけども、それでも認知されなかったのが、ここに来て国会でも非常に取り上げられることも含めて、きちとした対応をしてきてくれたということになります。このポリカーボネート容器に不安を感じておられるお母さん方に対して、やはり厚生省としては、文部省の話だということに逃げることもできるかも知れませんが、生命、生存にかかわる話ですから、どういう形で持っていくとされているか、ほかの委員もやりましたけれども、再度これきちつとお伺いしたいと思います。

○政府委員(小野昭雄君) ポリカーボネート樹脂製の食器等の安全性につきましては、直近までの科学的なデータを含まれて食品衛生調査会の御意見を聞いたところでございますが、現段階におきまして知見におきましては、使用禁止等の措置を講じる必要はないというふうに認識いたしております。

しかしながら、いわゆる環境ホルモンに関します問題は極めて新しい問題でもあり、また未知の分野が非常に多いことから、調査研究を推進することが重要であるというふうに考えております。また、これらの検討結果につきましては、厚生省のインターネット等に掲載をするなど、国民の皆さん方への広報に努めているところでございまして、今後ともこれらの活動を強化してまいりたいと考えております。

○福本潤一君 今のお話は、調査研究はするけれども、対策、方針一切なしということだろうと思ふんです。そうしますと、報道等で不安を感じる

ということになってくると、今後、市町村にお任せいたしますという形で進んでいくんだろうと思ふいます。

ただ、厚生省として一つの、こういう環境ホルモンに対してまだ疑問の段階だと、世の中ではかなり報道がされているというときに、きょうういだいた「環境新聞」、高杉さんという前横浜市立大学の学長、この人の一番弟子が環境ホルモンでかなりテレビに出ておられますけれども、その恩師のような方が、何と研究段階では一九六〇年に初めて環境ホルモンの結果を著者としてサイエンス誌に発表しておるわけです。一九六〇年といったら、ダイオキシンは一九八三年に初めて立川先生が検出されましたけれども、それよりも前なわけです。

だから、これは案外関心を持たれたなかっただけで、日本ではダイオキシンより先に、言葉が環境ホルモンでなかっただけで、一年前NHKとこの人の弟子が環境ホルモンという名前をつけて使ったから、日本で環境ホルモンという用語を使いはしたのにはまだ一年前です。ただ、研究は一九六〇年から進んで、一つの危険だということ、要するに女性ホルモンとして働く化学物質があるということとは少なくともわかっていたということになります。そういう先端の研究みたいのを鋭敏なセンサーでキャッチした人がおれば、かなりこれは現実には深刻な問題だということに対応策を練っていたはずなんです。

ただ、これは六〇年と九八年だから、三十八年前にもう既に出ていたということで、最近の問題とは言えなくなつてきているなというのが私のきょうこの貴重な資料をいただいた感覚でございます。

とするならば、危険だ、危ない、疑わしいといったときに、公害問題ではきちつと対応する、予防する、疑わしきは罰する、予防原則というのが公害問題で宇井純さんらの時代から基準としては言っていました、因果関係を全部究明した段階でははつきりともう手おくれだ。環境ホルモン

でも、因果関係が究明されたときは取り返しがつかない段階になっているということですから、官庁また官僚の行政の姿勢自体を根本的に改めぬと、公害問題は、この前指摘したように四日市ぜんそくで補償費は一兆円もう払っている、認定患者に一兆円です。また、ほかの公害問題でもさまざまな形で補償金を高額に払っている。

そういうことになりましたと、この問題もこのままほつておいたら、責任官庁はうちぢやないよあそこだよと言っている段階とは違うぞというのがありますので、この学校の容器に対して、瀬戸物もあつたりいろいろ安全なものもあるのに、少しはそういうものを考えぬかという話が委員からありましたけれども、文部省としてはこれに対してそのまま厚生省と同じような立場で対応されるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○説明員(磯田文雄君) お答え申し上げます。

先般の五月十二日の委員会先生の御質問にお答えした内容とは同じでございますが、私どもとしても、本件につきましては非常に強い関心を持ってはおりますが、先ほど厚生省の局長からの御答弁にございましたように、厚生省の御見解は、現時点における知見において使用禁止等の措置を講ずる必要がないということ。他方、私どもとしても、本環境ホルモンにつきましては研究費を投入し研究の充実をしているということでございます。

こういう状況を四月末に行われました都道府県の学校給食担当者を集めました会議の席上でお伝えし、今後とも各都道府県と連携を密にしまして関係省庁からの情報を適切にお伝えし、各都道府県が世の中の動向を把握しながら適切に対処していただきたいというお願いをしているところでございます。

○福本潤一君 使用禁止ということをやれと言つてはおられないわけですが、無策だと言っているわけですが、何もないのか。いつも政令とかいろいろな形でうまく運用されている官庁が、こういう問題に聞いたら、何もしません、使用禁止はやりま

せんとするだけじゃ余りにも行政としても無策ではなからうかということを指摘させていただいて、今後、規制も含めてきちっとした対応をしていただきたいということと述べさせていただいて質問を終わります。

○緒方靖夫君 私は、紙と瓶のリサイクルの問題について質問いたします。

まず、紙の問題ですけれども、紙のリサイクルは、一昨年来、古紙の在庫の急増、古紙仕入れ価格の暴落によって資源回収業者の経営維持が非常に大変になる、あるいは日本独特のすぐれた古紙回収システムが崩壊の危機に至らんとしている大変な状況にあると思ふんです。日本再生資源事業協同組合初め関係団体は必死の努力をしている、また、政府に対して対応を強く求めているという状況です。

古紙の在庫は、ことしに入ってから四月に関東周辺の三十二社の報告によると七万七千トン。ピーク時の昨年四月は十二万三千トン、それと比べれば六二％に減っているわけですが、しかし、古紙価格は同じ時期の比較で、段ボール、新聞で一キロ四角が三円に下がる、あるいは色上が一円が〇円にさらに低下した、そして雑誌、古紙に至っては逆有償、マイナスという状況が続いているわけですから、これでは資源回収業者の経営が全く成り立たない、大変な苦況にあるわけです。

そこで、古紙の慢性的な余剰、古紙価格の暴落、低下、この要因をどのように分析されているのか、お伺いいたします。

○国務大臣(大木浩吉) ちよつと通産省から人がおりませんのでそちらの方のお話はできないんですが、今お話のございました、確かに紙をめぐる市況と申しますか、非常に今難しい状況にあるというところは私も承知しております。我々もできるだけ古紙を使いましょうというようなことで、環境庁では原則として使つておる紙は全部再生紙でございます。政府部内でもできるだけそういうことは申し上げておりますし、あと、地方自治体で、例えば東京都とか名古屋市あたりではで

きるだけ古紙を使うということは努力しておられます。

他方、今言ったような市況の問題で、ちよつとたまつてしまつていてというようなことが一つのネックになつていてということも承知しておりますので、今通産省おられませんけれども、これはひとつその辺の状況をもう少し何か知恵を出せということとは伝えておきたいと思ひます。

○委員長(関根則之君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(関根則之君) 速記を起こしていただきます。

○緒方靖夫君 大臣、答弁ありがとうございます。古紙の慢性的な余剰、そしてまた古紙価格の暴落、なぜこういう状態が起こるのか。これについて、実は古紙余剰問題研究会の報告書、こういうのがあります。

これは昨年の十一月に出されたものなんですけれども、この団体は製紙業界とか回収業者とか新聞、印刷、雑誌の各業界、自治体の代表が参加してつくつたものです。そこに古紙余剰に至つた要因が五つ挙げられております。

一つは、「資源回収支援策の進展に伴う家庭系古紙の回収促進」。一番目、「事業系ごみの全面有料化に伴う事業系古紙の回収促進」。二つ目に、「食料品、家電製品等の輸入増に伴う包装容器の増大」。四番目、「古紙利用率の伸び悩み」。そして最後、五番目、「紙・板紙の輸入増加と輸出減少」。この五つが挙げられていて、わけですけれども、この五つの要因というのは通産省の認識と合致したものでしょうか。

○政府委員(水谷四郎君) 今御指摘の五つの原因、おっしゃるのとおりでございます。特に製紙原料として古紙の利用の多い段ボール、それから紙器に使う板紙の生産量が伸び悩んでいるわけでございます。

今先生御指摘のような事情に加えまして、事業系ごみの有料化に伴います事業系古紙の回収促進

によりまして、従来はごみとして主として焼却処理されてきた紙類が古紙として回収される量が増大している、こういった原因が主要なものと考へております。

○緒方靖夫君 私もこの報告書は総合的だし、また実態に合った分析だと思ふんです。

確かに、ここで言われているように古紙の回収が促進された、そして同時に紙、板紙の輸入の増大、輸入品の紙製品があふれている、このことが非常に大きな要因だと思ふんです。

その点で、古紙の利用率の問題なんですけれども、九七年度で五四・〇％にとどまつていてという現状があります。通産省が省令で九五年までに五五％とした目標、これにも達していない。九三年が五三・〇％で、四年間かかって一％アップしただけという状況なわけです。

二〇〇〇年までに五六％という目標設定があるわけですが、この目標達成の見通しはいかがかという問題と、古紙の利用率を上げるためにどういう取り組みを強められるのか、二点お伺いします。

○政府委員(水谷四郎君) 今御指摘のように、古紙利用のほとんどを占めます製紙原料としての利用促進、これが最重要課題でございます。従来から古紙再生設備に關します規制等による支援、古紙利用に關します普及啓発事業、こういったものを行つてきておるわけでございます。

また、古紙余剰問題の解決に向けまして、昨年九月に集中的な古紙利用の普及啓発、それから新規用途の開発、普及促進、製紙メーカーに対する一層の古紙の利用の働きかけ、大口ユーザーに対します働きかけ、こういったものを内容とします総合的な古紙利用促進のための行動計画というものを通産省で策定いたしました。現在鋭意これを実施中でございます。

御指摘のように、平成九年の古紙利用率はまだ五四％でございます。平成十二年度におきます古紙利用率を五六％にするといういわゆるリサイクル56目標でございますが、この達成に向けて今

のような努力を積み重ねまして、なかなかこれは一％上げるにも実は大変な努力なのでございますが、ぜひとも達成するために政府また民間ともに精いっぱい努力をしてまいりる所存でございます。

○緒方靖夫君 今言われた行動計画、それをつくり、それに沿つて努力しているという点は評価したいと思ひます。その方向でやつていただきたいと思ふんです。

端的にお伺いしますけれども、一％上げるのは大変だと言われましたけれども、西暦二〇〇〇年までに五六％、それを達成するという点での自信のほどはいかがですか。

○政府委員(水谷四郎君) 一〇〇％保証するということは、これは民間の事業活動でございますのでなかなか難しい部分はあるわけでございます。しかしながら、やはりこれからの紙をめぐるいろいろな資源調達環境でございますとか、それから国民生活におけるそういったリサイクルの意識の浸透、こういったものが相ましますれば、この五六％というものの達成は決して不可能ではない、かように確信はいたしております。

○緒方靖夫君 古紙の再利用を進める上で非常に大事な問題、業界もそれからまたさまざまな市民団体も一番力を入れている問題の一つは、小中高の教科書に再生紙を全面使用するという問題なんです。

来年度の教科書はどのくらい再生紙が利用されるのか、その結果、教科書への古紙の混入率はどのくらいになるのか、お伺いいたします。

○説明員(月岡英人君) 教科書におきます再生紙使用の状況でございますけれども、現在、表紙、口絵などに再生紙が使われているところがございますが、今年度使用されております小中学校教科書の九割、それから高等学校教科書の七割以上で一部再生紙を使用した教科書となっておりますのでございます。

以上でございます。

○緒方靖夫君 私は、昨年、紙の問題、特に教科書について質問主意書を出しまして、答弁書はい

ただきました。その中には、「本文用紙も含めた教科書への再生紙全面使用について、関係業界に対して積極的に取り組むよう要請しているところである。」ということが書かれております。私はこの答弁は非常に大事だと思うので、その点の実践はどうかということをお伺いします。

○説明員(月岡英人君) 先生御指摘のように、教科書の本文におきます用紙の使用の件でございますけれども、昨年六月に教科書発行者が組織いたしております社団法人教科書協会におきまして、平成十一年度から使用するすべての教科書につきまして、本文用紙も含めて全面的に再生紙を使用するということを決めたところでございます。

○緒方靖夫君 教科書に再生紙を使うときによく言われるのは、再生紙は紙の質が悪くなる、そうすると、数学や算数のときに小数点と紙の質の悪い点が間違ってしまう、だから困るという理屈をよく言われるけれども、そういうことは外国だって似たようなことが起こるわけで、古紙を一〇〇%利用した上質紙も生まれている。これはやっぱり日本の技術水準ですね。

それからまた、全面的な教科書への再生紙の利用というのは、そのこと自身がやはり私は教育効果が非常に大きいと思うんです。ですから、そういう立場というのは非常に大事だと思うんですけれども、いかがですか。そういうことを余り言わずに、今言われたような方向できちっとやる、そのことをはっきり述べていただきたいと思うんです。

○説明員(月岡英人君) 先生今御指摘のように、私ども、毎日の学習の中で子供たちが再生紙でつくられた教科書に触れるということは、環境教育を推進していくという観点からも意義深いものであるというふうに思っているところでござい

ます。

そのようなことから、教科書につきましては教科書用紙の独特の品質の観点もあるわけでございまして、そういったことを踏まえまして、教科書協会におきましてはさきに全面的に行うということを決定しておるところでございまして、私も今後ともそのような観点からの発行者の努力を、着実にそれが実施されるように努めてまいりたいというふうに考えているところでござい

○緒方靖夫君 文部省の関係、結構でござい

それで、私、もう一つ質問主意書の中で伺っていたのは、新聞業界で導入が検討されていると言われている超々軽量紙の問題なんです。これは古紙の混入率をうんと低下させる、六〇%から四五%に低下させるということで、これが行われるとこれまで非常に大きな問題が起こることになるんです。新聞業界への超々軽量紙の導入をやめるように指導すべきである、そういうことを要請したわけですが、けれども、そういう指導、要請はどうなっているか、お尋ねいたします。

○政府委員(水谷四郎君) 御指摘のように、新聞紙に超々軽量紙を使う動きがあるわけでございまして、具体的には、現在平米当たり四十三グラムでございまして新聞紙を二十一世紀に向けてさらに軽量化して平米当たり四十グラムにすべく、製紙メーカーに働きかけを行っている新聞社があることは承知をいたしております。

当省といたしましては、軽量化それ自体には問題がないわけでございますが、古紙配合率が下がるようなことがないように新聞業界に要請を行うなどしてまいっております。今後、新聞の分野においてもさらに古紙利用率が上がるよう、引き続き働きかけを行ってまいります。

○緒方靖夫君 新聞業界への要請は既に行っているわけですね。

○政府委員(水谷四郎君) やっております。

○緒方靖夫君 ぜひそういう指導を行っていただ

きたいと思っております。

それからもう一つ、一〇〇%バージンパルプを使ったトイレットペーパーの問題、これは非常に大きな問題なんです。森林から切り出したパルプを一回消費してそれで終わってしまう。これは資源の有効利用、それから地球環境を守る、そういう点で大きな問題だと思っております。今スーパーで安売りされているトイレットペーパーはほとんどそれなんです。確かに安いわけなんです。だって大量生産するわけですからね。片や中小の業者が古紙を使ってトイレットペーパーをつくる、太刀打ちできないんです。

実は先日、経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会の地方公聴会が静岡でありまして、そこに古紙を使った家庭用の製紙業界の理事長がお見えになって、この問題をもう本当に熱烈に訴えておられました。私もお尋ねしたんですけれども、何を言っているかというところ、このバージンパルプでのトイレットペーパーには太刀打ちできないと。相手は、やっているのは大手だ、我々は中小だ、我々が地球環境を守るための配慮をしているのに対して、大変な安値でやってくる、これは何とかしてほしい、我々は地球環境を守るためにもこういう仕事をやっているんだと。そういうことを盛んに言っていました。まさに悲痛な叫びだと思っております。

こういう再生紙を一生懸命使ってやっている中小がある、片やほとんどの大手は一〇〇%バージンパルプを使う。こういう中で、バージンパルプの製品を規制する、やめさせていく、これが業者の願いです、そういう方向で再生紙の利用を図るような指導、これをぜひやっていただきたいと思っております。

○政府委員(水谷四郎君) トイレットペーパーにつきましては、従来から原料として上質の古紙一〇〇%を使用したものが相当部分を占めてまいっております。ただ、お断りと申しますが、この古紙は上質紙を原料としたものでございまして、最近の傾向を見ますと、こういった再生紙ト

イレットペーパーの生産量は絶対量として増加してきてはおります。ただ、パルプもののトイレットペーパーの生産量が大幅伸びが大きいものですから、それに比べれば低い伸び率になっているというのが現状でござい

今御指摘のパルプもののトイレットペーパーを規制するという点でございまして、幾つかの困難がございまして、慎重に検討をする必要があると考えております。

具体的に指摘をさせていただきますと、第一に、今申し上げましたように、再生紙トイレットペーパーの原料は、現在余剰となっております雑誌古紙でございまして、余剰古紙ではございまして、むしろ余剰がない上質の古紙を使っている、これが第一でござい

それから第二の点が、規制を行って大幅な再生紙トイレットペーパーへの急激な参入が仮に起こりますと、原料となる上級古紙の不足であるとか上級古紙価格の高騰、中小メーカーの経営圧迫といった問題を発生させる可能性がござい

それから、紙の利用者の自由な選択への介入ということも効果としては起こるわけでございまして、やはりこれを考えますと、慎重に検討をするべきではないかという立場でござい

いずれにいたしましても、先ほど申し上げました古紙利用促進のための行動計画を引き続き実施しまして、消費者への普及啓発、それから公的機関における再生紙トイレットペーパーの利用促進、こういったものに力を入れてまいりたい、かように考えております。

○緒方靖夫君 困難と言われるそういう立場も、今の通産省の方向からしてもそういうことだろうなというところはわかるわけですが、しかし、大きな立場からその点は要請されていると思

そこで、大臣、この紙の問題なんです、先ほど答弁いただきましたけれども、私は、紙を燃や

さずにリサイクル、その考え方というのは非常に大事なテーマになっていると思えますけれども、その点で大臣の御決意を伺っておきたいと思えます。

○国務大臣(大木浩吉) せっかくできた紙でございいますから、できるだけ再生といいますが、リサイクル化、リユースしたいと思っております。

ポイント、恐らく一つは技術的にどういうふうな再生できるかということ、それからもう一つはやっぱりできるだけきちんと選別しないと、つくりかえるにしても問題があるというようなことでございますから、その辺も含めてひとつ関係省庁とも十分にまた協議しながら、できるだけそっちの方向へ向かって努力をしたいと思っております。

○緒方靖夫君 次に、瓶の問題なんですけれども、数字をまず伺いたいと思うんです。

瓶のリサイクルでは、ビール瓶とか一升瓶などは繰り返しリユースするリターナブルという形と、瓶を砕いてカレット化して再生利用するワンウェイ瓶、この二つがあると思うんです。

年間の瓶の製品量と、そのうちワンウェイ瓶とリターナブル瓶の量と比率、これをお伺いします。数字だけで結構です。

○政府委員(水谷四郎君) お答えします。

平成九年のガラス瓶の年間生産数量でございますが、約二百六十六万トンでございます。内訳として、ワンウェイ瓶はおよそそのうちの八〇％程度、リターナブル瓶はおよそ二〇％程度でございます。

○緒方靖夫君 製品の約八割がワンウェイということでした。量として大体百五十万トンのリターナブル瓶が流通している、こういうことが言われているわけですね。そして、その流通している瓶の半分以上がワンウェイということになる。

最近、輸入のワインとかあるのはしょうちゅうがいろいろ入ってきておりますけれども、過去五年間の瓶による輸入酒の推移、それからこれら輸入酒の瓶のリサイクル、これがどうなっているの

かお尋ねいたします。

○政府委員(水谷四郎君) 御指摘のように近年、外国からの酒類の製品の輸入増加とともに輸入される瓶も増加をいたしております。平成九年には二十一万トン程度に達している状況でございます。

もちろんこのリサイクルにつきましては、輸入瓶、国産瓶を問わず、市町村等で分別収集されたものについてはリサイクル化が図られているわけでございます。しかし、国産の瓶は無色及び茶色の比率が大きいのに対しまして、輸入瓶は外国製のしょうちゅうでございますとかワインでございますとかいろいろございしますが、緑色等その他の色の比率が大きいために、輸入瓶をガラス瓶として再利用できる量には限界がございします。

また、昨年四月施行の容器包装リサイクル法の施行に伴いまして、今後とも瓶の収集量の増加が予想されておりますが、ガラス瓶リサイクルシステム、この円滑化のために、カレット、これは細かく砕いたものでございしますが、これの利用量の拡大のための対策が必要と認識をいたしております。

○緒方靖夫君 輸入瓶の問題というのは一番始末に悪くて業者も困っている。そしてもちろんリターナブルというのではない。

ヨーロッパでは、狭いところですから、リターナブルはもとに返すことが多いわけですが、日本ではそういいうことができない。したがって、今限界と控え目ない方をされたけれども、ほとんどこれが手がつかない、リサイクルの方向には行っていないというのが現状だと思っております。

そこで、輸入瓶も含めてワンウェイがふえていくという現状にあります。カレットして再生するよりもリターナブルの方が燃料の削減、CO₂削減対策ということでも効果が極めて大きいことがはつきりしている。したがって、リサイクルをやっていくというのが私たちの方向だと思っております。

今言われた容器包装リサイクル法に基づいてリ

ターナブル瓶は今百六種類の認定をされておりますけれども、現状では、リターナブル瓶でも一升瓶などは生産の中で新しい瓶がかなり使われていて、リサイクル業者もリターナブルに回らずカレットしてしまうことが非常に多くなっているといふことも彼らの実感として述べていることなんですね。

そこで、瓶のリサイクルを促進するために、事業者が再商品化して義務量に満たない部分については負担金を課しているわけですが、その単価は平均して瓶一本当たり幾らになりますか、それぞれ色分けで。

○政府委員(水谷四郎君) 委託単価でございますが、委託する事業者のいかに問わず、平成十年度におきまして、無色のガラス瓶がキログラム当たり一・七五二円、茶色のガラス瓶がキログラム当たり二・九三六円、その他の色のガラス瓶の場合はキログラム当たり五・四八五円となっている現状でございます。

○緒方靖夫君 大体そういうことかなと思っております。

瓶で直すと、大体四百から五百グラムというところで直すと、業者の人たちが通常言うには、透明瓶で一円弱、茶瓶で一円強、その他の瓶で二円と。大体そうですね。この程度では価格に転嫁できるわけですね。そうすると、実質的には負担金を払った方が、業者がわざわざいろんな形でこれをリターナブルにするよりはそっちの方が手っ取り早いといふことで、これがリターナブルを促進することが困難になっている理由になっていると思っております。

実際にリサイクルの現場では、瓶の回収がふえ、カレットは急増する、そしてこの一、二年でカレット単価が急落している。東京周辺でキロ当たり、透明瓶で一円、茶瓶で逆有償でマイナスイ・二・五円、その他の瓶でも逆有償でマイナスイ・三から四円、これが現実です。こういうことになるかと、業者は大変になるわけですね。しょうちゅうとかえってマイナスになる、損をする。したがって、

茶瓶、色瓶の負担金の単価が逆有償になっているという現状、これが非常に重大だと思っております。私は、今の状況が続くと瓶のリサイクルも事業も崩壊していく、そういうことになってくると思っております。

その点で、私は、現在負担金を課せられている大企業、事業者に対して、課している負担金の額を適正にしていって、瓶を使う事業者に対してリターナブルを進めるように指導する、このことが非常に大事だと思っておりますけれども、その点いかがですか。

○政府委員(水谷四郎君) ガラス瓶のリターナブル化の推進という点でございますが、何と申しましても、これを再利用するボトル及びユーザーの幅広い理解があつて初めて円滑に行われるものでございまして、現在、ガラスびんリサイクル促進協議会が中心にリターナブル瓶の推進普及のための広報活動等を展開しているところでございします。

一方、こういったリターナブルの方に瓶が回っていくのを加速させると申しますか促進するために、リターナブル瓶の分離、洗浄、検査設備等の設置に当たって、日本開発銀行及び中小公庫からの低利融資制度及び空き瓶洗浄処理装置に対しまして優遇税制措置等の支援を実施いたしまして、そちらの方に行動の流れが向くように努力をいたしているところでございます。

○緒方靖夫君 最後に、大臣にお伺いしたいと思っております。

瓶のリサイクル、これも本当に大事で、ヨーロッパではリサイクルといえはリターナブル、リユースがもう常識です。その比率がうんと高い。例えば、ペットボトルにしても日本のものよりもかなり丈夫なもので、そしてこれがリユース、リターナブルという形で、回数はいく回程度とかそういうことになりまして、使われている現状があります。

やはり地球温暖化を食い止めるためにCO₂削減、これが今日本を含めて国際的にも大きな課題

になっているそのときに、瓶リサイクルを思い切ってリターナブル、リユースに転換する、その強力なイニシアチブを環境庁、大臣がとっていただく、このことが非常に大事な課題になっていると思いますけれども、その点の御所見を伺います。

○国務大臣(大木浩君) 本日は、瓶についてのリユースないしリサイクルの御質問でございます。リサイクルについては、結局これは、先ほどから申し上げているとおり、分別してすぐにリサイクルがきちっとできるという形をできるだけ整えることが必要でございますから、これにつきましてはそういった分別を徹底するということが一つの考え方じゃないかと思えます。

それから、リユースの方でございますが、先ほどもお話ございましたけれども、実際のメーカーさんというかボトルを使う、最終的に実際にそれをまたリユースして製品を売られる方、それから流通の面でいろいろ問題があるわけでございいますから、その辺を少し知恵を出したらどうかというところでございます。今若干、そういう小売業者というか卸業者、その辺でいろいろ実験的にやっておられるところもありますので、そういうところのまた結果といえますか経験といえるものを生かして、できるだけリユースができるようなことも考えていただきたいと思います。これまたひとつ通産省初め関係各省とも協力していただきまして、そういうことを精力的に進めたいと思っております。

○緒方靖夫君 ありがとうございます。終わります。

○堂本曉子君 COP3の名議長でいらした大木大臣に質問させていただきます。

日本は議長国として、地球温暖化対策推進に関する法律案、これを一刻も早く制定すべきだと思っております。COP4が十一月に開かれますが、それにぜひとも間に合わせていただきたい。いかがでしょうか。

○国務大臣(大木浩君) 地球温暖化対策推進法に

つきましては、国会において鋭意御検討いただいておりますので、正直申し上げまして、そろそろ会期末に来ておりますのでこのままでやっていたらどうか、私どもとしてはもちろん一歩でも前進させていただきたいと思っておりますが、今、堂本議員からもお話がございましたように、いずれCOP4も開かれるわけですから、ぜひともそれに間に合わせて成立いたしますように私どもとしても努力をいたしたいと思っておりますし、ひとつ国会の御協力もお願いしたいと思っております。

○堂本曉子君 議長国としては一つの責務だと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

きょうは外務省にもお越しいただいておりますけれども、COP4に向けて幾つかの点を確認させていただきたいと思えます。おといたから補助機関合がボンで開かれていというところで、排出権取引の交渉、それから日本でCOP4の前に再度会議を開く計画があるというところなどは諸外国から評価されているというふう聞いております。そういったプラスの評価と同時に、日本は議長国としてCOP4に向けて国際世論を本場に盛り上げるために活躍しているのか、そのダイナミズムを持っているのか、モメンタムをつけているのかという点では国際的な批判や不満も耳にいたします。

次のことを伺いたいたのですが、例えば排出権取引とかシンクの問題など、いわゆる柔軟措置と言われるものがございいます。

こういったものに熱心であるためなのかどうかわかりませんが、日本が条約の課題である温室効果ガス、CO₂の削減、ほかのガスも入りますけれども、削減を本場に大事にしているよりも、ある種抜け穴とは当時COP3のときなんかには言われなかったけれども、むしろそういったものを利用してしようとしているのではないかとというようなことを言う人たちがいる。これは誤解だと私は思うんです、日本人として見ますとこれは誤解だと思う

んです。でも、なぜそういう誤解が出ているのかといえ、やはり議長国としてのダイナミズムが国際的に見えないんじゃないか。本場に必死になつて条約を推進しようということが外国の目に見えない。

そういった問題をぜひともこれから五カ月の間に解決していただきたい。環境、外務両省にお願いするわけなんです。一つの問題は、先進国とは交渉しているのか。環境大使などという存在もあるし、いろいろおられるんですが、果たしてそれだけのことをやっているのか。環境大使については、後で何えれば委員会御報告いただく必要はございません。ルールと規制を全締約国が採択するために途上国とも大いに議論しなきゃいけない。

この点、長官それから外務省からも見解を伺いたいと思えます。

○国務大臣(大木浩君) なかなか目に見えるような努力が十分じゃないんじゃないかという御質問でございますが、御叱正でございますが、COP4に向けて今私どもがやっておりますのは、一つは、まず先進国の中で意見を調整してできるだけ先進国としての対策を進めるということ。もう一つ、これははっきり申し上げますと、アメリカあたりが一番関心が高いんですけど、やっぱり途上国もいずれは参加していただくということでございいますから、それについて一歩でも進めたい、こういう二つがあるわけでございいます。

先進国間の話につきましては、例えばOECDあるいはG8の会議といったようなところで、できるだけひとつ先進国側としての積極的な義務遂行のためのアクションを進めるということではないかと議論しております。

ただ、先ほどもお話がございましたけれども、例えばいわゆる柔軟措置、どうも柔軟措置というのは私は余り好きじゃないんですが、そういう名前になつてしまっていて、言うなればいろいろな

国際的な措置というのが、柔軟措置の大部分は国際的な措置かと思えますけれども、これもやっぱり一緒に進めていこうと。先進国間で集まりますと、どうしてもそれが今一番実は具体的な問題で、勉強するには適当と申しますか、勉強を今すぐいろいろなところから科目だと、こういうことなものですから、そちらにもかなり議論が進んでおりますけれども、全体としては、やはり先進国といたしましては、みずからのいろいろなアクションをできるだけ進めて、そしてそれをこに今度途上国との話し合いを進めたい、こういう考えでございます。

いろいろな会合がございまして、先生十分御存じでございますが、COPの中でいろいろの下部機関の議論、あるいはそれと別に、例えば今言いましたOECDとかG8とかそういったところの会議もございまして、そういうのを両々並べましてひとつでございだけCOP4に向けて前進をしたいというふうに考えております。

○政府委員(上田秀明君) 今、大木長官から御答弁があったところでございまして、大木長官が個人の資格で次のアルゼンチンで開かれますCOP4までの間、議長をお務めになるわけでございまして、日本は国として議長国ということ、責任を果たしていくことかと思えます。

我が国は、主要先進国の中では先頭を切りました四月二十八日に署名もいたしました。それから、今長官から御答弁がありましたような公式、非公式、さまざまな会合が実は行われておまして、そういうところに先ほど御言及のありました環境問題担当の大使等を派遣いたしまして、日本としてさまざまな案を出したり、あるいは他の国々と調整をしたりしているところでございいます。

目下、ボンで開かれております補助機関合におきましては、いわば京都議定書で原則は決まっておりますけれども、具体的なまだ詰まっていなかった問題、排出量取引とか共同実施とかクリーン・ディ

ペロブメント・メカニズムとか、そういうような問題についての合意を何とかCOP4に向けて道筋をつけたということ、日本もさまざまな提案を行う準備もしているところと行っているところとでございいます。

それから、途上国の問題につきましては、これは京都会議で積み残されたわけでございしますけれども、私も、その後いろいろ外交レベルの、大臣レベル等の会議等に際しまして、京都議定書の精神でぜひ途上国の皆さんにも自主的に参加していただきたいということを呼びかけておりまして、印象でございしますけれども、途上国のそういう意識のある国からは、自分たちも何らかの役割を果たしていきたいというふうな声も聞かれるところとでございします。

この点につきましては、先般のバーミンガム・サミットで橋本総理から御発言がございまして、途上国については初めから拘束力を持たせて義務を課すようなことでは無理であろうと、しかし、自主的に参加してもらおうということで地球温暖化の問題に一緒に協力して取り組んでいくように呼びかけようじゃないかという御発言がございまして、各国首脳もそういうことで御賛同がございまして、コミュニケーションもそういうふうに行われたところとでございします。

アルゼンチンのCOP4は、実は、これは先刻御承知のとおりでございしますけれども、京都のCOP3がいわばベルリン・マントワという一つの課題がございまして、これを達成しなさいけないというところで、いわば期限が切られていて終わったわけでございしますけれども、アルゼンチンの方は締約国会合第四回目ということで、そもそも何を目標して何をそこで達成しようかということについていまだ関係国が明確なコンセンサスを持っていないという状況で、目下ボンで行われているような会合を通じて、ねらうべき目標といましようか、そういうことを絞っていき、そこに向けて日本として建設的な貢献ができるようにやっていきたいというふうに考えております。

ます。

○堂本曉子君 今まさにCOP4に向けてのはっきりした方向が出ていないというふうにおっしゃいましたけれども、やはりどうしても前のドイツのメルケル大臣と大木大臣が比較されてしまう。今お話を伺っていても、大変着実に、また熱心に日本の課せられた責務を果たしておられると思うんですが、COP4、十一月までは、日本が環境先進国というのであれば、やっぱり活躍するチャンスだと思えます。余りにも活動が地味過ぎるのではないかと。

確かに、日本の国会は大臣を縛るところです。で、その拘束があることは百も承知しておりますが、外務省も考えていたのだと思います。環境庁はもともと考えていたのだと思います。以来、大木大臣の顔を一向に見ないじゃないか、こういう声ははつきりいろんなところで言われているわけです。これは、どんなに事務方が一生懸命環境大使が走り回っていても、具体的に議長でいらっしゃる大木大臣の顔が見えないということ、日本の顔が見えないということと同義でございします。私は、十一月のCOP4まで、アメリカと途上国を全部そこに参加させるということも大木大臣の一つのお役目で、そこで日本がイニシアチブをとっていかないと、総理も言及されたということですが、日本は可能な限り、笛や太鼓で騒ぐというぐらいいままでに、表に見えるぐらい大臣にぜひとも活動していただきたい。そしてCOP4のときに、日本はここまでよくやったというところまで大臣は頑張っていたいただきたい。これは個人的な声援と、外務省に対してはもともと環境大使をフル活用すべきだ。どこに環境大使がいるかわからないというふうなことも聞いていますから、そこは頑張っていたいただきたい。

あと、次の鉛玉のこと、農水省とはきょう前向きにいろいろ議論させていただきたいと思っておりますので、このことはまた委員会の場ではないところでCOP4についてはたくさんお話を申し上げます。

上げたいと思います。ありがとうございました。次に、環境庁長官にぜひとも鉛玉について、散弾銃のことですが、伺いたいんです。

これは、八九年に北海道の宮島沼で三十羽以上の白鳥が、ことしは十羽以上の白鳥が散弾銃の鉛玉を飲んで中毒で死亡しました。

二年前に、当時の岩垂環境庁長官は、鉛玉禁止に向けて関係機関や団体と協議を始めるとおっしゃったんです。はつきりおっしゃった。私がもう何年も前からこのことをお願いをする、環境庁は、もうやる、あと一年、あと一年、あと一年と言って、もう五、六年たってしまった。鉛玉の禁止は一体どうなっているのか。もう鳥じゃなくても私ども待ち切れないところです。

大臣に、これはやると、もう用意はできているんです。細かいことはもう事務方とはさんざんお話ししている。あとは岩垂長官が言われたように、大臣がやっぱり何とでもやれということ、を、さもないればさっきのダイオキシンや環境ホルモンと同じで鉛は人間の体にとってもちつともよくないものでございします。こんなものをいつまでも禁止しないというのはもう考えられないことなんです。そのことでぜひ御答弁をお願いいたします。

○政府委員(丸山晴男君) ただいまのお話、かねてから堂本先生から御指摘を受けているところとでございします。

環境庁の場合、平成六年から鉛による水鳥の汚染状況を把握するために鉛濃度の分析を行ってきておりまして、その結果、水鳥への影響が明らかになっているという認識にまず立ったところとでございします。

それで、それを踏まえましてどういう対策を立てるかということとでございまして、具体的には、散弾について鉛以外の材料によります代替散弾への切りかえをどう進めるかということとでございします。

この代替散弾への切りかえにつきましては、日本散弾銃の場合、大変銃身の強度が弱うござい

まして、鉛というのは比較的やわらかな金属でございします。その代替散弾を使用する場合の……○堂本曉子君 とういうことはいいんです。時間だけ教えてくださいます、時期だけ、いつやるかということ。それ以外のことはもう結構です。

○政府委員(丸山晴男君) はい。

それで、いわば安全性の問題、それから買いかえの問題ということがありますので、現在こういう問題に何とか対処してまいりたいということ、関係団体とも鋭意調整を進めているところでございします。いましばらくお待ちいただければと思います。

○堂本曉子君 いましばらくお待ちくださいを五年聞いていたら、いいかげんもう嫌になりますよ。

それで、散弾銃、何人の方がお使いになるか知らないけれども、それこそ人間がそのために病気になる、それから白鳥にしてもガンにしても鳥がどんなに死んでいく。一体どっちが大事なんですか、銃の銃身がどうのこうのという話と安全な環境ができるということ。これは大臣、必ずやるということを、岩垂さんもおっしゃったんですが、大木大臣からもそれを御答弁いただきたい。

○国務大臣(大木浩君) 実は岩垂長官から直接には引き継ぎはしておりませんが、岩垂長官が長官の立場でそういう御判断があったとすれば、それは私も十分に尊重してそれを受け継いでできるだけ早く回答を出したいと思っております。

○堂本曉子君 もう細かい内容は伺う必要はないです。早くやることです。ですから、局長も何が何でも各団体と、これは狩猟の方たちなんです。その方たちのこれは遊びとは申しませんが、例えば北海道ではエゾシカを撃つわけです。その撃ったエゾシカの死体がそのままになっていると、オオワシとかオジロワシがそれを食べるから、去年からことしにかけて、もうオオワシは十四羽、オジロワシは三羽死んだ。鳥は言ってみれば一つの指

標なんです。そのことは人間に対しての危険、循環ですから、私たちにとっても危険なことなんです。それで、オオワシはもうオホーツク海岸にしかすんでいない、二千羽しかいない危惧種です。そういう鳥がどんどん死んでいるのに、環境庁として散弾銃の云々かんぬんというのを言っている時期ではもうないというふうにはつきり思っています。酸性雨によってもよく溶けるものですし、人体への影響も大変危険です。なのに、散弾銃の中で銃身がどうのこうのという話を今何うレベルではないと思います。

先ほどから、ダイオキシンや環境ホルモンの問題でも、皆さんが一刻も早くやるべきだと。これは水俣もそうですが、もう結果が出てから、犠牲が出てから、そしてチッソだつて今もうつぶれそうになるほどまで長い間企業として苦勞している。そういったことの前に手を打つのがこれからの行政だと思いたつたので、これは環境庁長官と自然保護局長に、必ずことし中には実現をしたいと思います。

さもないければ、私たちは議員立法でも、出すと言つたら環境庁がやるからというので私たち議員立法を出さなかつたんですから、環境庁がやらないんだつたら、私たちは議員立法でこれを一刻も早く出さなきゃいけないと思つています。

次に、きょうは農水省にわざわざお越しいただいたので、ぜひとも農業と自然の問題について質問したいと思います。

農業基本法の改正に向けて調査会の中取りまとめが出ています。そこに環境との調和を大事にするというようにも書かれていてるわけですが、けれども、六ペーじのところには、「環境に対する負荷の軽減を図っていくことが求められている」と。私は、より積極的な改正をしていただきたい。農地、特に水田は自然度を非常に高める、そういった環境であることは十分御承知のことだと思いますけれども、そのためにやはりこれからもしっかりと積極的な政策を農水省としてとっていただく必要があるというふうに思っています。

今のところは低農薬とかそれから化学肥料を減らすための農業改善といったような比較的対症的な方法がこの中間報告に書かれていてるわけですが、しかし、農地環境をもつと本質的に自然度を高めるための具体的な政策の展開が必要ではないか。そういう視点から、農業基本法を国土を守るという観点から再度見直していただきたいというふうに思っているわけです。

具体的な政策の提案をさせていただきたいんですが、農地の自然環境を改善する作業、それ自体を農業の一部として位置づけることができないか。農地の中でも水田は生物の生息環境として大変すぐれた潜在的な機能を持っていますから、休耕田の減反補償金、これに傾斜配分を取り入れることはできないか。

現在の減反補償というのは一律ですね、御存じのとおりというかやってみようというのとおり。しかし、欧米では既に傾斜をつけているわけですね。休耕田が自然環境を改善したり保全したりする場合に、そういう視点を入れてもう一回補償のやり方を変える。自然の生物の生息をより好ましくしていくために、実際に減反しているけれどもその田んぼに対して湿地としての管理をする、そういうことをしたところに対しては厚く補償をする。それから、稲をつくらなくても水を張ったりそういうような管理をしなかつた農家には補償をする必要がないというような形の傾斜方式を取り入れたらば、大変有効に活用できるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(石原義君) ただいま堂本先生の方から農業基本法の改正、今農林水産省の方で新しく農業基本法をつくるべく検討を進めておりますけれども、それに当たつての視点といたしまして重要な点を御指摘いただいたと思つております。

ただいまお話ありましたように、まず第一番に農業が環境保全の大きな機能を果たしているというのとは間違いないと思つております。他方、農業をやることによって環境に対してマイナス、環境も負荷と言つておりますけれども、そういう機能も

果たしているということで、ヨーロッパではそういう点に着目しているということで、我々はそういう点も含めて農業政策を進めなきゃならぬというふうに考えております。

そういう意味で、例えば今具体例をおっしゃいましたけれども、減反の問題、これにつきましても単に一律で我々はやっているとということではありませんが、どういう作目をつくるか、あるいは農業に貢献しなくてもそのまま自然環境に貢献しているということであれば、その点に配慮いたしたいところとございまして、我々はそういう点は重要な問題として今後とも受けとめていきたいと思つております。

○堂本曉子君 一、二、具体的なことを申し上げたいと思つたんですが、これは環境庁との共同の仕事になるかもしれませんが、今ガンやそういうた渡り鳥は水田がないがゆえに羽を休めるところがなくなつてきています。ですから、収穫が終わつた水田に水を張つてそういう環境をつくることによって、ガンなどの水鳥がシベリアから日本へ来て、それから韓国とか、もつと南まで飛んでいく場合もあるわけですが、日本でもとまるところがなくなるのは困るわけなので、こういった生息地のネットワークをつくっていく、そういった地図を環境庁との共同作業でやつていただければいいんじゃないか。そういったところの田んぼをもし休耕地にしたらそこは補助をするというようなこと。

あともう一つは、圃場とかそれから水路、こういったものの整備の仕方。今三面張りなんかやつていらつしゃいますけれども、これは多様性を壊す。農家にとっては非常に有効だと農村の方に何うとおっしゃっています。農業としてはいいかもしれない、しかし多様性の視点とか環境の視点からいうと問題がある。とすれば、そこでどういったバランスをとっていくのかというあたりをこれから技術開発していただく必要があるんじゃないか。

ということで、農業基本法を抜本的な改革をなさるようですから、環境あるいは生物多様性の保全という視点を入れてぜひとも改革をしていただきたい。そのときにこういった問題も農業と環境との共管としてぜひやっていただきたいと思つたので、よろしくお願ひいたします。

答えていただくことができれば、簡単に。

○政府委員(石原義君) 特に環境に配慮した農業政策を推進するというところで、十分御指摘の点も踏まえまして検討を進めたいと思つています。

○堂本曉子君 ありがとうございます。

○山崎力君 改革クラブの山崎でございます。内輪話になるようですけれども、質問通告したことが前の先生方の質問の中に大分出てきてダブつておりますので、その辺のところを踏まえた形で、ちょっと違つてくる部分もあるかと思つたんですが、お答え願ひしたいと思います。

まず、非常に基本的なところからお伺ひしたいんですが、きょういろいろ問題になつております環境ホルモンですけれども、これは、かつて聞いたことがある外因性内分泌攪乱物質とどこが違うのか同じなのか、まずお答え願ひしたいと思います。

○説明員(廣瀬省吾) 同じものでございます。

○山崎力君 今世間的に通りがいいということもあつて環境ホルモンというような名前がマスコミ等を通じて一般国民の間にも伝わっていると考えるわけですが、エイズとその他の後天性何でしたか忘れましてけれども、その辺の言葉の問題、もともとと言えは若干違つてきているんじゃないかなというのがあるわけですか。

そこで、ちょっと教えていただきたいんですが、外因性内分泌攪乱物質、要するに自分の体内でない外からの影響で内分泌を乱す物質であるというところであれば、例えば古来から言われてきた毒薬、毒だと言われているものがあるわけですが、それと内分分泌を攪乱することによって体を害するものもあつたのかなど。もしそうであれば

ば、それはその中に定義上含まれるんだけれども、今問題になっているのはそういう物質じゃないんじゃないかなという気がしているんですが、その点はいかがでしょうか。

○説明員(廣瀬省君) 確かに物質によっていろんな害をホルモンに作用する部分があるかと思いますが、現在、生殖毒性の議論のところで注目をされてきている。そしてそのホルモン作用、それから脳神経作用、それからもう一つ免疫作用というところを含めながら学問としては進み出している。

最初の気づいたところは雌化の話とかそういう話から出ているということですから、先生のおっしゃるとおりかなり変わっていく可能性はあるだろうというふうには思っておりますが、今のところ、そういう意味ではこれからの研究の成果の中でどうなっていくかということになるかと思っております。

○山崎力君 私の記憶からしますと、この問題に近い形でいわゆる環境ホルモンなのかと、今から振り返ってみればあの問題だったのかなというので記憶があるのは、アメリカのハクトウワシの減少問題であります。その原因が何かということについて調べた結果、非常に卵の殻が薄くなってふ化率が下がって、それで減少しているんだという記憶があります。詳しくは知りませんがそれ以上のことはわかりませんけれども、もう何年前になりますか、その記憶さえ定かではございません。

そういったことで、そうすると今一番問題になっている環境ホルモンという、いわゆる生殖作用に関連するホルモンに影響を与える物質が何かという視点での議論がなされている、そのところまで絞って入っているというふうには意識しているのかどうか。

もう一つ、そのところでダイオキシンという問題があるんですが、これはそうすると今言われている環境ホルモンに相当するものか、それとも外因性内分泌攪乱物質には相当するけれども今話題になっている環境ホルモンには相当しないのか、

こういうところも出てくるわけですが、その辺のことをちょっと教えていただければと思います。

○説明員(廣瀬省君) 具体的に申せば、ダイオキシンも内分泌攪乱物質の中でとらえていくように疑っているということになります。それから先ほどのハクトウワシの話も含めて、ハクトウワシもその中で疑われてきた一つの事象として本の中では出てくるということになっておりまして、確かに古い話であります。具体的な意味でいけば、今のダイオキシンの問題も含めて考えていけば、当然ダイオキシンの作用の中でその部分が疑問に思われてきているということ、入っているというふうには思っております。

○山崎力君 ちょっと確認なんです。そうすると、ダイオキシンは生殖作用に影響する物質であるというふうには認定されていると考えてよろしいわけですか。

○説明員(廣瀬省君) 具体的に最近その報告が出てきている可能性があるということになっておりまして、今回も学者の議論の中ではその辺を含めてダイオキシンをどう見ようかということが大きなテーマになってきているというふうには聞いております。

○山崎力君 というお答えなんです。我々の意識だと、やはりダイオキシンという強烈な発がん性物質だということに意識しているわけ、その辺のところがちよっとあまいものとして現状受けとめられているというふうには思っています。

なぜこのようなことを質問申し上げたかといいますと、今私どもの聞いている範囲においては、環境庁が専門家に任せての信頼しての作業でございすけれども、環境ホルモンとして疑わしい物質を六十七種類選んだ。今のお話でいくと、古来からの物質、毒も含めてですが、一種の危険物と言っていると思うんですが、その危険物としてわかっているもの、それが今回、そういうふうには認定はしているんだけれども、砒素でも何でもいいです、それが別の作用としていわゆる環境ホルモンかどうかという検討をしているかどうかという

問題がございます。

それからもう一つ、危険物が危険物でないかもわからなかったものが今度環境ホルモンだということも出てくるでしょう。それから、危険物ではないと安全性を確認されていたような物質であっても事生殖に関するホルモンの攪乱作用があるものもあるであろう、こういうふうにいるる考えられるわけですか。

そうすると、常識的に見て、これは膨大な数の化学物質をいうか、化学物質でない自然界に存在する物質も含めて検討しなくちゃいけない。そうすると、ほかの国でもいろいろやっていると思います。私どもも聞いた話では、WHOの会議で新しいTDIが設定されたという話がございます。その辺、WHOと加盟国がどういう話し合い、議論の中で新しいこういったTDIを導いたのか、その経緯。

今私は議論を広げちゃったわけですが、そういう問題も含めて、その中で今回のこういった問題がどのような位置づけになっているのかという環境庁の判断をお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(廣瀬省君) 先生のおっしゃるとおり、まさしく広がっております。

それで、アメリカの動きを考えれば具体的に御説明できるかと思うんですが、そういう広がりがあるがために標準的手法をどうしても開発しなきゃいけない。それから、アメリカが八月に取りまとめた一つの手法をOECDに提出したい、考え方をしたい、こう言っているわけですが、それができれば、約一万五千種類の化学物質をその手法で洗いたい、こう申しておるといことは、先生のおっしゃっているとおりの世界に入ってきている。

そのために日本としては早急に、補正でもお願いしておるわけですが、その手法開発に、OECDにも協力して第一線の部分に早く入りたい、そして世界的貢献に寄与してまいりたいというふうな考えでいるわけでございます。

○山崎力君 まさにもう前途遠大な世界に我々は踏み出さなきゃいかぬということで、なお悪いことに、一つの種類であつたらよかったのが、いわゆる複合汚染その他言われまじけれども、そういったかけ合わせの中で我々生きていくわけですから、そのことを考えるとんでもない作業をこれからせにゃいかぬだろう。

そういう点で、役所の立場からすればその体制をどうするか、予算づけをどうするか、それを国民にどう理解してもらうかという作業があるかと思うんですが、現状においてはまだまだその辺のところがお互い不十分だということは御認識のとおりでございます。

今までの経験もございしますので、その辺のところを含めまして、アメリカ、欧米の進歩した研究とどういふふうな連絡をとりながら、あるいは専門家の交流とか定期的な会議とか、そういうふうな専門官をそろそろ日本でも考えた方がいいんじゃないかというふうな気がしておるんですが、その辺についての将来的な環境庁の取り組みの方針について、大臣から御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(大木浩君) 御質問は恐らく行政官庁としての環境庁がこれから外交を含めてどういふふうにして環境ホルモン問題ないしはダイオキシンの問題、ダイオキシンも先ほどの話で環境ホルモンの中に入るといふことですから、そういった問題に対処するかということでございます。

例えば、まずは今の省庁の中の縦割り行政をできるだけひとつずつきりさけていって、いづれ環境省というものもおつくりいただくというところでございます。それはその中でひとつきつちりとやりたいということ。私も昨年九月から環境庁長官をやらせていただきました。まさしく縦割り行政というのは大変だということを痛感しております。それからもう一つは、横割り行政というのか、国と都道府県とまた市町村とか、そこら辺のつながりというのも非常にまだすつき

りしていないということですから、そういったものをきっちりさせていただく。

それから、国際的にも、よその国からいろいろと情報ももたらう、また意見も交換するという体制を強化しなさいかぬと思うわけです。これについてはいろいろな考え方があられるわけでごまいて、例えば大使館に環境アタッシェというようなものをお配置するのがいいのか、これまたなかなか難しいわけでありまして、大使館の人員ということになりますから、一人環境アタッシェとして出しても、環境だけやっていられないというところにもならない。もちろん主要な場所には、いろいろな国際会議があるようなところには環境アタッシェをこれから強化して出していただくということが一つの手段だと思いますし、あるいはむしろいろいろな会合があるときには東京からも専門官を派遣して会合をする、その辺いろいろと組み合わせて、全体として国際的にも環境問題についての日本としての知識、経験というものがさらに強化されるように努力をしたいと考えております。

○山崎力君 今長官からの御答弁の中にもあったんですが、きょう厚生大臣おいでになつていれば一番そのところもお聞きしたかったわけですが、役所の代表の方が来られていたので、その点、厚生省の方にお伺いしたいんですが、要するにこの環境ホルモン問題、ダイオキシン、今環境ホルモンだということでもやりましたけれども、どこからどこまでが環境ホルモンの職掌で、どこからが厚生省の職掌なのかということの話し合いというのはどういうふうになつていくのかということを知りたいわけですが、両大臣そろっていればあれで結構ですけれども、どちらからでも結構ですから、その辺、省として私どものこの問題に対する役割はこまに、こまにどうなつていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。どちらからでも結構です。

○国務大臣(大木浩君) 厚生大臣がおいでになりますけれども、今、省庁再編成ということで法

案を出して議論していただいておりますわけですが、その中で非常にはつきりしておりますのは、廃棄物の処理、これはもう基本的には環境庁の方でやらせていただくということになっておりますが、こういう例えば環境ホルモンについてどうするかというところについては必ずしも明確には細かくは書いてございません。これは一つは今後の新しい省の設置法の中にどこまで書き込むかということでございます。

いづれにしても、どういうふうに書き込むにしろ、現実にはお互いに協力しなさいやならぬ部分というのは必ず残ると思いますので、その辺につきましても、環境ホルモン問題、非常にこれだけ関心を集めている事項でございますから、きちっとした体制ができるようにひとつ厚生省、あるいはまたほかの省もあります。環境問題というのにつきましてもいろいろな産業界との関連というのもあるわけでございますから、そういった面では通産省初めとして、そちらの方の関係の各省とも協力しなさいかぬということでございます。

いづれにいたしましても、今御審議いただいております新しい省庁再編成の法案の中にも、お互いに縦割りの弊をなくするために意見はきちつと言ひ合うという精神は書いてございますので、そういう方向に従つてひとつ努力を続けたいと思っております。

○政府委員(小野昭雄君) 先ほど来環境庁の方から御答弁がおりますように、非常に幅広い化学物質につきましてもそれを一つ一つチェックしていくわけでございますが、それが最終的には人間の体はどういう経路で入ってくるかということが大きな問題でございます。

例えば、食べ物で入ってくる、あるいは水道水から入ってくるというふうなことになりますと、食品衛生法あるいは水道法を所管しております厚生省が対応することになると思ひますし、大気を介して入ってくるということになれば、現在の関係では環境庁が取り組むことになるということになるわけでございますが、いづれにいたしまして

も、現在緒についたばかりでございますので、どういう物質がどういう経路でどう入ってくるか、そここのところの解明を一步一步しなければならぬので、その解明を待ちながら、各省庁の持っている能力を最大限に發揮するような形で仕分けをしていくということになるかと思ひます。

○山崎力君 その考え方はそれとしまして、というの、ちよつと私それだけでは不満なのは、今問題となつてくるのは、どの物質が本当に危ないのかということ、これは人間の体のこと、医学的な部分もあることですけれども、今までの医学で対応できるわけでもないわけ、そうすると、例えばダイオキシンがこういう人体の生殖作用に影響するよと、よつてもつて、これはごくごく微量ならばともかくも、微量であつてもこれはストップさせにやいかぬということとをそれぞれ決めていくのをどうかが本当にやるんですか。

医学的で言へば厚生省の方の分担がきれいなし、環境的に言へば環境からの物質のあれからいけば環境庁の方になるし、これは経路の問題じゃなくて、人間の体、しかも我々人類の基礎である生殖作用に対して大きな影響があるということに対して、国、政府としてその物質が悪いものなのか大丈夫なものなのかを決めることが先決であるはずなんです。それをどっちがイニシアチブをとつてやるんですかということをお聞きしたいわけでございます。

○国務大臣(大木浩君) 厚生省のお立場からのまいた御説明があると思ひますが、正直申し上げまして、実は環境ホルモン全般につきましては、今なかなかどういう影響があるんだということが言い切れないと思ひます。

ダイオキシンにつきましては、先ほど福本委員でございましたが、相当人体に対する影響があるというところはつきりしておるんじゃないかというお話がございました。確かに、ほかの環境ホルモン一般に比べますと人体に対する影響があるらしいというかなり進んだいろいろな知見が得られておりますけれども、環境ホルモン全体となりま

すと、要するに人体に対する影響ということになればこれはやっぱり厚生省が相当大幅に権限という責任を持つて御判断いただかなきゃいかぬわけでございますし、いや環境としてちよつと問題があるんだということになると今の体制では環境庁ということになりますので、どちらがというのは、それぞれの物質についての知見に基づいて、これはとりあえず環境問題として取り扱うか、あるいは人体に対する健康の問題として取り扱うかというところでちよつと分かれが出てくるんじゃないかというふうには私は感じております。

○山崎力君 行政の立場からするとそうなるのかなと思ひますが、私は、次の時点での発想だと思ひます。

例えば、ダイオキシンならダイオキシンが人体に対して影響がある、特に生殖作用について影響がある、危険性があるというこの判断をした後、それじゃこのダイオキシン対策をどういうふうにしたらいいかというときにおいて、各省庁がそれぞれ役割を担う。これはそれぞれの得意な分野でやればいいわけですが、これを我々人類にとって危ないものかどうか、調査をして研究をしてそれを確定するのはどうなんだ。これが厚生省なのか環境庁なのかということとをさつきから私は言つていくわけで、それに対する御答弁がなかなかいただけないんじゃないかと思ひますが、その辺いかがでしょうか。

○国務大臣(大木浩君) 今いろいろとまた予算措置もしていただいておりますが、環境ホルモンにつきましては、調査研究については環境庁が主としてやらせていただくというふうには私は理解をしております。その結果、人体に対するどういう影響があるかということが出てくれば、そこに当然に今度は厚生省が中心になつておやりにならないければならぬ仕事も出てくるんじゃないか、そのように理解をしております。

○山崎力君 厚生大臣がいれば別のあれが出てきたかもしれませんが、きょうはその辺にいたしま

先ほどからダイオキシンの問題その他出ていますが、いろいろ細かいデータ、私はどこまで本当なのか分かりません。ただ、母乳に含まれているダイオキシンの問題がある、あるいは、母乳だけでなく人工乳であるとかあるいは哺乳瓶自体であるとか、そういったものでダイオキシンのみならず環境ホルモンのものが経口的に乳幼児に入るんじゃないか、あるいは、血液を通して、一番問題なのは妊娠初期の母胎を通じて胎児に影響するものがあるんじゃないかというふうなことを一連の前の委員が質問されてきたわけです。

私はそここの是非について、厚生省の今のスタンスについて一々申し上げることはこれはなかなか難しい点があると思うんです。国の政策として、こういう将来に禍根を残すようなことをあらかじめそれじゃ前倒しでやっていたらいいかといえはなかなか難しいところもあると思うんです。

その場合、一つの考え方としては、予防接種によるいろいろな弊害がございました。予防接種によって脳炎になって寝たきりになったような方もいらつしやう。そのときの大義名分として、これをやらなければ大勢の人が感染症になって被害が出るのだけれども予防接種をすることによってそれが未然に防がれた。しかし残念ながら、体質的なことやいろいろな問題があつて、万人に一人か十万人に一人かですういった人が出るかもしれない。

そのときに私が感じていたのは、これは過失があつたからさういった人たちに補償するんではなくて、人間社会の予防措置のための不可避的な犠牲者に対してはかの人間が補償ないし面倒を見るという制度にそろそろ切りかえてもいいんじゃないか。そういう考え方であれば、この辺でいいと思つてやっていたんだけれども後になってみたらもうちょっと厳しくしていなきゃだめでした。ただ我々はその当時の技術ではここまで補償する必要はないと思つていただけだともいう無過失の形で責任を行政が回避するという姿勢は、こ

ういった問題からしますとそうそろそろできなくなつてきていくんじゃないかという気が私自身しております。

その点について厚生省と環境庁のお考えをいただければと思います。時間的にもうそろそろ最後になると思いますが、ほかの質問は割愛させていただきますので、答弁の方、よろしくお願いいたします。

○政府委員(小野昭雄君) 突然の御質問でございまして、大変難しい問題であらうと思つております。

ただ、確かにいわゆる不確実性の増している社会でありますし、予見できないことがなかなか多くなつてきている。またそれを予防するといふにしても、その手法がなかなか難しくなつていく時代に入りつつあるというふうには私も思つては認識をいたしております。

そういう時代の中において、今先生が御提起のございました問題というのは、単に健康問題だけではないで、ほかにもいろいろ本人の過失に帰せられないで社会全体の、社会の活動の中で不可避的に発生したものをどう考えるかというは大変大きなテーマでございまして。私も、我が省だけではございせんが、そういう大きな枠の中での議論をされるならば、その一環としてこういった問題も入る可能性はあるというふうには考えております。

○国務大臣(大木浩君) ダイオキシンと環境ホルモン全般について考えてみますと、今我々が少なくとも考えることについては多少差があるんじゃないか。つまり、ダイオキシンにつきましては、既に例えればWHOでもいろいろと具体的な数値というのを示してこちら辺が危ないよということとを言つておりますから、それに合わせて私どももさういふことを進めるといふのが一つの方法だと思つております。環境ホルモン一般ということになりますと、何かいろいろな影響があるらしいということが動物実験では出ておりますけれども、人となりますとなかなか十分な知見が得られませんので、仮に予防といつてもどういふ予防がある

のか、そこからしてまだまだなかなかはっきりした十分な知識がないということですから、とりあえずはできるだけ合理的な試験とかいういろいろな方法を開発いたしまして、そしてできるだけ早くある程度の知識を得た上で次はまた予防措置、こういうことになるんじゃないかと考えております。

○赤桐操君 昨年の暮れに河川、湖沼、海域それぞれの水質が大幅改善をされてきたという発表が環境庁の方からなされたようでありまして。これは一部新聞で報道されているのであります。この状況を新聞で見るとおきましては、河川の方と海域の方はかなりよろしいようであります。しかし、湖沼についてはよくないというように私は理解しているんですが、その状況等について少し御説明願ひたいと思つております。

○政府委員(渡辺好明君) 先生が御指摘あつたところとございまして、公共用水域、河川、湖沼、海、こうあるわけですが、海と河川につきましては、環境庁が定めました健康項目それから生活環境項目、そのいずれにつきましても基準をほぼ達成しております。ただ、湖沼につきましましては、やはり閉鎖性水域ということもございまして、達成率は私たちの言葉でははかばかしくないという言葉を使つておられます。生活環境項目、つまり濁りの度合いその他でございまして、これも、これは大体このところ達成率が四〇%ぐらいで推移をしております。とりわけ達成率の悪い湖沼が比較的固定をしております。

後で先生から御紹介があるんだらうと思うんですが、手賀沼を初めといたしまして幾つかの湖沼は常に達成率が低いというのが現状でございまして。

○赤桐操君 それで、達成率が悪いということが一番具体的に証明されることになると思つております。特に千葉県では大きな沼としては印旛沼が一つあるんです。これはなかなか大きい沼であります。またもう一つは手賀沼がございまして、こ

の二つが全国から見てもワーストファイブの中に入つておるんです。特に、その中で手賀沼が一番悪いということになっておるわけです。

先般の環境庁の報道でたまにこういう結果が出ていくというところであれば、これはまた努力の方法があると思つておりますが、手賀沼に至つてはこのワーストワンが二十三年に及んでいるんです。二十三年間にわたつてずっと続いていくというところについては、これはやはり何とかしなきゃならぬんじゃないか。周辺の九市町村も大変このことを大きな問題として取り組んでまいつてきております。

特に、手賀沼は非常に風光明媚なところでありまして、かつて千古の明鏡と言われた湖だったところから初めてわかつたのであります。なかなかすばらしい自然に恵まれた丘に囲まれた湖であつたと思つております。ここには、申し上げるまでもありませんが、戦前戦後を通じて文人墨客がたぐさん集まられて、また、私どもの大先輩である加瀬完三参議院議員はここで生涯を閉じられておるわけでありまして。

そういうことでありまして、加瀬先生の歌の中にもたくさんございまして。そういう非常にすばらしいところであつたわけでありまして、それが昭和五十年前後からと言われておりますけれども、大変汚染が激しくなつてきています。それで今日に至つておるわけでありまして。二十三年に及んでおるというわけがございまして、私どもも何とかして方法を講ずることができないか、こういうふうに思つておるのではありませんが、環境庁としては今後の諸対策について何かお考えがございまして。○国務大臣(大木浩君) 後で必要がございましたら政府委員から追加をしていただきますが、今の手賀沼でございまして、先生御存じのとおり、湖沼水質保全特別措置法というところで昭和六十年に指定湖沼に指定いたしましたので、それ以来いろいろな計画が行われておるわけがございまして。現在は第三期の湖沼水質保全計画ということで、結局

その地域がいろいろな意味でだんだん開発が進んでおりまして、特に生活排水というのが非常にポイントじゃないかと思ひますので、私もそれをポイントにして、何とかしてせつかくの手賀沼が早くきれいになるように、その他いろいろの措置を実施中でございます。しかし、先生おっしゃる通り二十三年もかかっているということでございますから、これはすぐには申し上げられないわけでございますけれども、一歩一歩前進してまいりたいと思ひております。

もし必要でございましたら、現在やっておりますもう少し細かい対策についても御説明を申し上げます。

○政府委員(渡辺好明君) 今大臣からお話を申し上げたとおりなんですけれども、汚濁の原因をパーセンテージで多少申し上げますと、やはり一番大きいのは住宅開発の進行に伴う生活排水、これが汚濁の七割を占めているという状況でございます。それに加えて、やはり農地とか市街地あるいは多少の林地から、これが一番難しい問題なんですけれども、非特定汚染源といひますかノンポイントソースという形で表面からいろいろなもの手賀沼の中に流れ込む。しかも、手賀沼の形状が皿のような沼で、流域の人口が四十七万人というふうな状況でございますので、そのところはやはりどうしても、地元もしっかりとやっておりますし、建設省も御協力いただいておりますけれども、やはりとあらゆる手段の総動員、これを継続的にしかも連係プレーでやるということとしかこれからの打開策はないんだろうと思ひます。

それから一つ一つ積み上げていくということ、これはもう先生御承知のことですけれども、地元の我孫子市ではここに手賀沼という特別の課も設けられてきたり対策を強化するというところでございますから、環境庁も、身近な水の循環という形で地元で井戸や湧水を復活させる、コンクリートのところに降ったものがそのまま流れないで一たん地中にしみ込んで、それをわき水と

か井戸の形で出して手賀沼に流し込むというふうなこともやっております。

○赤桐操君 千葉県では、ちょうどこの辺が臨海部の大変大きな工業地帯の造成と並行いたしました内陸工業地帯がつくり上げられ、そこにはたくさんの方の工場に勤く労働者が集まっております。大団地もできています。特にこの辺は東京近郊地帯でございますから、松戸にいたしましては柏にいたしましてはもう大都市でございますので、そういったところとの関係が非常に強い影響を持って汚染という形が出てきているように思われます。

しかし、考えてみますと、日本はもろんでありますが、私もいろいろ外国の状況等も見えておりますけれども、マイアミなんかはまことにすばらしいですね。あれだけの人が集まり、あれだけのホテル群があつて、また奥地もかなり広いんですが、そういうところから集まってくる流水は相当なものだと思ひます。しかし、あのマイアミ周辺の海域は汚染というものはまずありません。これは私も行ってよく体験いたしましたけれども、大変なものです。

だから、やはりそういった努力をすればこれはできることであつて、最初からそういう計画的な浄水対策といひますか汚水対策といひますか、そういったものが計画されていなきやならなかつたと思ひますが、五十年前後の時代といひますとそんな状況じゃまだなかつたと思ひますのでやむを得なかつたと思ひます。しかし、いずれにしても二十三年に及んでおりますので、この辺で思い切った対策を講じてもらう必要があるのではないか、こういうふうに考えております。

これは環境庁の方でも御努力はいただいていると思ひますけれども、何と云つても湖沼、河川の関係とこれは一つにくくることができるでありますから、建設省の方でもいろいろ諸対策を講じられておられると思ひますので、建設省側のお考えも伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(尾田栄章君) 先ほど環境庁長官の方

からも御答弁がございましたが、湖沼水質保全特別措置法に基づきます水質保全計画のとりまきとして、私も建設省といたしまして下水道事業あるいは河川事業を積極的に展開をいたしておりますところでございます。

下水道事業といたしましては、手賀沼流域下水道とこれに関係をいたします市町の関連公共事業、関連公共下水道の計画的整備を進めていくところでございます。現在、流域の六市二町すべてで下水道の供用を開始しておりますのでございまして、流域内の普及率は約六二・二％ということになっております。これにつきましては、さらに一層その対策の推進を図りたいというふうに思っております。

そしてまた、河川事業といたしましては大きく二つの範疇がございまして、一つは、北千葉導水事業という事業によりまして利根川の水をこの手賀沼に浄化用水として導水をするということ。もう一点は、河川浄化事業として行つておるわけでございますが、底泥のしゅんせつ、この手賀沼への流入河川の直接浄化施設の整備、先ほど御答弁ございましたノンポイントソースから出てくるいろいろなものにつきましては下水道でも対応できませんので、そういうものを流入河川の対策として直接浄化を行う、そういうことの整備を推進しておるところでございます。

北千葉導水事業によりまして導水は、本年、平成十年度末に試験通水を行うという予定にいたしております。最大で十トン、毎秒十立方メートルの浄化用水の導入を行うというものでございまして、これによりまして相当の効果があらはれるというふうに考えております。

もちろん、手賀沼に導水をしてその水がまた利根川に戻るわけでございますので、そのまま浄化せずに流しますと利根川の水質悪化を招くということもございまして、出口には、じやうつこ浄化と呼んでおります礫間浄化を行つた利根川に水を戻すというふうな、そういう形で事業を進めておるところでございます。

また、底泥のしゅんせつということで申し上げますと、平成九年度までに既に約六十八万立方メートルの底泥のしゅんせつを行つております。そして、流入河川の対策といたしましては、礫間浄化施設を既に整備しまして稼働しておるという状況にございます。

ただ、残念ながら、こういう形で事業展開をいたしておりますけれども、先生御指摘のとおりなかなか水質改善が見られないというのが現状でございます。そして、そういう中で、我孫子市あるいは柏市を中心にして、地元の市町が連携をしながらこの水質問題を考えたいという機運が出つつあるように伺ひをしております。また、私どもの現地の江戸川工事事務所でも一緒にこの問題について当たつていきたいというふうに考えておるところでございます。いづれにしても、そういう地域のいろいろな対策と一体となつて初めて実が上がつていくものと考えておるところでございます。

そしてまた、一番問題は浄化技術、下水のようにある程度濃度の濃いものの浄化についての関しましては相当技術開発が進んでおるわけでございますが、河川のようにある程度薄まった、汚濁しておつても下水、汚水と比べれば非常に薄い、そういう水質の水をいかに浄化するかということに關しては技術開発がいろいろな面で今民間をひくくめて行われておる、そういう段階にあるというふうに考えております。

そういう中で、千葉県の方では、手賀沼の水質浄化の新技術を民間から公募する、そしてその上で公開実験を行うというふうな取り組みを平成十年度から開始するというふうな聞き取りをいたしております。そういうことと相まちなして、私も、何とかこの手賀沼を先生御指摘のとおりかつて風光明媚とされた湖沼に戻すべく努力をしてみたいと思ひております。

○赤桐操君 いろいろと御努力いただいていることはよくわかるのでありますが、生活排水が一番の中心だというふうに理解してよろしいと思ひ

んです。そうすると、こういうものについての浄化の方法が第一次浄化、第二次浄化、第三次といういろいろあるようであります。

これはまた、同時に、浄化槽の型がいろいろあるようでありまして、私どもで聞いておるところによると、生活雑排水対策として厚生省の要請にこたえて業界が単独浄化槽の製造を中止する方針だというように聞いておるんです。こういうことについては、建設省、環境庁の皆さんは聞いておられますか。

○政府委員(渡辺好明君) 私どもも単独浄化槽ではなく合併浄化槽の設置でいくべきだというのが考えでございまして、手賀沼の三期計画、平成十二年度を目指しておるわけですが、その中でも下水道整備率をたしか六五%まで持っていく、それに加えて合併処理浄化槽の設置整備事業は六百基ほどふやすということになっております。

業界団体がそういう自主的な動きをされているということは、前から浄化槽大会その他で事業者自身がこれからは合併処理の時代だというふうなことをおっしゃっておられました、私どもも賛成でございします。

○赤桐操君 滋賀県では琵琶湖を守るために大変厳しい条件を付してやっておるようであります。ここでは新築家屋に対しては全部合併浄化槽を使っておるということのようであります。

そういうような形まで恐らく持っていかななくてはならないのだろうと思ふんですけれども、それには浄化槽法の改正が伴う、それをやらないという助成措置ができない、こういうことも聞いておるんですけれども、この点については何か検討されておりますか。

○政府委員(渡辺好明君) 先ほど答弁申し上げましたようなことでございますけれども、浄化槽法は厚生省が中心になって運営をされておられまして、私どもも何とか単独ではなく合併型に誘導する方策はないかというふうなことも昨年来検討しているんですけれども、強制的にやるという手法がいいかどうかというところでやや中での検討が

分かれておりまして、もう少し検討の時間をいただきますというふうに思っております。

○赤桐操君 ここまで来ていますから、何らかの具体的な方法をきちんと推進して、そして地元にも協力してもらおう、県はもちろんです、市町村は真剣に取り組んでいるんですから。したがって、あと、それぞれの住民の皆さん方にももとより協力してもらわなければなりませんので、そういう全体の空気をつくり上げながらやっていくのには、浄化槽法の改正、そしてまた助成措置、こういう問題にまで一歩前進できるように、環境庁、厚生省、建設省、それぞれの立場で、三省で手を握って御検討いただいてひとつもう一歩前進してもらいたい、このことを要請したいと思いますが、いかがでしようか。

○国務大臣(大木浩君) 今三省庁にわたるお話でございましてけれども、私どもとしても、もちろん手賀沼がさらにきれいになるということは地域住民ばかりでなく本当に国民共通の期待だと思ひますので、私どもも環境を守る立場からこれからはひとつむしろリーダーシップを発揮して、三省庁とも協力しながらできるだけのことを進めたいと思っております。

○赤桐操君 最後に、中央で本格的に乗り出していただいて問題の解決にいいよ大きな前進を願いたい、このことをお願いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(関根則之君) 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時二十七分散会

第十三号中正誤

ページ 段 行 誤

二六 四二四 政府委員(木下博夫君) ○政府委員(木下博夫君)

経済・産業委員会、国土・環境委員会連合審査会
会議録第一号中正誤

一ページ二段二十六行の次に、出席事務局側として左の者を加えるはずの誤り。

員 常任委員会専門 八島 秀雄君

平成十年六月十七日印刷

平成十年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局